

熊本県食料・農業・農村基本計画

～令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復

そして

未来につながる魅力あふれる「くまもと農業」の実現～



令和3年(2021年)2月

熊本県

令和2年7月豪雨と新型コロナウイルス感染症の影響
からの回復、そして、未来につながる魅力あふれる
「くまもと農業」の実現に向けて



本県の農業は、多彩な地形や気候、豊富な地下水などの豊かな自然環境のもと、農業者のたゆまぬ努力により営まれており、多種多様な農産物を育む魅力ある産業です。

農業経験を持つ私は、知事就任直後から農業を県政の重要課題と位置付け「稼げる農業」を旗印に、全国に先駆けた農地集積の推進や「くまもとの赤」による県産農産物のブランド化などによるP（価格）、Q（生産量）、C（コスト）の最適化に先頭に立って取り組み、本県の生産農業所得は知事就任時から大幅に増加しました。

しかし、熊本地震から復興の歩みを進めている中、新型コロナウイルスの感染拡大に続き、令和2年7月豪雨では球磨川流域はかつてない程の打撃を受けるなど、いわば“トリプルパンチ”に見舞われています。

このような中、今回策定した「熊本県食料・農業・農村基本計画」では、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症等の逆境を乗り越え、加えて、農家の高齢化等による担い手の不足や激甚化・頻発化する自然災害、TPP11をはじめとするグローバル化の進展など、本県農業を取り巻く状況をしっかりと見据えたうえで、稼げる農業の確立と魅力と活力あふれる持続可能な農村づくりとを車の両輪として農業・農村施策の展開を加速化し、未来につながる魅力あふれる「くまもと農業」の実現を目指すこととしています。

熊本の農業の発展によって、県民の皆さまが、安全・安心で、誇りに満ち、未来への夢と希望にあふれ、「県民総幸福量の最大化」を実感できるよう全力で取り組んで参ります。

本計画の実現は、経済的な豊かさだけでなく、農村地域の活性化、ひいては県土全域の均衡ある発展にも寄与するものであり、農業者をはじめ県民総参加で、くまもとの食、農業、農村の維持発展に取り組む必要があります。県民の皆様におかれましては、施策の推進に対する一層の御理解と御協力をお願いします。

令和3年（2021年）年2月

熊本県知事

高橋 拓也

目次

■はじめに

1 策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 県民の皆さまとの協働	2

総論

第1章 くまもと農業・農村の今

1 令和2年7月豪雨による農林水産関係被害	3
2 新型コロナウイルス感染症の農林水産物への影響	5
3 くまもと農業の概況	6
4 くまもとの人口推移、農業の担い手	11
5 農業の生産基盤	15
6 自然災害の発生状況	17
7 農産物の流通	18
8 くまもとの農村（中山間地域）	21

第2章 くまもと農業・農村を取り巻く情勢と課題

1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興	25
2 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対応	25
3 消費者ニーズの多様化と経済のグローバル化	26
4 進展する人口減少・高齢化社会	26
5 農地・農業用施設等の社会資本ストックの劣化	27
6 気候変動の影響と頻発する自然災害	28
7 流通の多様化と販売力の強化	28
8 重要性が増す中山間地域等の振興	29

第3章 くまもと農業・農村の目指す姿

1 農業・農村の目指す姿	30
2 農業・農村施策の展開方向	33

各論

第1章 喫緊の課題への対応

1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興	37
2 新型コロナウイルス感染症など社会情勢の変化に対応した持続可能な農業・農村の実現	40

第2章 目指すべき姿の実現に向けた取組み

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

① スマート農業の導入による省力化・生産性の向上	43
② スケールメリットを活かした大規模法人の新たな経営展開	45
③ 生産・集出荷施設の再編	47
④ 安全・安心で信頼・魅力のある商品づくり	49
⑤ 現場・消費ニーズに対応した新品種、新技術の開発・普及	51
⑥ 地域全体で取り組む畜産の収益性向上	53

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集	
① 円滑な経営継承による担い手の確保	55
② 多様な就農形態に対応した新規就農者の確保・育成	57
③ 戦略的な農業経営に取り組む担い手の育成	59
④ 地域営農組織の育成	61
⑤ 企業などの農業参入の促進	63
⑥ 外国人材等の確保・活躍	64
⑦ 農福連携による活躍の場の拡大	66
(3) 経営力を高める農業生産基盤の強化	
① 担い手への農地集積の更なる加速化	68
② 生産性向上に向けた基盤・施設の整備	70
③ 農業団体の経営基盤・活動の充実強化	71
(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化	
① 国土強靱化に向けた防災・減災対策の加速化	73
② 自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進	75
③ 家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化	77
(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化	
① 県産農産物の販売力強化	79
② 6次産業化等の推進	81
③ 地産地消、食文化の継承	83
④ 県産農産物の輸出推進	85
2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり	
(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり	
① 中山間地域における柱となる所得の確保対策と先進事例の波及	86
② 中山間地域を支える多彩な担い手の確保・育成	88
(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮	
① 中山間地域の実態に応じた基盤整備と農地集積の推進	90
② 地域活動を柱とした多面的機能の維持・発揮	92
③ 地下水と土を育む農業の推進	94
(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興	
① 地域資源を活かした農村の活性化とスーパー中山間地域の創生	96
② 交流や他分野との融合による地域活力の向上	98
(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	
① 地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策の推進	100
② 「くまもとジビエ」利活用の推進	101

■参考資料

○ モデル経営類型	102
○ 中山間地域における持続可能な農業・農村づくりに向けた取組み事例	117
○ 専門用語集	119

■ はじめに（計画の策定に当たって）

1 策定の背景

平成 28 年(2016 年) 4 月の熊本地震により本県の農業生産基盤は、甚大な被害を受けました。このような中、平成 28 年(2016 年)12 月に熊本県食料・農業・農村計画（平成 28 年熊本地震からの復旧・復興と「世界と戦えるくまもと農業」の実現）を策定し、着実に復旧・復興を進めるとともに、農業の競争力強化や中山間地域の振興を図るため、様々な施策を展開してきました。

具体的には、全国に先駆けて取り組んだ農地集積と農地の受け皿となる地域営農法人の育成に一体的に取り組む中で、100ha 規模の大規模法人が 13 法人設立されました。

また、いちご「ゆうべに」や水稻「くまさんの輝き」など、オリジナル品種の開発・普及や販売強化により本県農産物の更なるブランド化が図られたほか、農林水産物の輸出額は、令和元年度(2019 年度)目標の 60 億円を平成 30 年度(2018 年度)から 2 年連続で超えました。

さらに、担い手の確保については、就農相談、研修から定着まで、切れ目のないサポートを展開し、認定新規就農者数は全国トップ、認定農業者数は全国 3 位となっています。

加えて、「くまもと農業経営塾」や「くまもと農業アカデミー」等の充実により、トップリーダーの育成や農業者のスキルアップを図りました。

このほか、中山間地域対策として、柱となる所得や担い手の確保、農地の基盤整備などを総合的に推進する「中山間農業モデル地区」を 32 地区設定し、生産条件が厳しい中でも意欲的な取組みが展開されています。

このように、様々な施策を展開した結果、熊本地震により甚大な被害を受ける中にもあっても全国第 6 位の農業産出額を維持しています。

一方で、本県は、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興にある中、令和 2 年(2020 年)に国内において発生が確認された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による県民生活や地域経済への影響や、令和 2 年 7 月豪雨災害とトリプルパンチの状況にあります。

また、人口減少社会の進展による農業・農村の担い手の減少、地球温暖化等とともに頻発化・激甚化する自然災害への対応、さらには、TPP 11、日EU・EPA、日米貿易協定等（以下「TPP 11 等」という。）の発効による農産物自由化の進展など、農業・農村には大きな不安要素が存在します。

そこで、今回、新型コロナウイルス感染症への対応と令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興を進めるとともに、激動する時代の変化に柔軟に対応しながら、本県農業・農村を引き続き、維持・発展させるため、これまでの計画を見直し、目指すべき姿に向け重点的に取り組む課題や施策を示していくこととします。

2 計画の期間

この計画は、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」と歩調を合わせた農業・農村に係る具体的な振興計画として、令和 5 年度(2023 年度)までを計画年度とします。

また、計画に基づく取組みの進捗状況を把握するため、各論の第2章「目指す姿の実現に向けた取組み」に示す政策課題ごとに目標を設定しています。

なお、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に最優先に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期す中で、状況に応じた柔軟な施策展開と施策目標値の運用を図っていくこととします。

3 県民の皆さまとの協働

食料・農業・農村を取り巻く諸課題は、農業者だけでなく、消費者など県民の皆さまの十分な理解を得た上で県民一人ひとりの行動によって解決していく必要があるものです。さらに、食料安全保障や農業・農村が有する多面的機能など、都市部の住民にも本県の農業・農村が果たす役割をしっかりと理解してもらうことが重要です。

したがって、この計画は、本県の農業・農村の維持、発展に向け、農業者をはじめ県民総参加で取り組む方向性を示す指針であるとともに、県民の皆さまに対するメッセージとしての性格を持っています。

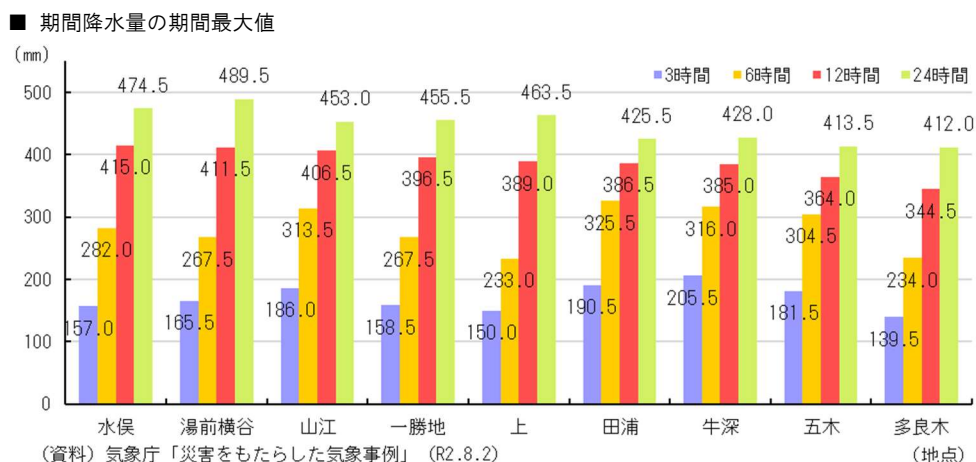
第1章 くまもと農業・農村の今

1 令和2年7月豪雨による農林水産関係被害

- 令和2年(2020年)7月3日から31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生し、気象庁では、甚大な災害をもたらしたこの一連の大雨について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和2年7月豪雨」と名称が定められました。

1 (1) 7月3日からの降水量

- 令和2年(2020年)7月3日に東シナ海の梅雨前線上に低気圧が発生し、4日未明には九州北部地方に進み、4日未明から朝にかけて本県南部を中心に局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降りました。
- 熊本地方気象台からは、4日4時50分に天草・芦北地方、球磨地方、宇城八代に大雨特別警報が発表され、この大雨で1時間降水量では牛深(天草市)及び一勝地(球磨村)の2地点、3時間降水量では牛深(天草市)を含む7地点、6時間降水量では田浦(芦北町)を含む9地点、24時間降水量では湯前横谷(湯前町)を含む7地点が観測史上1位の値を更新しました。



1 (2) 農林水産関係被害の状況

- 広範囲に降った大量の雨が球磨川や佐敷川等へ流れ込み、大氾濫を引き起こすとともに、大雨により各地で土砂崩れも発生し、死者数65名、行方不明者数2名の人的被害や、全壊や半壊など5,914棟の住家被害、166集落の孤立、804路線の道路被害など県全体の被害総額は5,330億円(令和2年(2020年)1月24日現在)と、昭和以降に発生した災害のうち、熊本地震に次ぐ規模となりました。
- 農林水産関係では、約1,019億円(確定:令和2年(2020年)11月4日)の被害が発生しました。
- 農業分野では、田・畑における土砂流入や法面崩壊、農道・水路や農業機械施設等の損壊、水稻や葉たばこの冠水による農作物への被害等が発生しました。

■令和2年7月豪雨による農林水産関係被害額（確定）

項目	主な被害状況	被害額
農作物関係	葉たばこの冠水、水田の土砂流入、農業用機械の損壊、農舎・畜舎等の損壊 等	約106億円
農地・農業用施設	田・畑の法面崩壊、農道・水路の損壊 等	約406億円
林業関係	山腹崩壊、林道の法面崩壊 等	約505億円
水産関係	ヤマメ等のへい死・流出、養殖施設の損壊 等	約3億円
合 計		約1,019億円

農地土砂堆積・農地流出(球磨村渡)



葉たばこの冠水(相良村川辺)



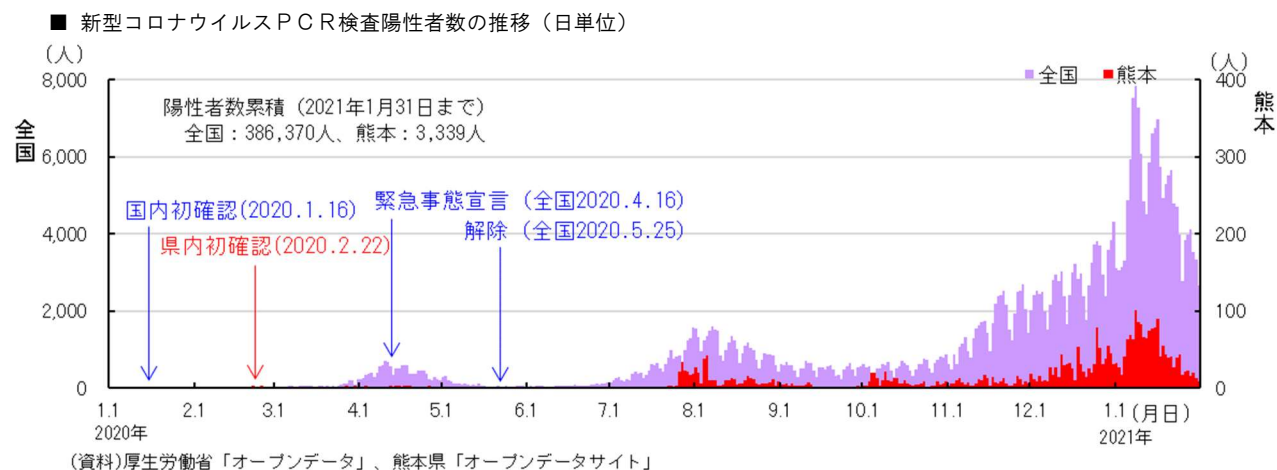
ハウスの倒壊・土砂流入(芦北町田浦)



2 新型コロナウイルス感染症の農林水産物への影響

2 (1) 新型コロナウイルス感染症

- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年(2020年)1月に国内において発生が確認されて以来、13カ月余りで国内では感染者が38万人を超え、県内でも3千人を超えている状況です。



2 (2) 県産農林水産物への影響

- 農林水産業においては、令和2年(2020年)4月の緊急事態宣言による冠婚葬祭や各種イベント等の中止・縮小による花きの需要減退や、インバウンドの減少や外出自粛等による牛肉やメロンをはじめとする高級食材の需要低迷など県産農林水産物へ111.2億円(令和2年(2020年)1月~12月)の影響が生じています。

■ 新型コロナウイルスによる県産農林水産物への影響額

(単位: 億円)

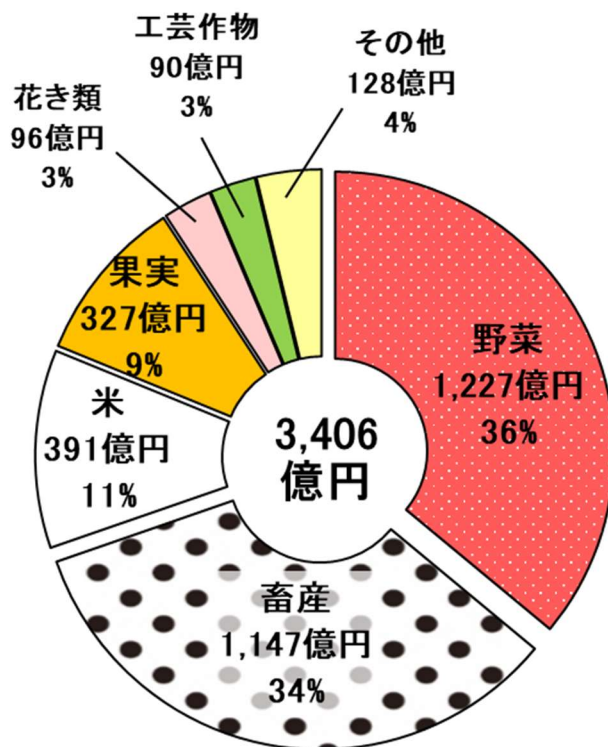
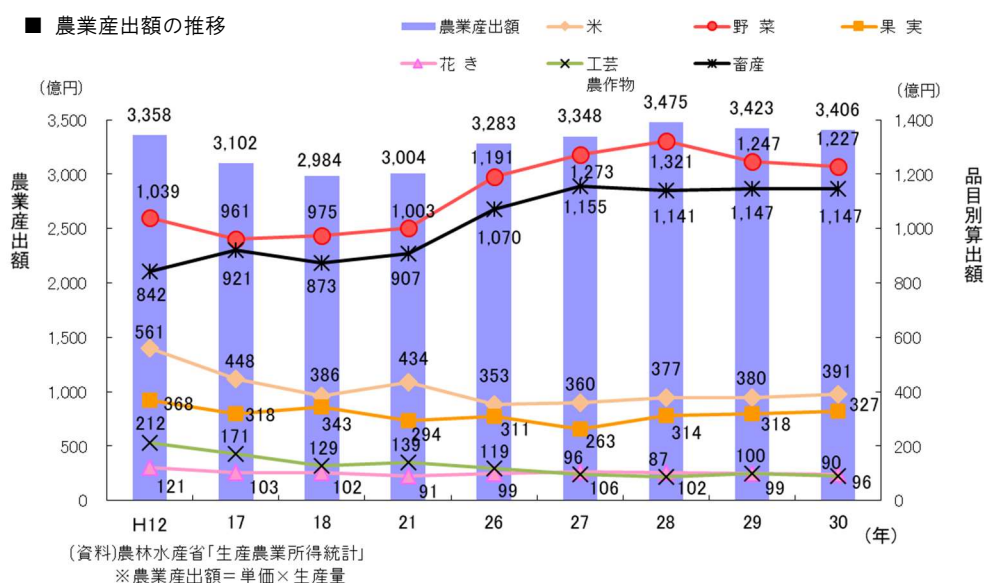
品目	影響額 (R2年)			品目	影響額 (R2年)		
	1~12月	11・12月	1~10月		1~12月	11・12月	1~10月
農産物	22.3	3.1	19.2	畜産物	49.9	0.3	49.6
花き	9.0	1.1	7.9	牛肉	42.3	0.0	42.3
レタス	0.9	0.9	0.0	天草大王	2.0	0.3	1.7
メロン	2.5	0.5	2.0	馬肉	5.6	0.0	5.6
いぐさ・畳表	2.5	0.4	2.1	水産物	39.0	3.9	35.1
キャベツ	0.2	0.2	0.0	養殖魚	32.4	3.0	29.4
すいか	6.2	0.0	6.2	天然魚	6.6	0.9	5.7
茶	1.0	0.0	1.0	全体	111.2	7.3	103.9

(資料)県農林水産部調べ

3 くまもとと農業の概況

3 (1) 農業産出額

- 農産物などの価格に生産量を乗じた農業産出額は、平成2年(1990年)の4,016億円をピークに長らく下落傾向が続き、2,984億円(平成18年(2006年))まで減少しましたが、以降、増加に転じています。近年、主食用米や工芸農作物の作付け減少が見られる一方、野菜、肉用牛及び生乳生産の伸びや畜産物価格の上昇等によって平成30年(2018年)の農業産出額は3,406億円(全国第6位)となっています。
- 品目別の産出額は、野菜が36%、畜産が34%、米が11%、果実が9%と一部品目への偏りが少なくバランスが良いことが本県の特徴となっています。



3 (2) 全国に占める熊本県農業の地位

- 主要農産物の生産量で見ると、全国1位の品目が多数（トマト、すいか、不知火類（デコポン）、葉たばこ、いぐさ、宿根カスミソウ）あり、その他多くの品目が全国的にも上位にあります。

■主要農産物の収穫量・飼養頭数

	単 位	全 国	九 州	熊 本 県	熊本県の全国に占める	
					順位	割合(%)
ト マ ト (H30)	千 t	724.2	207.0	137.2	1	19.0
す い か (H30)	千 t	320.6	...	46.9	1	14.6
不知火類(デコポン) (H29)	千 t	51.1	...	19.6	1	38.4
葉たばこ(販売量) (R元)	千 t	16.8	7.8	2.8	1	16.7
い ぐ さ (R元)	千 t	7.1	7.1	7.1	1	99.2
宿根カスミソウ (H30)	千本	49,600	...	17,300	1	34.9
な す (H30)	千 t	300.4	64.0	31.7	2	10.6
し ょ う が (H30)	千 t	46.6	...	5.4	2	11.6
な つ み か ん (H29)	千 t	32.2	...	6.8	2	21.1
く り (H30)	千 t	16.5	3.6	2.6	2	15.6
トルコギキョウ (H30)	千本	98,300	...	11,800	2	12.0
カ リ フ ラ ワ ー (H30)	千 t	19.7	...	2.2	2	11.0
メ ロ ン (H30)	千 t	152.9	...	22.1	2	14.5
い ち ご (H30)	千 t	161.8	...	11.2	3	6.9
乳用牛(飼養頭数) (R元)	千頭	1,332.0	105.3	43.7	3	3.3
肉用牛(飼養頭数) (R元)	千頭	2,503.0	913.6	125.3	4	5.0
うち褐毛和種(あか牛) (R元)	千頭	22.2	16.0	15.4	1	69.4
うんしゅうみかん (H30)	千 t	773.7	242.9	90.4	4	11.7
ア ス パ ラ ガ ス (H30)	千 t	26.5	...	2.0	4	7.4
か ん し ょ (R元)	千 t	748.7	...	19.3	6	2.6
荒 茶 (R元)	t	81,700.0	...	1,270.0	7	1.6
小 麦 (R元)	千 t	1,037.9	144.7	18.5	9	1.8
豚(飼養頭数) (R元)	千頭	9,156.0	1,879.0	277.1	11	3.0
大 豆 (R元)	千 t	217.8	20.4	3.1	14	1.4
水 稻 (R元)	千 t	7,762.0	696.4	160.8	16	2.1

(資料) 農林水産省「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」
「花き生産出荷統計」、「畜産統計」他

注1)品目右側の()は、収穫量及び飼養頭数の調査対象年

2)主要農産物の生産量の欄の「...」は、主産地他県のみ調査されている作物。(順位は主産地県中の順位)

3 (3) 主要農産物の収穫量の推移

○ 主要農産物の収穫量の推移を見ると、時代のニーズに合わせた生産の傾向が見えてきます。米やすいかは、近年減少傾向にあるのに対し、トマトや不知火類は拡大傾向にあり、ともに全国1位の収穫量を誇っています。

■ 主要農産物の収穫量推移

(単位:t、頭)

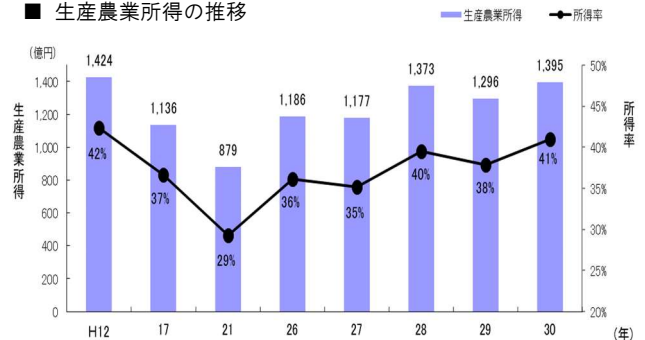
	H7	H12	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30	H30/H26
米	273,500	227,500	204,100	202,200	187,500	178,000	178,100	175,500	176,200	94%
トマト	68,600	75,500	85,300	98,900	125,700	126,000	129,300	128,200	137,200	109%
すいか	116,300	106,500	60,700	59,900	54,200	52,000	48,700	47,000	46,900	87%
なす	26,300	31,200	32,600	30,600	33,600	31,700	30,700	31,400	31,700	94%
メロン	74,600	53,000	32,200	28,800	24,200	22,500	21,600	20,200	22,100	91%
いちご	10,600	14,100	13,200	12,900	11,600	10,900	10,200	10,300	11,200	97%
みかん	133,100	95,200	101,000	81,700	94,900	74,800	84,000	85,700	90,400	95%
不知火類	5,090	12,166	15,460	16,269	19,584	15,493	18,831	19,605	22,344	114%
なつみかん	22,371	17,420	12,120	9,324	9,273	7,916	7,034	6,808	7,668	83%
くり	4,248	3,102	1,878	3,063	2,840	1,099	2,140	2,880	2,570	90%
なし	11,174	13,645	11,617	7,155	9,284	6,080	6,386	6,960	6,711	72%
生乳(生産量)	242,287	265,823	276,412	241,911	245,969	252,647	249,740	245,387	251,178	102%
肥育牛	—	—	101,100	96,100	76,100	71,600	68,040	71,570	71,450	94%
肥育豚	241,500	246,000	—	—	258,300	—	239,900	245,600	233,800	91%

(資料) 農林水産省「野菜生産出荷統計」「牛乳乳製品統計」「畜産統計」ほか、県農林水産部調べ

3 (4) 生産農業所得

○ 農業産出額から物的経費を控除し、補助金などを加算した生産農業所得は、長らく下落傾向が続いていましたが、平成21年(2009年)の879億円を底に増加に転じ、平成30年(2018年)は1,395億円(九州第2位、全国第5位)となり、前年から約99億円増加(対前年比7.6%増)しています。

■ 生産農業所得の推移



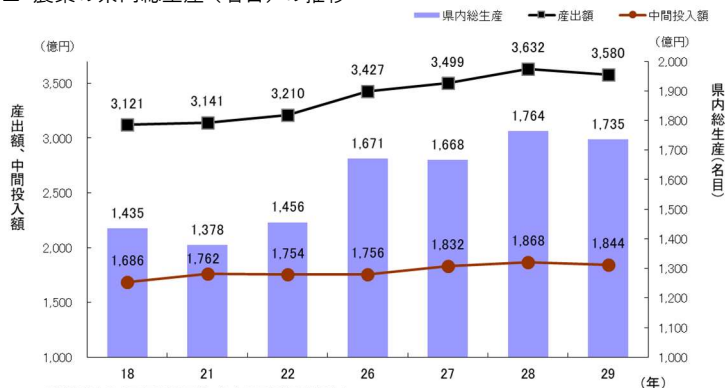
(資料) 農林水産省「生産農業所得統計」
※ 生産農業所得 = 農業産出額 - 物的経費 + 補助金等

3 (5) 県内総生産

○ 県内で1年間の農業生産活動によって生み出された付加価値を示す県内総生産は、平成29年(2017年)において1,735億円となっています。

近年は、中間投入額(コスト)が微増であるものの、産出額(農業)は増加基調で推移し、県内総生産も、平成21年(2009年)を底に増加基調を維持しています。

■ 農業の県内総生産(名目)の推移

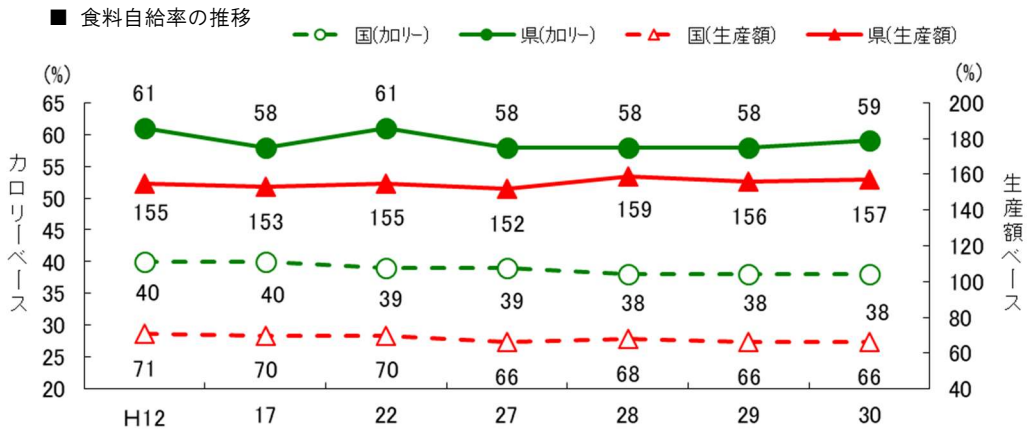


(資料) 熊本県企画振興部「平成29年度県民経済計算報告書」
※ 県内総生産 = 産出額 - 中間投入額

3 (6) 食料自給率

○ 本県の食料自給率は、平成 30 年度(2018 年度)において、カロリーベースで 59%となっており、近年は、60%程度で推移しています。

また、生産額ベースでは、微増傾向で推移しており、平成 30 年度(2018 年度)において 157%となっています。

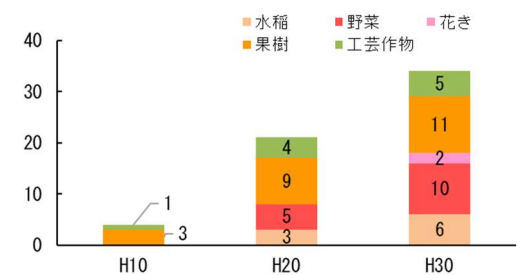


(資料)農林水産省「食料需給表」(県自給率は農林水産省で試算した数値)

3 (7) 魅力ある新たな品種の開発

○ 農業研究センターでは、水稻、野菜、果樹、畜産分野において、「ゆうべに」(いちご)、「熊本 EC 12」(かんきつ)など、多くの本県オリジナル新品種を開発・選定し、普及組織や関係団体と一体となって、普及及び新たな産地づくりを進め、高品質な農産物づくりに取り組んでいます。

■ 種苗法に基づく品種登録数の推移



注) 品種登録数は、登録が消滅した品種も含む
資料) 県農林水産部調べ



ゆうべに(いちご)



熊本 EC12(かんきつ)



くまさんの輝き(水稻)

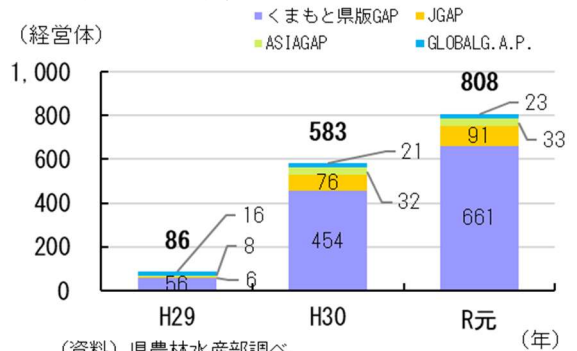


しげなみずみ
重波泉(褐毛和種)

3 (8) 農業生産工程管理 (GAP) への取組み

○ GAPは「食品安全・環境保全・労働安全」に対する意識を高め、効率的で持続的な農業を実現する取組みで、本県のGAP認証経営体数は、平成 29 年(2017 年)のくまもと県版GAP認証制度創設を機に、飛躍的に増加しています。

■ 県内のGAP認証数



(資料) 県農林水産部調べ

3 (9) 農産物価格指数と農業生産資材価格指数

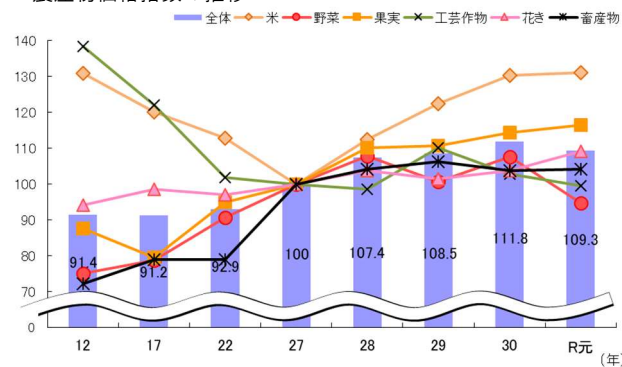
- 農産物価格指数は、「全体」で見ると、緩やかな上昇傾向が認められます。

品目別に見ると、平成 27 年(2015 年)以降は、米は大きく上昇する一方で、果実や花きは緩やかな上昇傾向を示し、畜産はほぼ横ばいのまま推移しており、品目ごとの傾向に差異があります。

- 農業生産資材価格指数は、「全体」で見ると、直近では、横ばいで推移しています。

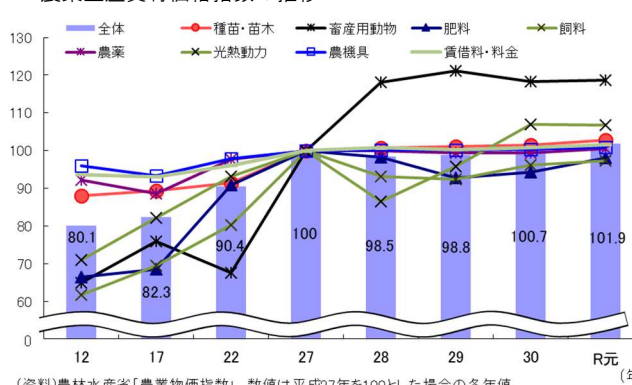
農業生産資材のうち、畜産用動物の指数は特に大きく上昇し、また飼料も平成 28 年(2016 年)以降上昇傾向であり、農産物価格指数を上回る上昇は、農業経営の大きな圧迫要因となっています。

■ 農産物価格指数の推移



(資料)農林水産省「農業物価指数」、数値は平成27年を100とした場合の各年値。

■ 農業生産資材価格指数の推移



(資料)農林水産省「農業物価指数」、数値は平成27年を100とした場合の各年値

3 (10) 集出荷施設の再編整備

- 県内 26 カ所の農産物関係の集出荷施設を地域や品目を超えて 14 カ所に再編整備し、選果・流通に係る「C：コストの削減」に取り組んでいます。



(左) J A 上益城 (カントリー・エレベーター)
上益城地域において地震で被災した施設を再編・統合 (平成 29 年度)
(2017 年度)



(右) J A 経済連 (第 1 園芸集送センター)
県北地域において瓜類、その他品目の選果機を再編整備 (令和元年度)
(2019 年度)

3 (11) 畜産クラスター

- 畜産分野においては、畜産が盛んな地域を中心に地域一体となって畜産の収益性を向上させるため、中心的な経営体への施設整備や機械導入に取り組んでいます。



(左) J A 菊池 (キャトルブリーディングステーション)
菊池地域において肥育素牛安定供給のために整備 (平成 29 年度)
(2017 年度)



(右) J A あしきた畜産クラスター協議会
(肉用牛繁殖牛舎) 芦北地域において、地域の中心的な経営体への施設を整備 (平成 28 年度)
(2016 年度)

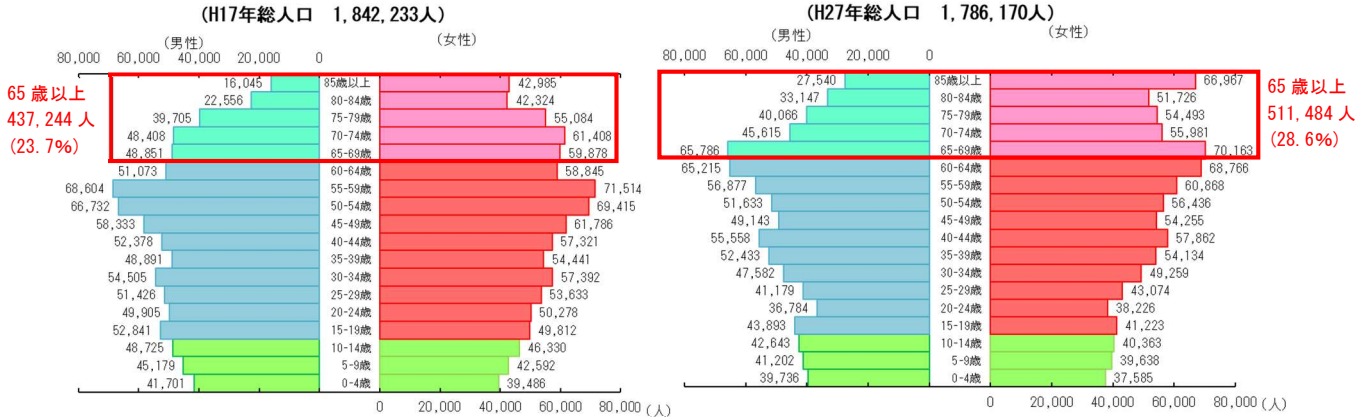
4 くまもとの人口推移、農業の担い手

4 (1) 人口ピラミッド

○ 本県における総人口は、平成17年(2005年)10月1日現在からの10年間で約56千人減少し約1,786千人となっている一方で、人口に占める65歳以上の割合は、10年間で5.1%上昇し、総人口の約3割を占めており、高齢化が進展しています。

また、全国における65歳以上の割合は、26.3%(平成27年(2015年)10月1日現在)であり、本県は全国よりも65歳以上の割合が高くなっています。

■ 人口ピラミッド



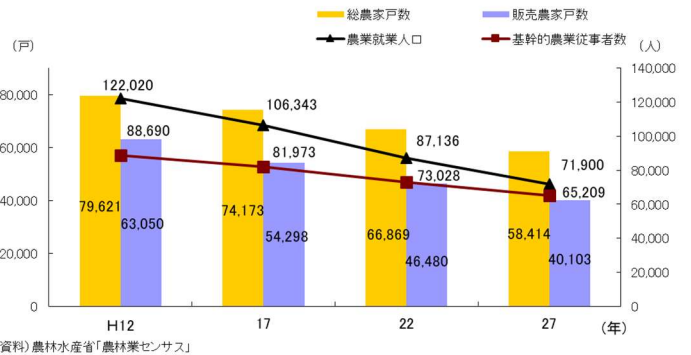
4 (2) 農家戸数、基幹的農業従事者人口ピラミッド

○ 平成27年(2015年)の総農家戸数は58,414戸(全国14位)、基幹的農業従事者数は、65,209人(全国4位)と全国でも上位にあるものの、いずれも減少傾向にあります。

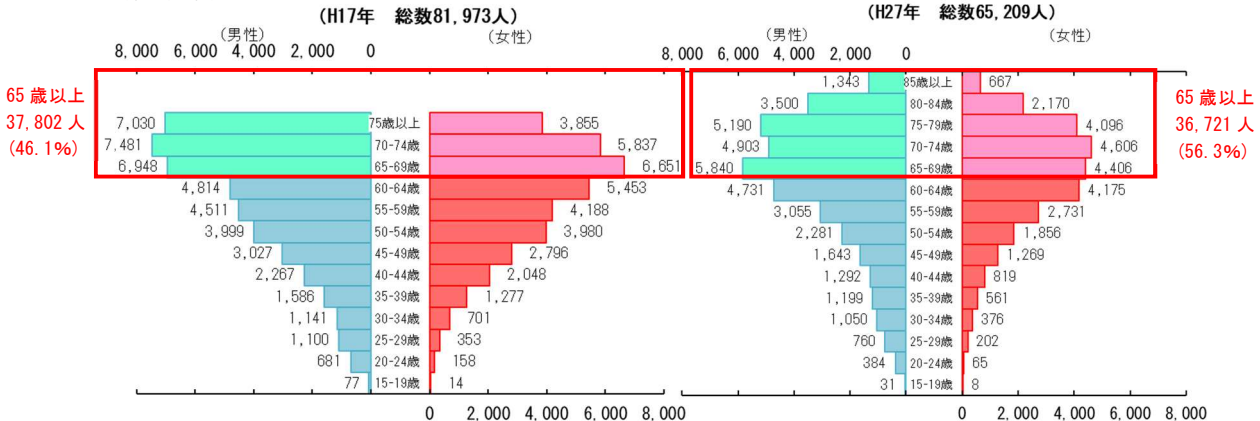
また、高齢化も進展しており、65歳以上の農業従事者数の占める割合が56.3%となっています。

本県農業を支える担い手の構造は脆弱化が進んでおり、将来を担う農業者の確保がますます重要となっています。

■ 総農家戸数及び農業従事者数の推移

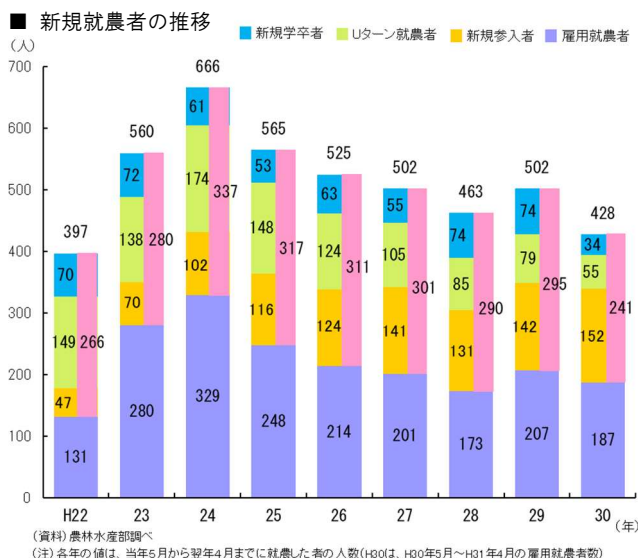


■ 基幹的農業従事者の人口ピラミッド



4 (3) 新規就農者

- 新規就農者は、近年は減少傾向で推移し、平成30年(2018年)は428人となっています。
- 親元就農者(新規学卒者及びUターン就農者)が減少傾向にある一方で、他産業からの新規参加者が増加傾向にあるなど就農ルートに変化が見られます。
- また、農業法人への就職による就農や農業参加企業に雇用された就農者数は、近年は200人程度を推移し、就農の形態も多様化しています。
- 農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)を新規就農者への支援策として積極的に推進してきた結果、その活用実績は、全国第1位(経営開始型は同1位、準備型は同3位)となっています。



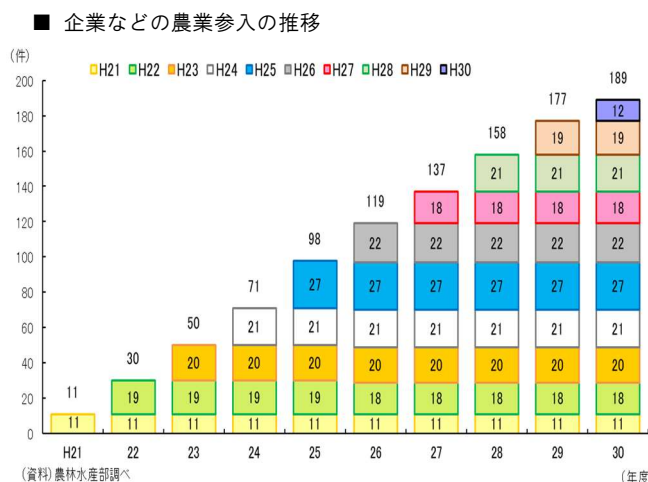
■ 新規就農者に占める事業の活用状況 (H30年(2018年)5月～H31年(2019年)4月の間の新規就農者)

	全体	うち 50歳未満	農業次世代人材投資事業活用状況		
			合計 (重複除く)	準備型①	経営開始型②
新規就農者	241	222	90	30	82
新規学卒	34	34	5	3	3
Uターン	55	46	7	2	6
新規参加	152	142	78	25	73

※受給者の合計人数は、①準備型、②経営開始型の重複を除く実人数

4 (4) 企業などの農業参加

- 企業などの農業への参加は、平成21年(2009年)及び平成27年(2015年)の農地法改正により企業等の農業参加が容易になったことなどから、県内では、平成21年(2009年)4月から平成30年度(2018年度)末までに189件の参加がありました。
- 農業への参加は、農業の新たな担い手としてだけでなく、地域における雇用の創出、耕作放棄地の解消、地域の活性化など様々な効果が期待されています。

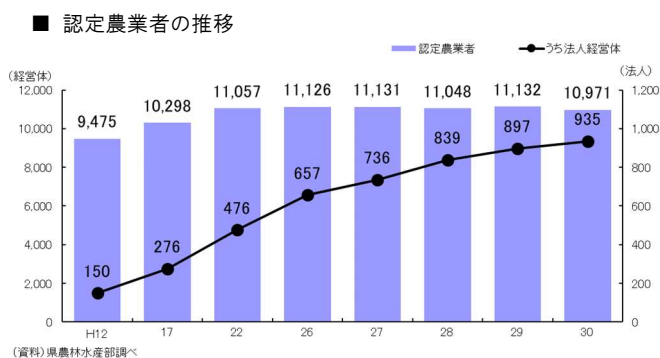


■ 参入企業(189件)の内訳

業種別	飲食・食品関連業 62、卸売・小売業 25、建設業 17、製造業 15 農業機械・建設機械販売業 7、JA3、その他 60
県内外別	県内企業 147、県外企業 42
参入形態別	農地所有適格法人(旧農業生産法人)100、一般法人 89
参入地域別	県央 56、県北 74、県南 43、天草 16

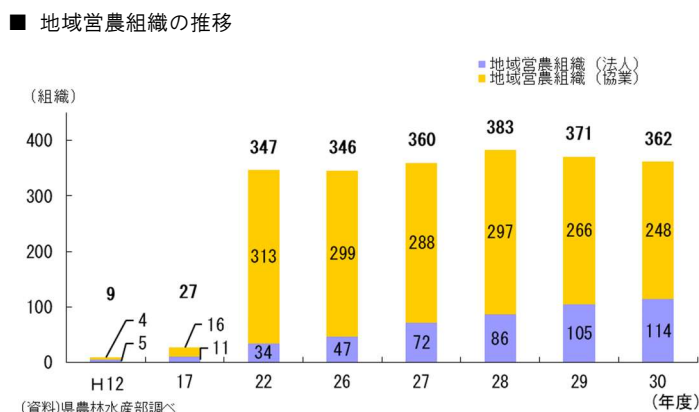
4 (5) 認定農業者

○ 本県農業の担い手の中核である認定農業者は、平成30年(2018年)が10,971経営体であり、北海道、新潟県に次ぐ全国3位となっています。認定農業者数は横ばい傾向ですが、そのうち法人経営体数は増加傾向にあります。



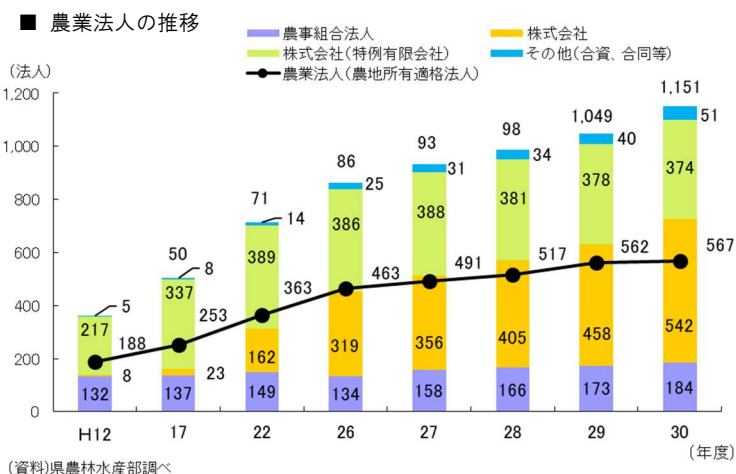
4 (6) 地域営農組織

○ 米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業における生産組織は、作業受託組織が中心でしたが、平成19年度(2007年度)から開始された国の対策を機に、生産及び経営を一体的に行う協業・法人形態の地域営農組織が増加しました。近年の組織数は、組織の再編・統合等により減少しているものの、地域営農組織の法人数は年々増加しています。



4 (7) 農業法人

○ 農業法人は、農業生産や雇用創出、雇用就農者の生産・経営能力習得など、本県の農業に大きく貢献しています。経営の多角化や安定化を図る有効な手段として法人化を推進してきた結果、年々増加し、平成30年度(2018年度)末で、1,151法人まで増加しています。このうち、農地の所有権取得が可能な農業法人(農地所有適格法人)は567法人となっています。



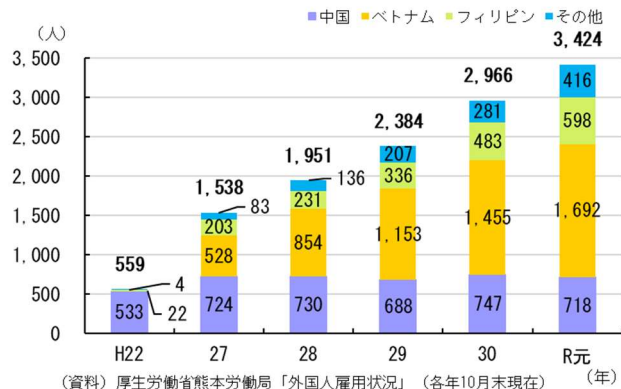
4 (8) 外国人材

○ 農業や林業における外国人材は年々増加傾向にあり、令和元年(2019年)10月末現在では、3,424名が農業及び林業に従事しています。

特に、ベトナムやフィリピン国籍の外国人材の増加が顕著となっています。

○ また、平成31年(2019年)4月に創設された在留資格「特定技能」については、令和元年(2019年)10月末現在で10名が農業分野に従事しています。

■ 外国人材の国籍別雇用状況（農業、林業）

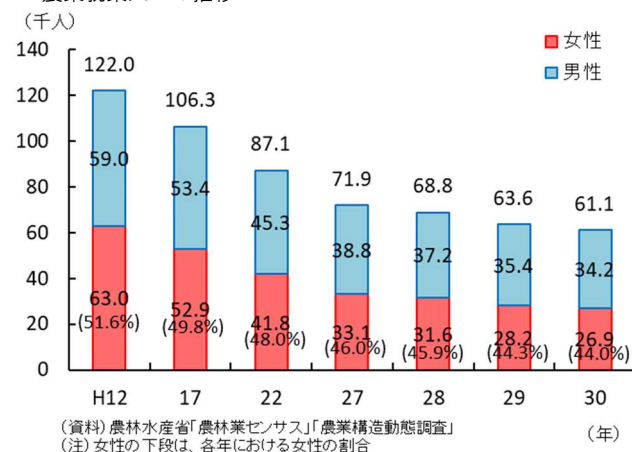


4 (9) 女性農業者

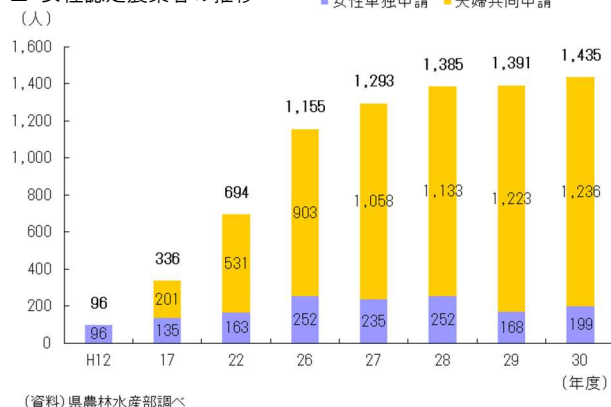
○ 農業就業人口のうち、女性が占める割合は約半数を推移している状況です。一方、女性認定農業者数は、平成30年度(2018年度)末で1,435人と年々増加しています。

その中でも、夫婦共同申請を行う女性農業者が増えている状況にあります。

■ 農業就業人口の推移



■ 女性認定農業者の推移

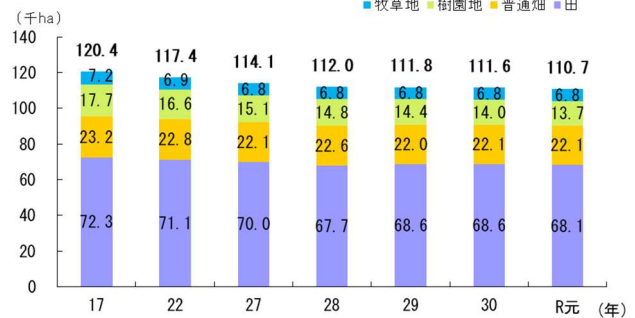


5 農業の生産基盤

5 (1) 耕地面積

- 耕地面積は、近年、緩やかな減少が続いており、令和元年(2019年)は、110.7千ha(田68.1千ha、畑42.6千ha)となっています。

■ 耕地面積の推移

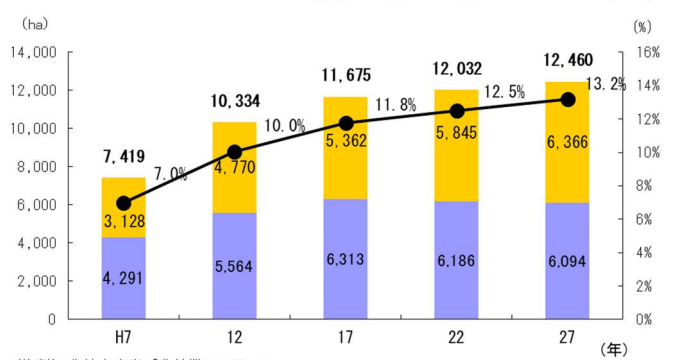


(資料) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

5 (2) 耕作放棄地の現状

- 県内の耕作放棄地は、12,460ha(平成27年(2015年))と5年前(平成22年(2010年))に比べて、土地持ち非農家における耕作放棄地面積の増加により428ha増加したものの、全体の面積の増加幅は縮小傾向にあります。

■ 耕作放棄地の推移



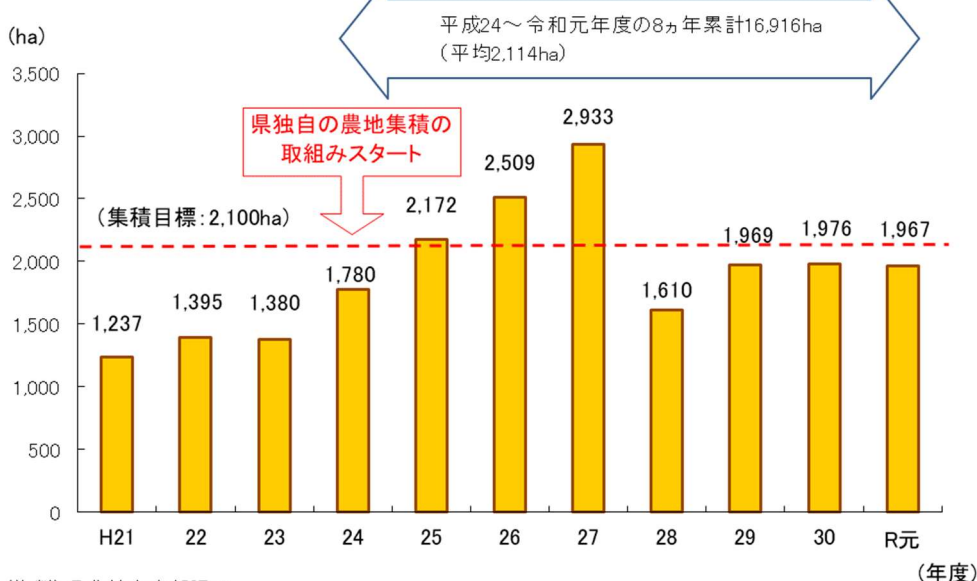
(資料) 農林水産省「農林業センサス」

5 (3) 農地集積の状況

- 農地集積は、生産性向上と農地の次世代への継承を目的として、令和5年度(2023年度)までに全農地の8割(86,800ha)を担い手に集積することとし、平成24年度(2012年度)から、年間2,100haを目標に取り組んでいます。

知事のリードによる県民運動の展開や、平成28年度(2016年度)からの「集積促進地区(担い手への集積率8割を目指す地域)の指定などにより、着実に農地集積が進んでいます。

■ 農地集積面積の推移

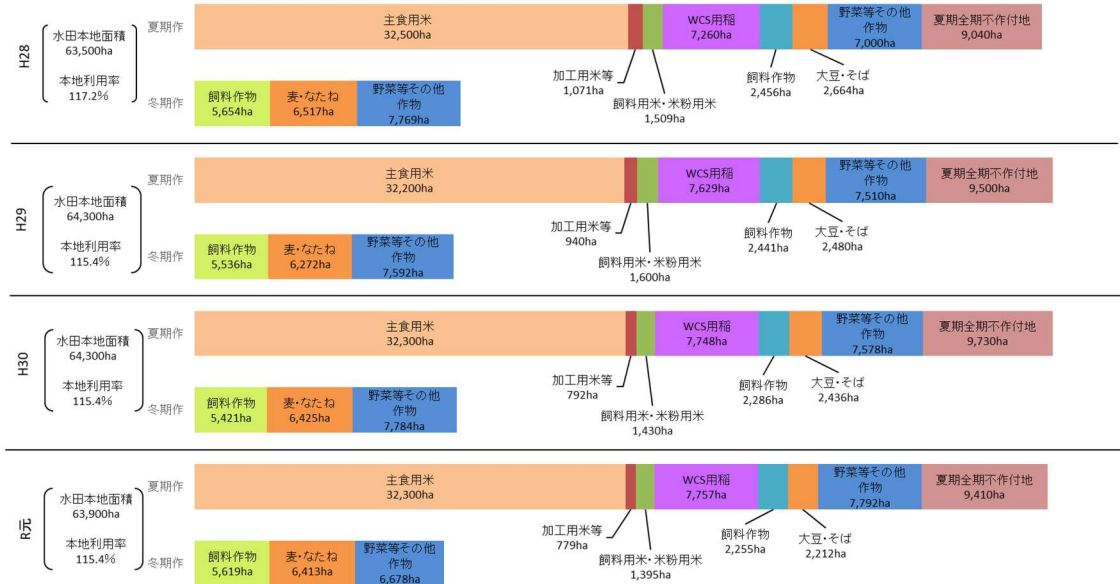


(資料) 県農林水産部調べ

5 (4) 水田の活用状況

- 水田の有効活用は、需要に見合った主食用米の生産と非主食用米等への転作を通じ、適正な米価の維持、米農家の経営安定を図っており、非主食用米の推進による不作付地の解消を進めています。

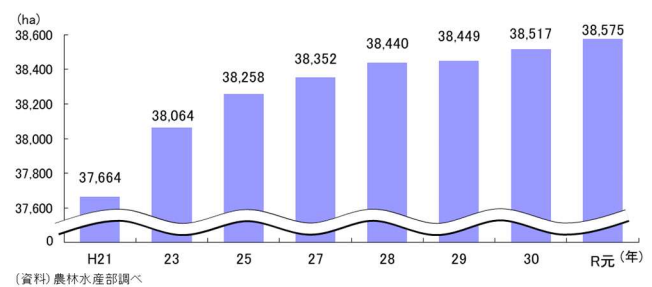
■ 水田の活用状況



5 (5) 農地の整備状況

- 農用区域内の水田 (約 58,600ha) は、令和元年度 (2019年度) 末現在で、全体の約7割に当たる 38,575ha の整備が完了しています。

■ 水田の区画整理の推移



5 (6) 農業水利施設

- 農業用ダムをはじめ頭首工や農業用水路など、多くの農業水利施設が設置されており、特に、広大な農地が広がる海岸部の平坦地には、排水対策のための機場が多数設置され、農業のみならず地域の安全・安心を担っています。
- 一方、既に耐用年数を超えた施設も多く、老朽化による機能低下が進行している状況にあります。

■ 主な農業水利施設の現状

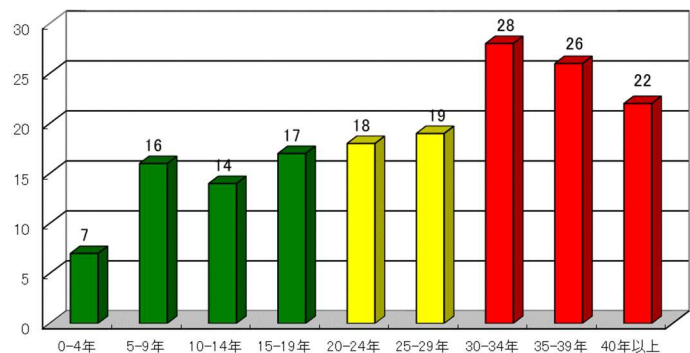
施設名	箇所数等
① 農業用ダム	8箇所
② 頭首工	144箇所
	うち受益面積100ha以上 30箇所
③ 基幹的農業用水路	約570km
④ 基幹的農業排水路	約210km
⑤ 排水機場	167箇所
⑥ ため池	2,340箇所

(資料) 県土地改良施設ストック実態調査他

※基幹的農業用水路とは受益面積が100ha以上のもの

※頭首工については、法河川や準用河川に設置されているもので水利権(許可、慣行)を有しているもの

■ 排水機場の設置箇所数 (経過年数別)

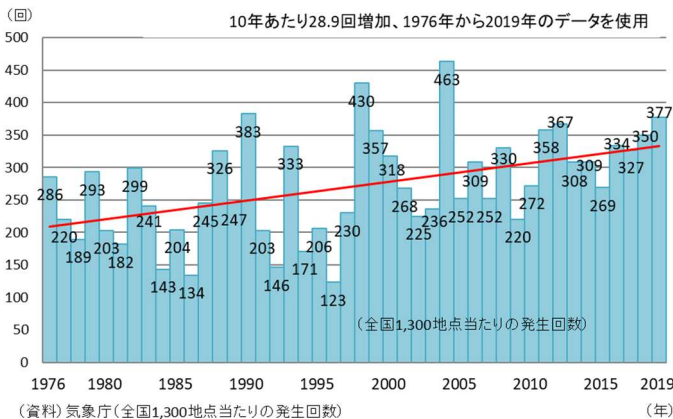


6 自然災害の発生状況

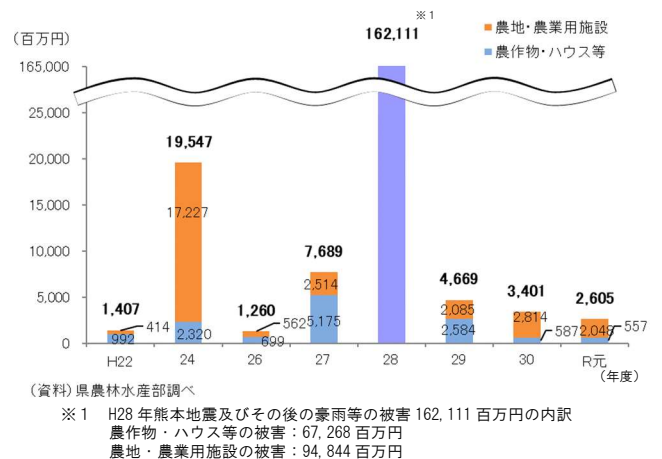
6 (1) 自然災害

- 平成 28 年熊本地震では過去最大の被害(農業被害額:約 1,353 億円)、令和 2 年 7 月豪雨では県南地域を中心に過去 2 番目となる被害(農業被害額:約 512 億円)が発生するなど、大雨や暴風、高潮、火山噴火等による農業災害が頻発しています。近年、自然災害が頻発化、激甚化しており、今後も農業災害の頻発、被害の増大が懸念されます。

■ 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数

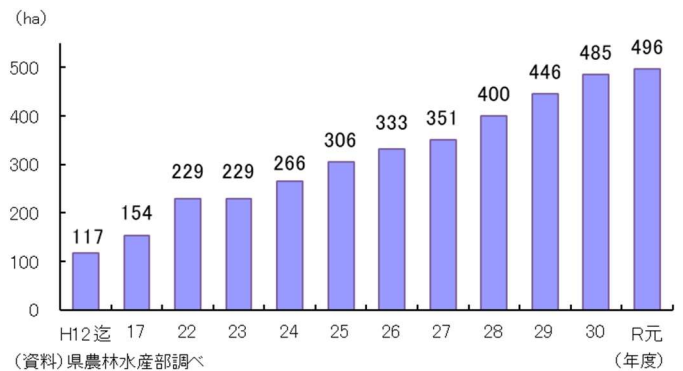


■ 農業気象災害の被害額推移



- 施設園芸が盛んな本県では、台風等による被害を軽減させる取組みとして、気象災害に強いハウスの導入を積極的に進めており、令和元年度(2019年度)末現在の設置面積はハウス面積全体の約 1 割にあたる 496ha にまで拡大しています。

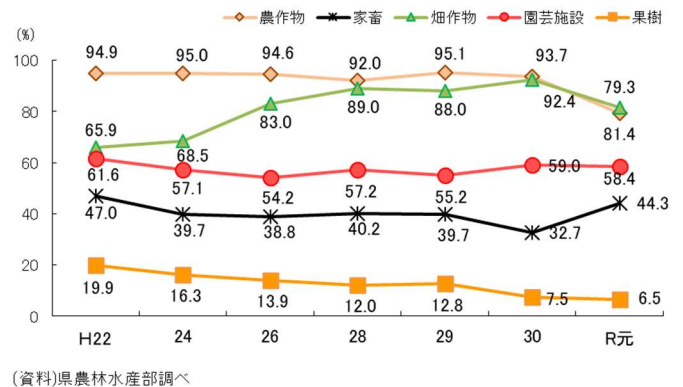
■ 気象災害に強いハウス整備の推移(耐候性強化型ハウス)



6 (2) 農業共済の加入状況

- 農業共済は、自然災害への備えとして加入を働きかけているところですが、その加入率は共済の種類によって大きな違いがあります。
- また、平成 31 年(2019 年) 1 月から法制化された収入保険制度については、平成 31 年(2019 年)の加入者数は 869 件、令和 2 年(2020 年)の加入者数は 1,378 件(令和 2 年(2020 年) 9 月末現在)と増加しています。

■ 農業共済の加入率の推移

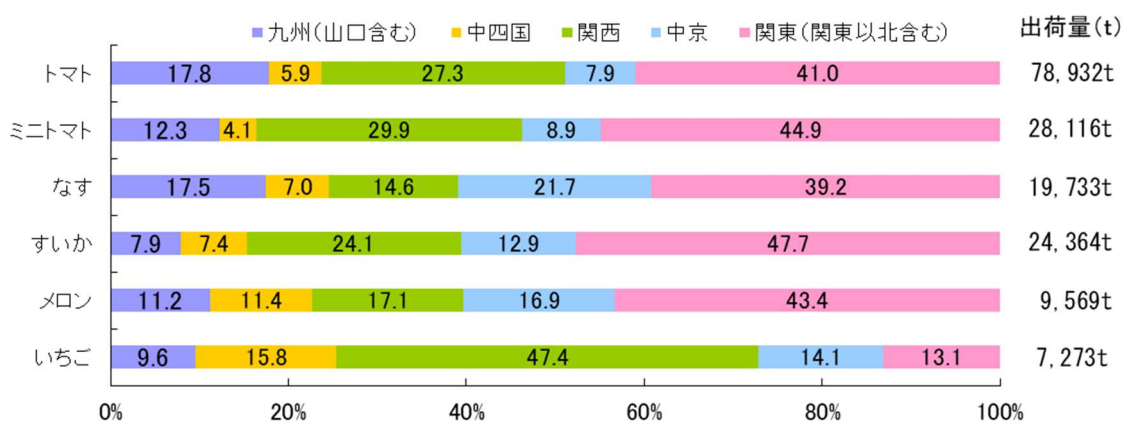


7 農産物の流通

7 (1) 県産青果物の流通

- 本県で生産された青果物は、主に県外の大消費地へ出荷されています。熊本県経済連及び熊本県果実連の共販実績によると、施設野菜の主要6品目について、トマト、ミニトマト、すいか、メロンは関東を中心に出荷されており、いちごは関西を中心に出荷されています。また、なすは関東及び中京へ出荷されています。
- 主要果実については、果実連の共販実績によると、かんきつ類は関東や関西などの大都市中心の出荷となっており、くりでは加工用途の多い中京や九州中心の出荷となっています。

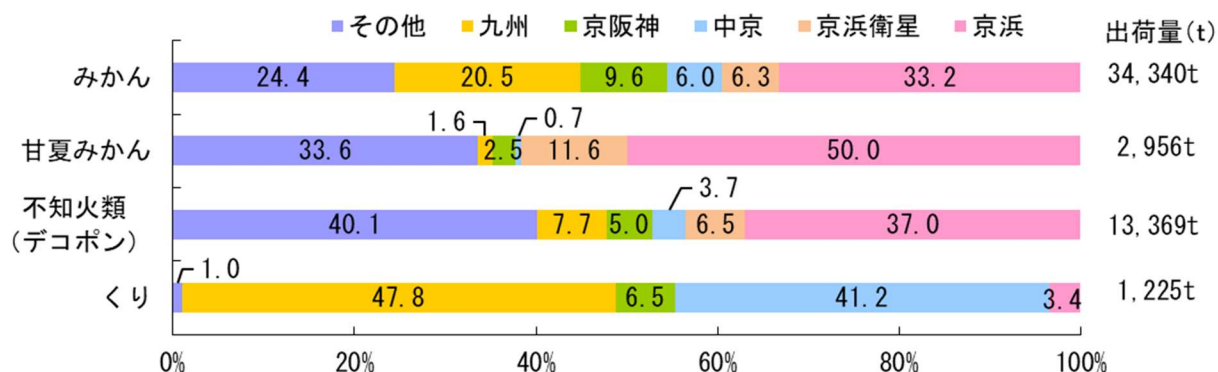
■ 主要野菜の地域別出荷割合（平成30年(2018年)）



(資料)熊本県経済連共販実績

(注)割合は四捨五入の都合上、合計値は100%と一致しない

■ 主要果樹の市場別出荷割合（平成30年(2018年)）



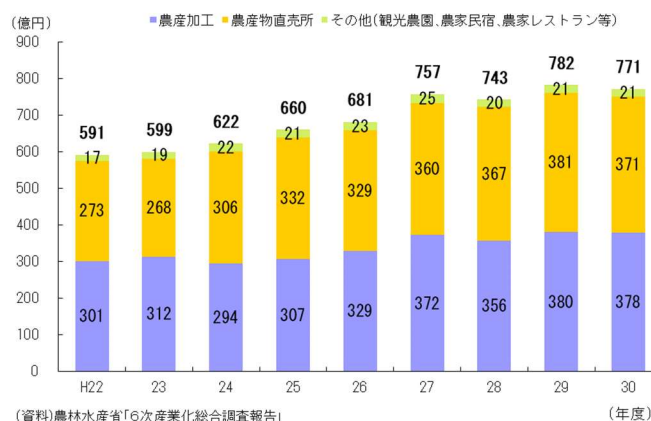
(資料)熊本県果実連共販(生食用)実績

7 (2) 農業関連産業

○ 農産物の加工、農産物直売所に加え、観光農園、農家民宿、農家レストランなど農業関連産業の販売実績は近年拡大しており、平成30年度(2018年度)の販売金額は771億円となっています。

また、1,700ある事業体における従事者数は12,600人であり、地域の大きな雇用の場となっています。

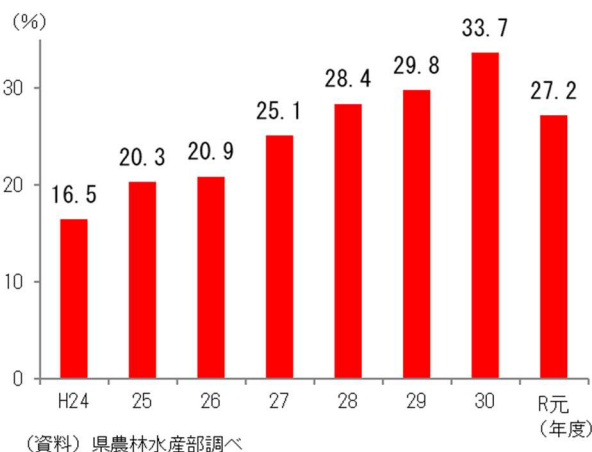
■ 農業生産関連事業の販売実績の推移



7 (3) くまもとブランドの認知度

○ 平成24年度(2012年度)からスタートした「くまもとの赤」ブランドの認知度は、農業団体や県内企業等の自主的な取組みも定着し、令和元年度(2019年度)の認知度は3割程度確保を維持しており、「赤の加工品」登録は353品に達しています。

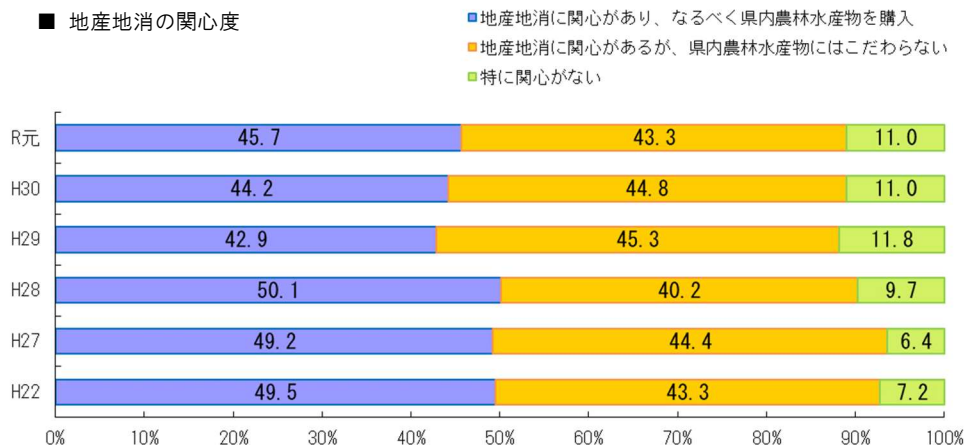
■ 「くまもとの赤」の認知度



7 (4) 食と農への県民理解

○ 平成21年(2009年)3月に「くまもと地産地消推進県民条例」が制定され、県内農産物等への理解促進を深め、地域活性化を促進し、県民の郷土愛をはぐくむ取組みを進めてきた結果として、県民の地産地消に対する関心は高い水準を維持していることがうかがえます。

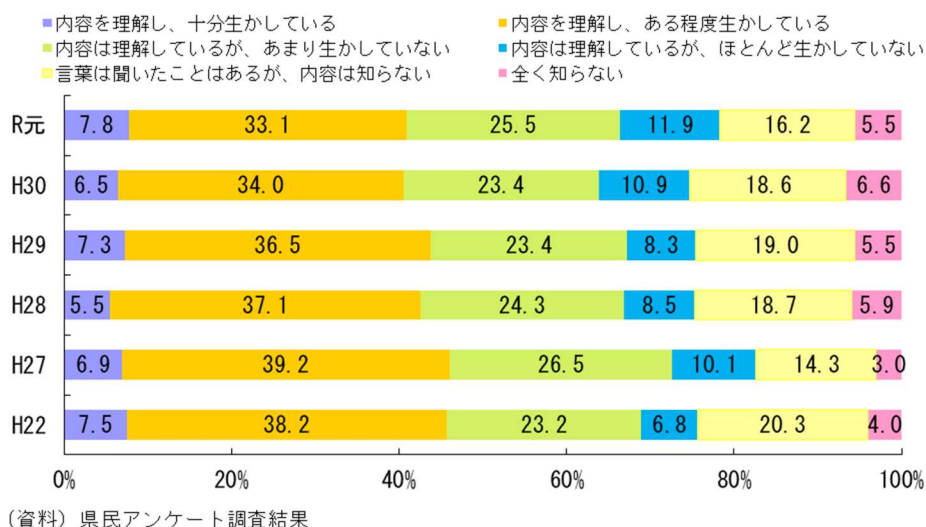
■ 地産地消の関心度



(資料)県民アンケート調査結果

○ 「食育」に対する認知度は高いレベルで維持されており、引き続き、食育を通じた食生活の改善など知識を生活に活かすための活動の継続が求められています。

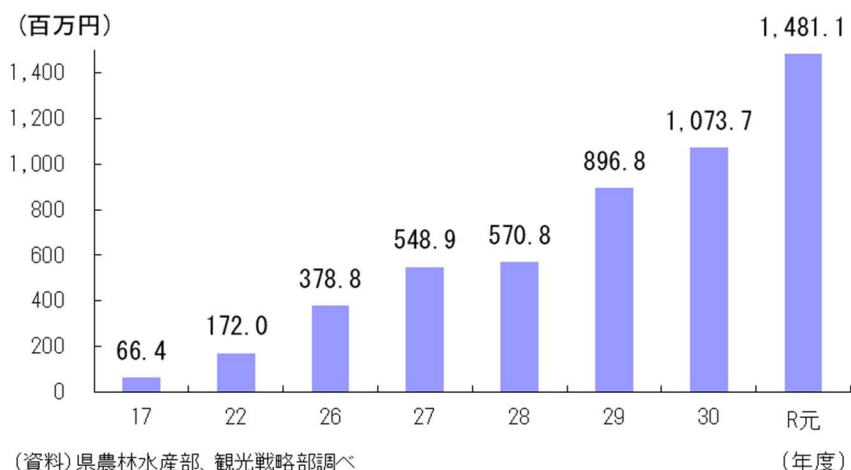
■ 食育の認知度



7 (5) 県産農産物の輸出

○ 本県の農産物の輸出は、近年急増しており、香港、シンガポール、台湾、アメリカなどに対し、令和元年度(2019年度)は牛肉、いちご、牛乳、かんしょを中心に、14億81百万円の実績となっています。

■ 県産農産物の輸出額の推移



■ 県産農産物の主な輸出国と輸出品目 (令和元年度(2019年度))

国名	品目名
香港	牛肉、いちご、加工品、牛乳、かんしょ、米、梨
シンガポール	牛肉、加工品、かんしょ、牛乳
台湾	牛肉、加工品、梨、牛乳、米
アメリカ	牛肉、加工品
カナダ	牛肉

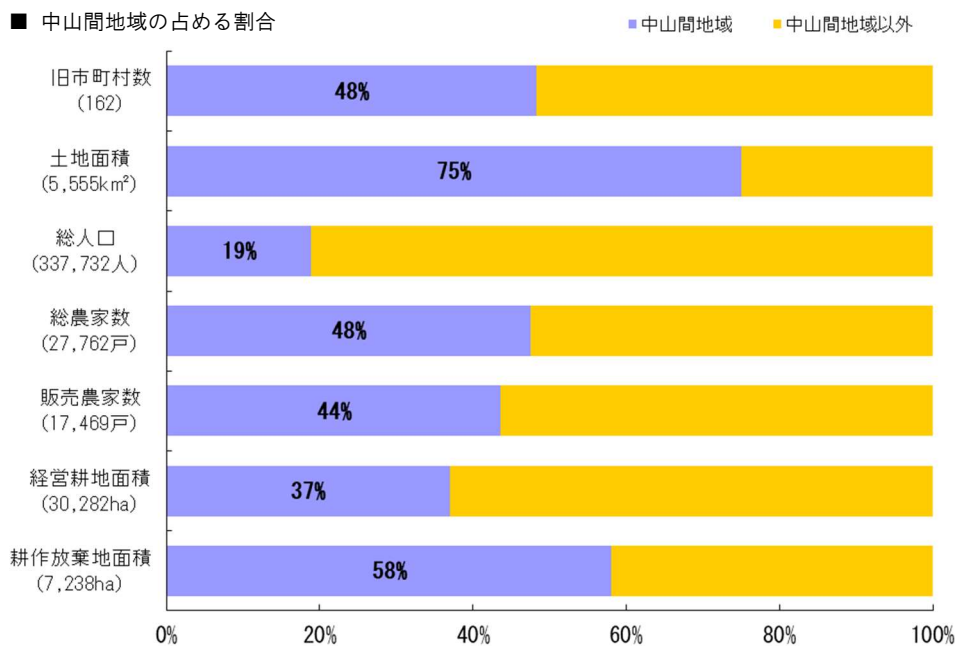
(資料) 県農林水産部、観光戦略部調べ

(注) 1品目あたり百万円以上の輸出額を掲載

8 くまもとの農村（中山間地域）

8（1）中山間地域の概況、担い手の状況

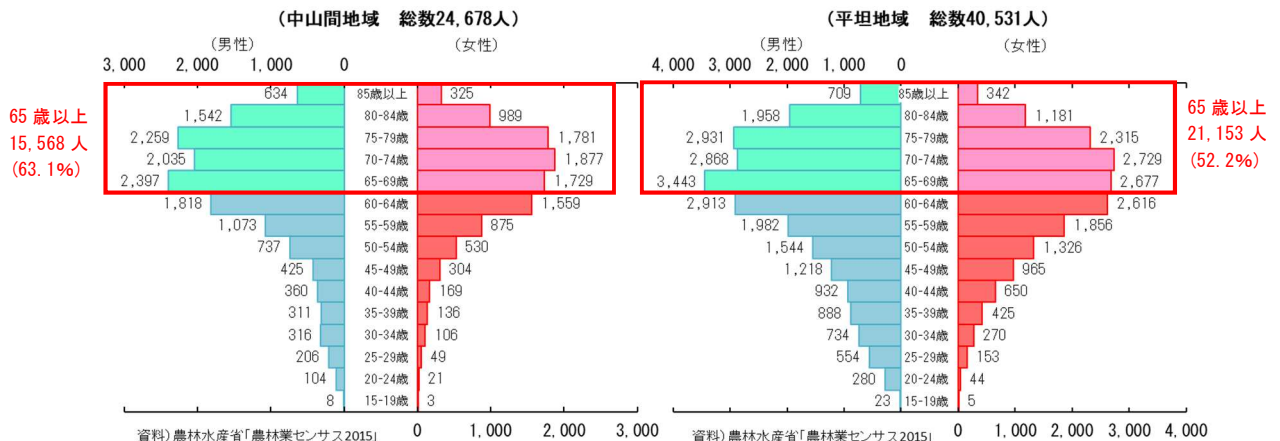
- 本県の中山間地域は、県土面積の4分の3を占め、総人口の5分の1が住んでいます。
- また、農家戸数は県全体の約半分を占め、それ以外の地域と比較して、農家の割合が高く、地域を支える大きな存在となっています。
- 一方で、経営耕地面積は県全体の約4割にとどまる一方、耕作放棄地面積は県全体の6割を占めています。
- このように生産条件が不利な中山間地域も農業振興を図るうえでは、重要な地域となっています。



(資料) 総務省「国勢調査」、農林水産省「2015年農林業センサス」
 注: 中山間地域とした旧市町村(昭和25年2月1日時点)は、農林統計における農業地域類型区分の分類を参考にした。

- 主要な担い手である基幹的農業従事者(65,209人)においても、中山間地域の割合が37.8%(24,678人)であり、平坦地域と比較するとその年齢構成は、65歳以上の割合が63.1%と高齢化が進んでいる状況です。

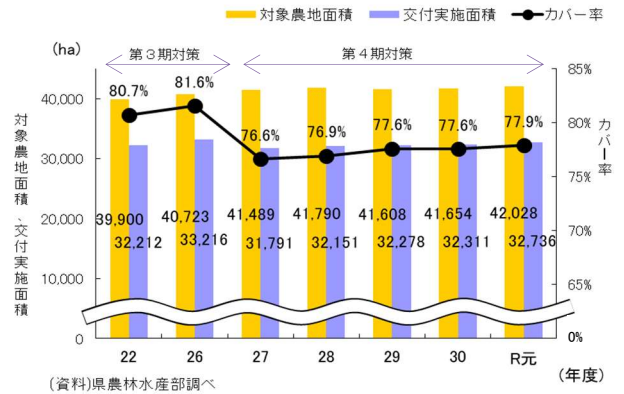
■ 中山間地域と平坦地における基幹的農業従事者の年齢構成



8 (2) 中山間地域等直接支払制度の状況

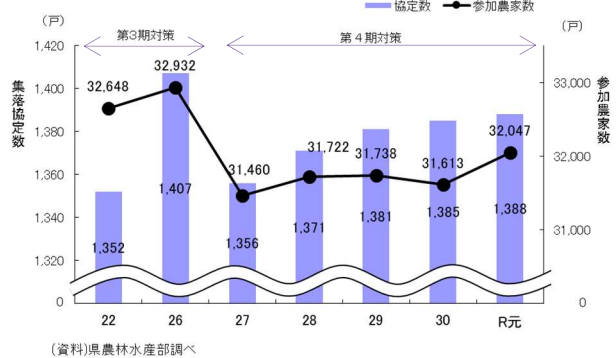
○ 中山間地域等における農業生産の維持を通じて水源かん養などの多面的機能確保するため、平成 12 年度(2000 年度)から直接支払交付金が交付され、平成 27 年度(2015 年度)から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となり、令和 2 年度(2020 年度)からは第 5 期対策に取り組んでいます。

■ 中山間地域等直接支払制度の状況 (集落協定数、参加農家数)



○ 各地域において、交付金を活用した農業基盤の整備、集落営農の取組み、都市と農村の交流など、むらづくりへの自主的な取組みにつながり、耕作放棄地の発生防止にも大きな役割を果たしています。

■ 中山間地域等直接支払制度の状況 (実施面積カバー率)



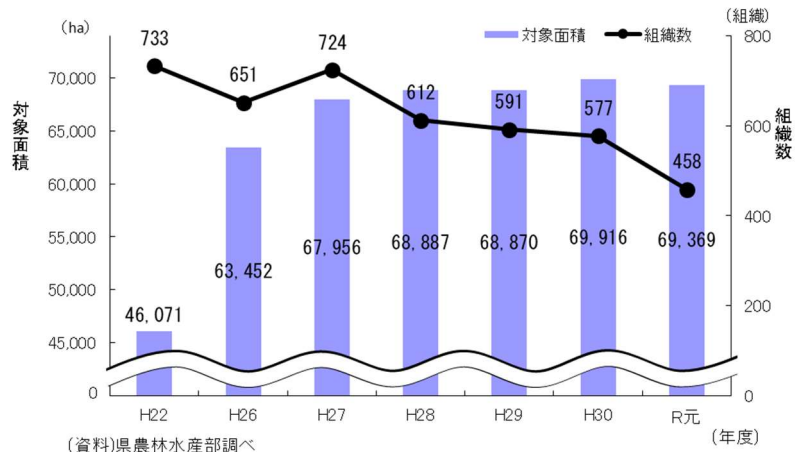
8 (3) 多面的機能支払 (農地・水・環境保全向上対策) の状況

○ 農村における農地や農業水利施設等の生産基盤の保安全管理と農村環境の向上を図るため、平成 19 年度(2007 年度)から農家と非農家が一体となった共同活動の取組みを支援する「農地・水・環境保全向上対策」が開始されました。

この取組みは、平成 27 年度(2015 年度)から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として多面的機能支払に引き継がれました。

○ 取組面積は増加傾向を示しており、地域ぐるみで行う草刈、水路の泥上げ、農道やため池の補修等の共同作業などの活動に加え、景観や生態系の保全、異常気象時の応急措置等の多様な活動が実施されています。

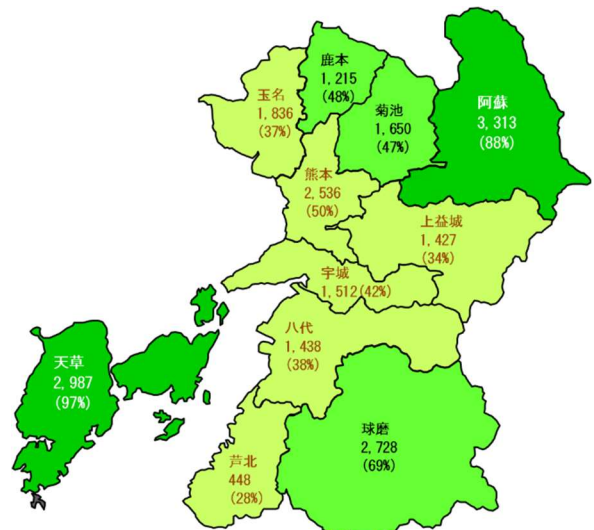
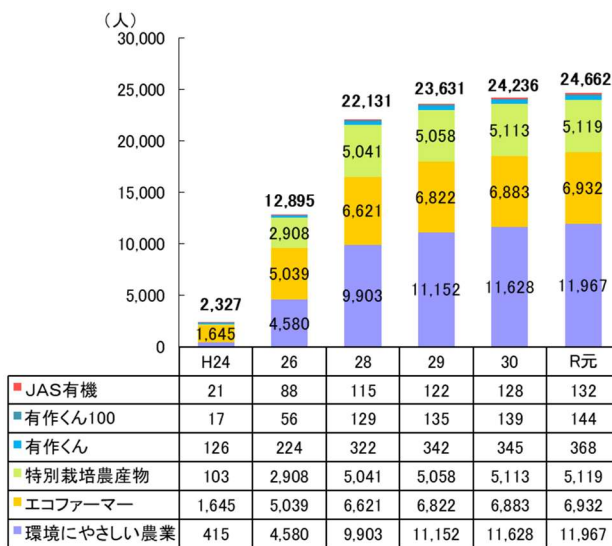
■ 多面的機能支払事業の取組状況と組織数



8 (4) 地下水と土を育む農業の取組み (グリーン農業の推進)

- 熊本の宝であるきれいで豊かな地下水と肥沃な土を農業の力で守り育むことを目的として「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を平成 27(2015 年)年 4 月に施行しました。
- 地下水と土を育む農業の一環として、「くまもとグリーン農業」を推進しており、くまもとグリーン農業を実践する生産宣言者は、平成 23 年度(2011 年度)の制度発足以降、順調に増加しています。
- くまもとグリーン農業は、阿蘇や天草地域において特に盛んに取り組まれており、全県的な推進によって更なる拡大が期待されています。

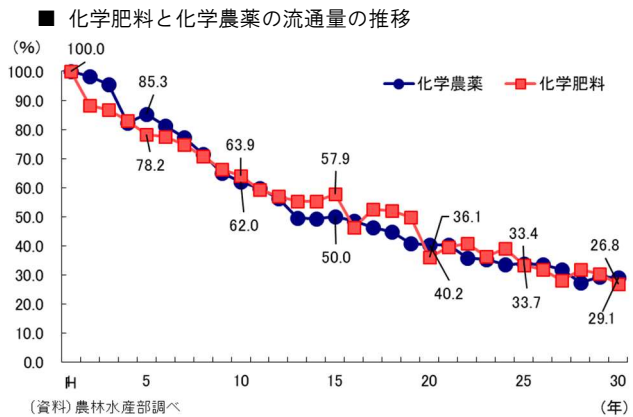
■ くまもとグリーン農業生産宣言が取り組む認証制度等 ■ くまもとグリーン農業生産宣言者数 (令和 2 年(2020 年)3 月現在)



(資料) 県農林水産部調べ、農林水産省「2015 農林業センサス」
() 内は、各地域における販売農家戸数に占める割合

(減化学肥料・農薬の取組み)

- 肥培管理の研究や肥料・農薬の開発、適正施用の推進等を通じ、化学肥料・化学農薬の使用量を大きく削減しています。

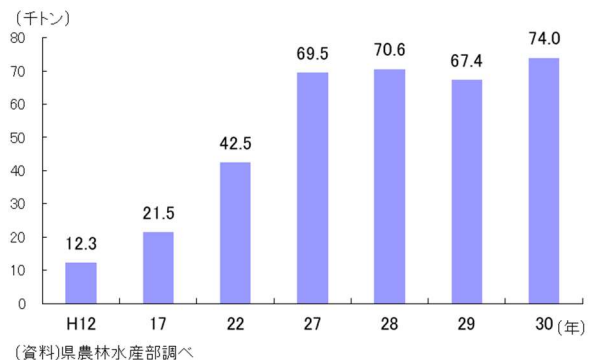


(資料) 農林水産部調べ

(堆肥の広域流通)

- 地域資源である家畜排せつ物由来の堆肥の利活用を図るため、耕種地帯と畜産地帯の連携を進めるとともに、堆肥処理技術の高度化、品質向上に取り組んだ結果、地域を越えた広域的な堆肥の流通が増加しています。

■ 堆肥の広域流通量の推移

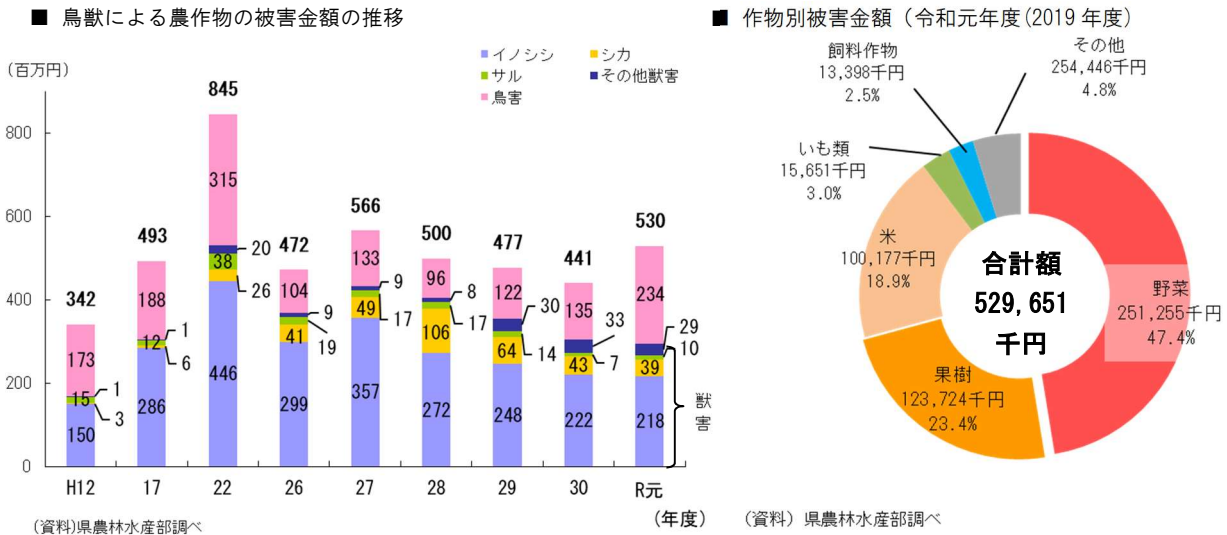


(資料) 県農林水産部調べ

8 (5) 鳥獣による農作物の被害の状況

○ 鳥獣による農作物被害は、増加し続けていましたが、地域における様々な被害防止対策に取り組んだ結果、平成 22 年度(2010 年度)をピークに減少基調にあり、令和元年度(2019 年度)は約 5.3 億円まで減少していますが、依然として高い水準で推移しています。

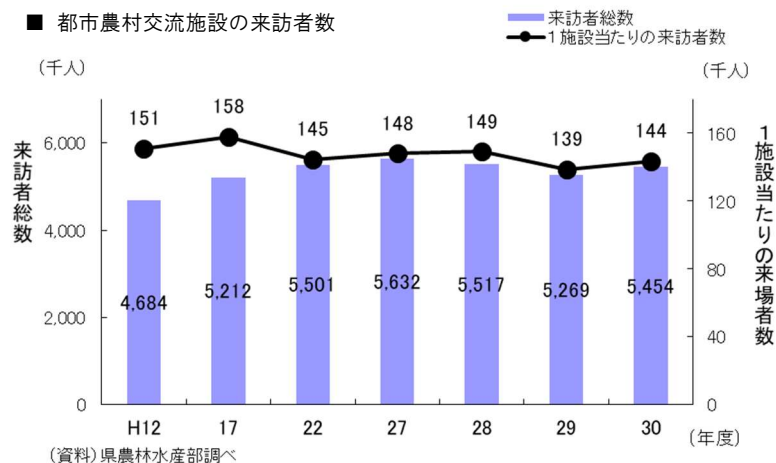
鳥獣害別では、被害額の 4～5 割を占めるイノシシによる被害額が近年、減少する一方で、鳥類による被害額が増加する傾向にあります。



8 (6) 都市と農村の交流

○ 都市と農村の交流は、農村の自然景観、伝統芸能・食文化等の多様な資源を活用し、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組みです。

○ 県内の都市農村交流施設の来訪者総数は、近年、年間 500 万人程度で推移しており、平成 30 年度(2018 年度)は、540 万人余となっています。



第2章 くまもと農業・農村を取り巻く情勢と課題

1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興

令和2年7月豪雨は、7月3日から4日にかけて、芦北・球磨地域を中心に観測史上1位の12時間降水量により、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、県南地域に甚大な被害をもたらしました。この災害により、多くの尊い命が失われ、住家被害や交通インフラにも多くの被害が発生しました。また、住家被害に加え、農林水産業、製造業、観光業をはじめとする地域経済や公共施設も甚大な被害を受けました。

特に、農業では、田・畑における土砂流入や法面崩壊等が11,023箇所（確定：令和2年(2020年)11月4日）確認されているのをはじめ、農道及び水路等の損壊、ハウスや畜舎などの損壊、さらには、葉タバコの冠水による被害や園地崩壊による果実への被害など農作物にも被害が生じました（第1章1（1）（2））。

県では、これからの復旧・復興への取組みを、迅速かつ強力に進めていくため、復旧・復興の段階に応じて変化する課題や業務等を全庁的に統括する「球磨川流域復興局」を設置しました。今後は、この「球磨川流域復興局」と連携の下、被災市町村の一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでいく必要があります。

2 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対応

世界中に感染が拡大している「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」は、令和2年(2020年)1月に国内において発生が確認され、国においては、国民の生命を守るため、水際での対策、まん延防止、医療の提供等の対策が講じられましたが、感染経路の不明な患者が増加している地域の散発的な発生や一部の地域における感染拡大が見られたため、令和2年(2020年)4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、全都道府県に緊急事態宣言が発出されました（第1章2（1））。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化することで、県内に限らず国民生活や地域経済は大きな影響を受けています。

農業においては、インバウンドの減少やイベント自粛等に伴い、和牛やメロン等の外食向けの高級食材や花きなどの需要減少により、農業者や食品産業事業者が大きな影響を受けたことから、継続した国内需要の喚起と消費拡大に向けた対応が求められています（第1章2（2））。

また、営農活動においては、農林水産省において新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドラインが策定され、農業者、畜産事業者、食品産業事業者が感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするための対策が講じられました。

本県では、緊急事態宣言が令和2年(2020年)5月14日に解除されましたが、感染拡大の収束が見通せない状況にある中、このガイドラインに基づき、農業関係者は『新しい生活様式』の実践と自主的な感染防止のための取組みが求められるとともに、県産農林水産物の需要回復・消費拡大に向けて行政、農業団体、農業者等が一体となった取組みが一層求められるところです。

3 消費者ニーズの多様化と経済のグローバル化

人口減少が進展する中、我が国の食料消費は、量的拡大から質的向上にシフトしています。また、単身世帯の増加や女性の社会進出、ICT（Information and Communication Technology）の急速な拡大等によるライフスタイルの変化を背景に、中食・外食化などの食の簡便化志向の高まりやネット販売による購入など、食事のあり方や購入形態の多様化がますます進展する一方で、原産地表示や遺伝子組換え農産物に係る食品表示への消費者の関心は高く、食の安全・安心に対する消費者ニーズは引き続き高いものがあります。

本県は、熊本地震以降も農業産出額全国第6位（最新値：平成30年（2018年））を堅持する農業県であり、野菜、畜産、米、果実等をバランスよく生産していることが最大の特徴です（第1章3（1）～（6））。

多様化する消費者のニーズに的確に対応するため、本県が全国に誇れ、生産現場が夢を描ける魅力ある新たな品種や生産技術の開発など、食の安全・安心の確保に向けた消費者に信頼される農産物生産に向けたたゆまぬ努力が必要です（第1章3（7）（8））。

また近年、TPP11等の発効により、急速に経済のグローバル化が進展しています。これらの協定により、我が国は、世界全体のGDPの約59%、人口13.4億人の巨大な市場を構築することになり、このかつてない市場が本格的に動き出すことで、経済を取り巻く国際環境は新たなステージに入りました。

巨大な新市場において、経済協定の効果を最大限に活かし、県内農業の更なる成長が見込める一方で、本格的な人口減少・高齢化により、国内消費の減少が想定され、海外からの輸入農産物等の関税引き下げ等により、本県の基幹産業である農業、特に畜産業への影響が懸念され、「農業者の痛みの最小化」、「強い農業の実現」「この状況をチャンスに変える」という3つの観点から、中長期的視点に立った施策の推進が求められます。

このため、県内農業者が持つ可能性と潜在力を最大限発揮できる環境を整え、高品質な県産農産物を求める海外への需要や、多様化する国内消費者ニーズへの対応、市場価格や生産資材価格の変動等へ対応できるよう県内農業の生産基盤を強化する必要があります。

県では、これまで品質や商品力向上等による「P（price）：価格の上昇」、収量の向上や生産体制の整備等による「Q（quantity）：安定した生産量の確保」、生産・集出荷施設の再編等による「C（cost）：コストの削減」により、「PQCの最適化」を進めてきました。今後とも、急速に発展しているスマート農業の積極的な推進等により「PQCの更なる最適化」を図り、県内農業者の所得向上に資する時代の変化に対応した「稼げる農業」の取組みを推進し、未来につながる魅力あふれる「くまもと農業」を実現していく必要があります（第1章3（9）～（11））。

4 進展する人口減少・高齢化社会

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今世紀半ばには1億人を下回ると予測されています。人口減少は、生産力の低下や消費市場の規模縮小といった経済への影響に留まらず、社会基盤の弱体化による地域社会の維持・存続が危ぶまれるなど、日本全体の深刻な問題となっています。

本県においても、平成 17 年(2005 年)からの 10 年間で高齢化率(65 歳以上)は、5.1% 上昇し、平成 27 年(2015 年)には 28.8%と全国平均の 26.3%を 2.5%も上回っており、その後も全国を上回るスピードで、人口減少と少子・高齢化に伴う生産年齢人口(15~64 歳)の減少、老年人口(65 歳以上)割合の拡大が進んでいます(第 1 章 4 (1))。

このことにより、各地域における労働力不足が深刻化し、特に、中山間地域等の農村部では過疎化の進行による後継者不足など、地域経済活動等の存続が懸念されます。

また、農業の担い手について、農家戸数や基幹的農業従事者は全国上位の農業県である本県においても、平成 27 年(2015 年)の基幹的農業従事者の平均年齢(64.3 歳)は、平成 17 年(2005 年)の 60.4 歳から 3.9 歳も上昇し、かつ 65 歳以上の従事者が全体の過半を超える 56.3%を占めており、今後さらに急速に高齢化が進展することが見込まれ、人口減少社会がますます進展する中であっては、他産業との人材獲得競争はこれまで以上に激化することが想定されます(第 1 章 4 (2))。

このため、次代を担う新規就農者や参入企業等の確保・育成に向けた支援、認定農業者等の戦略的な経営に取り組む担い手や地域営農組織の育成、農業生産現場や集出荷施設等における外国人材や女性・障がい者等をはじめとした多様な人材の安定的な確保が課題です(第 1 章 4 (3)~(9))。

さらには、担い手の高齢化や減少が進展する状況においても、生産基盤の脆弱化を防ぎ、本県の農業・農村を持続的に維持・発展させていくためには、担い手の確保・育成と併せて、地域の農地や農業用施設、優れた農業技術等を次代の担い手へ円滑に継承していくことも重要です。

また、近年、急速に発展している ICT や AI 等を活用したスマート農業技術は、農業者の減少が見込まれる状況下においても、省力化による生産性の向上など、本県農業の発展へ大きく寄与することから、この技術の導入・フル活用を進めるとともに、農地集積・集約化、基盤整備、高収益作物導入等も併せて取り組むことが重要です。

5 農地・農業用施設等の社会資本ストックの劣化

農地、基幹的農業水利施設、防災施設、農道、農業集落排水施設等の農業部門における社会資本ストックは、高度成長期以前から、一般の社会資本に先駆けて整備されてきました。

しかしながら、全国の傾向と同様、本県でも耕地面積は年々減少するとともに、土地持ち非農家の耕作放棄地面積の増加など、農業生産基盤の脆弱化が進んでいます(第 1 章 5 (1)(2))。

このため、農地集積・集約を促進するとともに農地整備を進め、水田の有効活用のみならず畑や樹園地においても生産基盤の強化を図り、農地の適切な利用を図っていく必要があります(第 1 章 5 (3)(4))。

また、本県では、特に広大な農地が広がる海岸部の平坦地には、排水対策のための機場が多く整備され、農業用のみならず、地域の安全・安心も担っていますが、これらの多くが耐用年数を超え、整備後 30 年を超える排水機場が 4 割存在するなど、老朽化による機能低下等、農業生産基盤の脆弱化が懸念されます(第 1 章 5 (5))。

農業水利施設等についても、農業用水の安定的な確保と高度な水利用を実現し、農産物生産量の維持・向上を支える重要な役割を果たしていることから、これらの計画的な

更新・整備や機能強化が必要です（第1章5（6））。

なお、農業生産基盤の強化のためには、農業協同組合や土地改良区等の農業者の生産活動を支える農業団体の経営基盤や活動の充実・強化も不可欠です。

6 気候変動の影響と頻発する自然災害

温暖化に伴う地球規模の気候変動について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いと指摘されています。

日本における気候変動の将来予測においても、年平均気温は上昇し、大雨の頻度が増える一方で、降水日数の減少、さらに非常に強い台風は増加し、日本近海まで勢力を比較的維持したまま到達する可能性があるとされています。既に災害の頻発化・激甚化の傾向が見られており、今後もその傾向がさらに進展することが懸念されています（第1章6（1））。

農業分野においては、既に影響が見られる米やかんきつの品質低下、暑熱環境下における家畜の生産性低下に加え、今後さらに温暖化が進むことで、果樹をはじめとする農産物の栽培適地の変化や穀物収量の低下などが予測されています。

加えて、平成28年熊本地震や阿蘇山、桜島の火山活動に伴う降灰、平成30年(2018年)に国内で26年ぶりに発生した豚熱やアジアで発生しているアフリカ豚熱、平成26年(2014年)及び平成28年(2016年)に本県においても発生し、令和2年(2020年)11月の香川県での初発後1シーズン当たり過去最大の被害をもたらした高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生など、予測困難な自然災害等の発生は、県内農業へ甚大な被害をもたらす可能性が危惧されます。

これらに対応するためには、災害に強い農業・農村の創生に向けたハード・ソフト両面からの防災・減災対策や、気象災害に強い品種や技術の開発・普及、災害等に備えたセーフティネットの加入促進、家畜の飼養衛生管理基準の遵守や防疫体制の整備・強化等が必要です（第1章6（2））。

7 流通の多様化と販売力の強化

本県の主要農産物の約4割が首都圏、約3割が関西圏に出荷されています（第1章7（1））。

特に主産品であり、かつ、全国上位の生産量を誇るトマトやかんきつ類は、主に関東や関西等の大消費地へ出荷されていることから、首都圏をはじめとする消費者ニーズの変化を的確に捉えた生産・供給体制の構築や、「くまもとの赤」ブランドの農産物を筆頭に、各地域・品目におけるブランド戦略の展開に加え、消費者の食のニーズに柔軟かつ安定的に応えることができる産地づくりや新たな販路の開拓による販売力の強化が重要となります。

また、販売力の強化のためには、6次産業化による高付加価値化や魅力ある農産加工品づくり、「食と農」の大切さへの理解促進、地産地消・食育の拡大等を着実に進めることも重要です（第1章7（2）～（4））。

人口の減少・高齢化に伴い国内消費は減少傾向が見込まれる一方で、TPP11等に

よる経済のグローバル化が進むことで、人口の増大が今後も見込まれる中国やアジア圏において高品質な県産農林水産物を求める需要の伸びが見込まれ、また、世界の食関連市場は拡大傾向にあり、海外における日本食や日本の食文化への関心が高まる中、成長する海外の市場への県産農産物のますますの輸出拡大が期待されます（第1章7（5））。

8 重要性が増す中山間地域等の振興

本県の中山間地域は、県土面積の7割以上、経営耕地面積の約4割を占めており、1万7千戸を超える販売農家が、豊かな自然環境のもとで地域の特色を活かした生産活動を行っており、県内の農業振興に欠かせない地域です（第1章8（1））。

県全体として持続可能な農業・農村の振興を図るためには、中山間地域等におけるむらづくりのリーダーとなる人材育成や樹園地集積等の地域ぐるみで取り組む農地・農業生産基盤の維持、条件不利地域における地域の特色を活かした農業所得向上に向けた取り組み支援等が重要となります（第1章8（2））。

また、中山間地域は、水源涵養や国土保全、景観形成、食文化の継承など多面的機能を有し、その利益は広く県民が享受しており、これらの多面的機能を次世代へと引き継ぐためには、集落機能の維持に向けた取り組みや熊本の豊富な地下水と土を育む農業への取り組みも大切です（第1章8（3）（4））。

農村振興を図るうえで欠かすことができない地域として重要である一方、生活条件や営農条件が厳しいことから、人口減少や高齢化が平坦地と比べて進んでいる状況にあり、耕作放棄地の更なる増加や鳥獣被害の深刻化が懸念されます。

このため、地域ぐるみによる効果的で実効性のある被害防止対策や、新たな食文化である「くまもとジビエ」のブランド化等による総合的な鳥獣害防止対策が求められます（第1章8（5））。

一方、都市に住む若者を中心に、新たな生活スタイルを求めて農山村に人が移り住む「田園回帰」等の動きが見られるようになっており、この流れを活かして、都市から人を呼び込むとともに、中山間地域の豊かな自然環境や魅力ある資源を活かして、県内外の多くの人々のあこがれの場として、また生活の拠点、農業生産活動の場としてしっかりと未来に引き継ぐことで、魅力ある中山間地域を創生し、中山間地域の更なる振興を図る必要があります（第1章8（6））。

これらの課題の解決にあたっては、家族経営や農業法人、地域営農組織など規模の大小を問わず、意欲ある農業者が自らの創意工夫を最大限発揮できるように配慮することも重要です。

第3章 くまもと農業・農村の目指す姿

1 農業・農村の目指す姿

本県農業は、豊かな自然、多様な生産条件のもと、多くの意欲ある農業者の努力により米、野菜、果樹、畜産をはじめ多彩な農産物がバランスよく生産されており、これらの農産物は、世界に誇れる私たちの大切な「宝」です。

また、首都圏などへの食料を供給する地域としての役割を果たすとともに、農業産出額は全国上位にあるなど、本県経済においても、農業関連産業と合わせて重要な基幹産業です。

これまで、全国に先駆けた農地集積の取組みや広域農場の設立などにより、「PQCの最適化」を進め、「稼げる農業」の実現に向け取り組むとともに、アジアを中心とした農産物輸出など需要フロンティアの拡大にも着実な実績を挙げてきました。

しかしながら、本県は、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症拡大による県民生活や地域経済等への影響、令和2年7月豪雨とトリプルパンチに見舞われています。

加えて、担い手の減少・高齢化が今後急速に進展することが予想され、本格的な人口減少社会の到来による「農業・農村の担い手の減少」によって、中山間地域を中心に社会基盤の弱体化による地域の経済活動やコミュニティの維持・存続が危ぶまれるなど、農業・農村の将来は大変厳しい状況にあります。

また、TPP11等、国際的な経済連携協定の発効に伴うグローバル化の更なる進展により、国内経済全体としては利得が大きいとされる一方、農業県である本県にとっては、農業・農村の将来に影響を及ぼすことが懸念されます。

このような時代の変化に直面する中、本県の基幹産業である農業と農村が将来にわたり持続的に発展していくためには、生産基盤の強靱化を礎とした「PQCの更なる最適化」による農業所得の最大化の実現と、この取組みを実践する担い手への農地集積・集約化とともに、地域農業を支える人材を継続的に確保・育成していくことが必要です。

また、農業者が減少・高齢化する中、本県農産物の生産を維持・拡大させ、農業産出額を維持し続けていくためには、収量・品質の向上による農産物の生産性向上が重要です。併せて、認定農業者をはじめとして農業法人や地域営農組織等、将来の本県農業を支える担い手が効率的かつ安定的に農業経営を行えるよう、農地の8割が担い手によって利用される農業構造の確立も求められます。

加えて、近年、頻発・激甚化する自然災害や家畜疾病等の被害等が、本県農業や農村へ及ぼす影響を踏まえ、予防対応と発生時の迅速な対応などのリスクへ備えなければなりません。

さらに、県土の7割を占める中山間地域等は、人口減少社会の進行に歯止めをかけるために重要な地域であり、生活の拠点、農業生産活動の場として、地域資源が多数存在する中山間地域等の農山漁村を未来へしっかりと引き継いでいかなければなりません。

一方、国際的な動きとして、2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までを期限として17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と169のターゲットが設定され、人類や地球にとって極めて重要な分野で行動を促進するものです。このSDGsの取組みは、人々の意識や行動を大きく変えつつあり、農業・農村の持続的な発展のためにも、県としてもSDGsに沿った取組みを進めていくことも求められています。

そこで、「時代の変化に対応した稼げるくまもと農業の実現」と「中山間地域等における魅力と活力があふれる持続可能な農村づくり」を2本柱とした農業・農村施策の取組みを進め、「未来につながる魅力あふれるくまもとの農業の実現」を図ります。

これらの施策に取り組んだ結果として、食料供給に対する県内生産の割合を示す本県の食料自給率の見通しを国が行った予測計算方法に準じて、品目別の生産努力目標などに基づき、生産額ベース、カロリーベースをそれぞれ試算しました。

本県の食料自給率、品目別の生産努力目標及び生産努力目標を支える労働力の見通しとしての担い手の構造展望は次のとおりです。

○本県の食料自給率

生産額ベース

現況	目標年	参考年
平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)
157%	158%	161%

※現況（平成30年度(2018年度)）は、国が公表した数値（概算値）。
目標年（令和5年度(2023年度)）及び参考年（令和11年度(2029年度)）は県で試算。

カロリーベース

現況	目標年	参考年
平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)
59%	62%	65%

※現況（平成30年度(2018年度)）は、国が公表した数値（概算値）。
目標年（令和5年度(2023年度)）及び参考年（令和11年度(2029年度)）は県で試算。

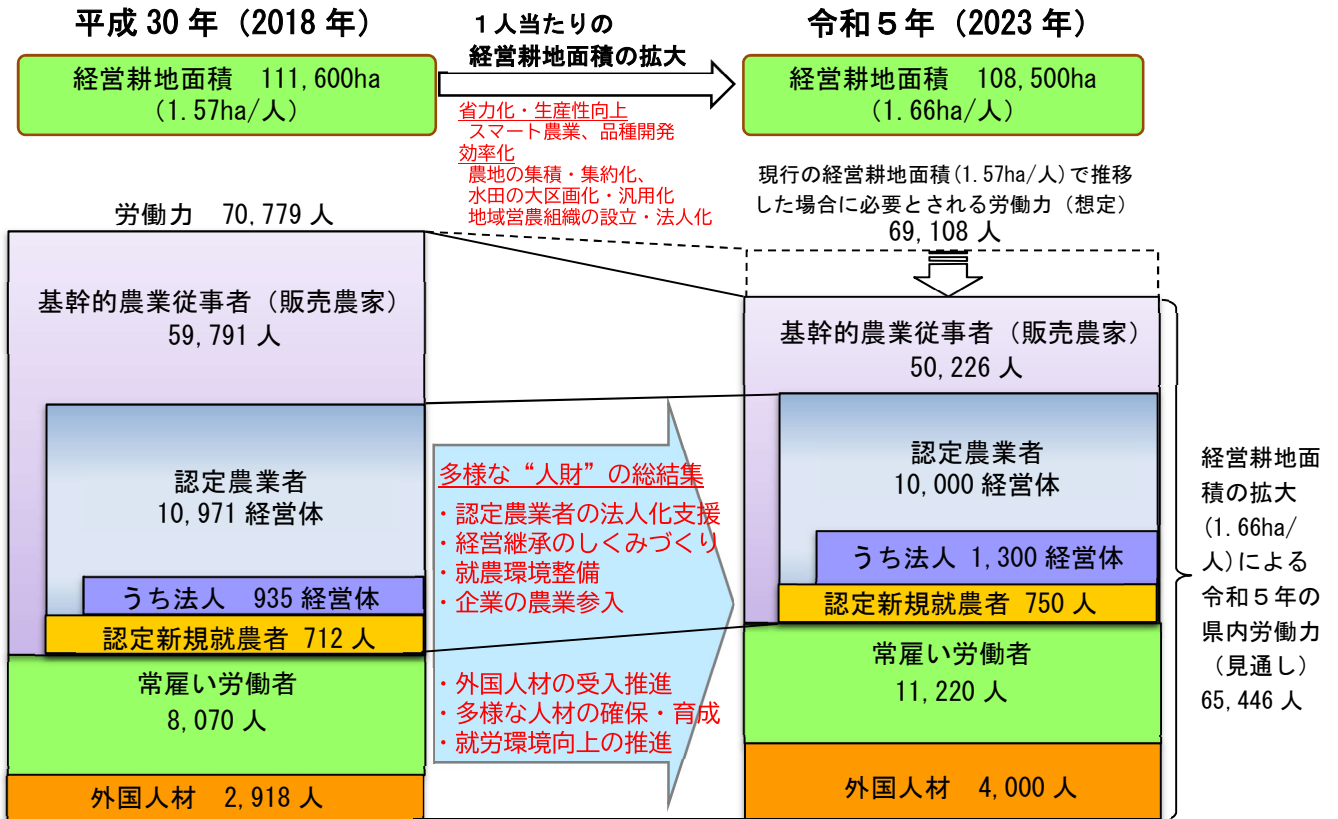
○ 本県の品目別生産努力目標

品目	単位	基準			目標年			参考年			対比			
		平成30年		生産量 (出荷頭数)	令和5年		生産量 (出荷頭数)	令和11年		生産量 (出荷頭数)	令和5年／平成30年		令和11年／平成30年	
		栽培面積 (飼養頭数)	33,300		176,200	栽培面積 (飼養頭数)		33,500	171,855		栽培面積 (飼養頭数)	6,870	19,500	栽培面積 (飼養頭数)
水稻	ha, t	33,300	176,200	33,500	171,855	33,500	171,855	33,500	171,855	100.6%	97.5%	100.6%	97.5%	
麦	ha, t	6,870	20,000	6,870	19,500	6,870	19,500	6,870	19,500	100.0%	97.5%	100.0%	97.5%	
大豆	ha, t	2,430	3,620	2,430	3,770	2,430	3,770	2,430	3,770	100.0%	104.1%	100.0%	104.1%	
雑穀・豆類	ha, t	773	455	790	510	790	510	790	510	102.2%	112.1%	102.2%	112.1%	
いも類	ha, t	1,562	34,800	1,483	32,086	1,406	30,419	1,406	30,419	94.9%	92.2%	94.9%	92.2%	
野菜	ha, t	12,196	440,324	11,953	434,515	11,806	430,741	11,806	430,741	98.0%	98.7%	98.0%	97.8%	
果樹	ha, t	8,697	142,910	8,200	139,200	7,700	132,300	7,700	132,300	94.3%	97.4%	94.3%	92.6%	
常緑果樹	ha, t	5,364	130,054	5,100	127,300	4,900	122,000	4,900	122,000	95.1%	97.9%	95.1%	93.8%	
落葉果樹	ha, t	3,333	12,856	3,100	11,900	2,800	10,300	2,800	10,300	93.0%	92.6%	93.0%	80.1%	
花き	ha	544	—	530	—	530	—	530	—	97.4%	—	97.4%	—	
工芸作物	ha, t	2,828	—	2,530	9,693	2,530	9,693	2,530	9,693	89.5%	—	89.5%	—	
いぐさ	ha, t	534	7,420	420	6,030	420	6,030	420	6,030	78.7%	81.3%	78.7%	81.3%	
茶	ha, t	1,260	1,260	1,160	1,240	1,160	1,240	1,160	1,240	92.1%	98.4%	92.1%	98.4%	
葉たばこ	ha, t	1,034	2,664	950	2,423	950	2,423	950	2,423	91.9%	91.0%	91.9%	91.0%	
畜産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
肉牛（肉専＋乳用種）	頭、頭	71,450	39,333	74,387	40,913	77,912	42,852	77,912	42,852	104.1%	104.0%	104.1%	108.9%	
乳用牛（生乳）	頭、t	29,600	251,178	28,900	255,000	28,900	258,000	28,900	258,000	97.6%	101.5%	97.6%	102.7%	
豚（肉豚）	頭(母豚)、頭	25,500	525,922	24,435	537,052	23,157	547,898	23,157	547,898	95.8%	102.1%	95.8%	104.2%	
採卵鶏	千羽, kg	1,923	40,798	1,926	40,631	1,930	40,930	1,930	40,930	100.2%	99.6%	100.4%	100.3%	
ブロイラー	千羽, 千羽	3,183	15,373	3,265	15,907	3,364	16,597	3,364	16,597	102.6%	103.5%	105.7%	108.0%	
飼料作物 ※	ha, t	27,595	163,673	28,150	170,212	29,000	175,507	29,000	175,507	102.0%	104.0%	105.1%	107.2%	

※飼料作物の生産量は、TND（可消化養分総量）換算で示す

○ 本県の担い手の構造展望

(本県の生産努力目標を支える労働力の見通し)



2 農業・農村施策の展開方向

(1) 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

1) 生産力・商品力・産地力の強化

農業所得の確保と最大化のために、これまで取り組んできた「稼げる農業」に向けた取組みを更に加速化させていきます。

具体的には、農業所得($P \times Q - C$)の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取組みを加速化させた上で、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進します。

特に、TPP11等の経済連携協定の発効による影響が最も大きいとされる畜産分野においては、経営体の強化に必要な施設整備や機械導入等を支援するとともに、育種改良や新技術の導入及び経営規模拡大による生産効率の向上等、地域全体で収益性の向上に取り組めます。

このことにより、人口減少社会や経済のグローバル化の進展など、時代が変化する中であっても、生産性が高く(生産力)、高品質で魅力ある(商品力)産地づくりを地域一体となって取り組み、持続可能で国際競争力のある農産物の生産体制(産地力)

の強化を図ります。

2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

農業者の減少・高齢化が今後、一層見込まれる中、本県農業を維持・発展させていくためには、経営規模や法人・家族の別など経営形態にかかわらず、新規就農者の安定的な確保・育成と併せて、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲の醸成を図るとともに、多様化している就農形態に対し、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細やかな支援や経営資産と農業技術を次世代へ円滑に継承するための仕組みづくりを行います。

また、地域の農地を守り農業を支える地域営農組織の法人化及び経営基盤の強化を進めます。

加えて、女性農業者の更なる活躍促進を図るとともに、農業参入企業に対し、相談から参入、定着までの総合的な支援を行います。

さらに、戦略的な経営に取り組む担い手に加え、農業生産現場や集出荷施設等で必要な人材を安定的に確保するため、外国人材や障がい者等のあらゆる「人材」を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人財」の総結集による総合的な人材確保のための仕組みを構築します。

3) 経営力を高める農業生産基盤の強化

稼げる「くまもと農業」の実現に向けた取組みを深化させるため、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進します。

また、農業生産の礎である農業水利施設の老朽化対策が課題となっている中、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取組みに加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化等を支援します。

4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化

近年、激甚化する豪雨、台風、地震、火山噴火等による自然災害から、農業経営や農村の暮らしを守るため、国土強靱化に向けた防災・減災対策を推進するとともに、ハード・ソフトの両面から災害と向き合う体制を構築します。

また、気象に左右されない生産体制を構築し、生産者の安定した所得確保のための取組みを推進するとともに、減収や価格低迷等が発生した場合でも、農業保険制度等の活用により、生産者が安心して経営を継続できる環境の整備を進めます。

加えて、豚熱及びアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとした悪性家畜伝染病防疫対策として、飼養衛生管理基準の遵守徹底や発生を防ぐための体制強化等に努めます。

5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

多様化する国内外の消費ニーズを的確に捉え、生産部門と連携した供給体制の構築を進めるとともに、県産農産物の認知度向上のため、引き続き「くまもとの赤」ブランドを中心としたPR等に取り組み、ブランド力の向上と販路拡大を図ります。

加えて、付加価値向上による農業所得向上のため、農業者と異業種の連携やマーケットインの視点での農産物加工品の開発や販路開拓など6次産業化の取組みを推進するとともに、地産地消を推進し、県民の本県農業等への理解促進や県産農産物の消費拡大等を図ります。

また、県産農産物の輸出を推進するため、販路拡大支援や海外展開に向けた環境整備等に取り組みます。

(2) 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり

平坦地と比較して生産条件に恵まれていない中山間地域において、農業経営を継続し地域を維持していくためには、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得を確保・増大することが重要です。

そのため、経営の柱となる作物の生産力強化や収益が見込める新規作物の導入、地域の資源を活かした高付加価値化による所得確保を推進します。

また、地域特性に応じた林業や水産業との組み合わせや観光・教育など他分野との連携等による複合的な収入の確保に向けた取組みを進め、中山間地域の農業・農村の生産・生活環境を維持し、持続可能な農村づくりに取り組みます。

加えて、農地や農村社会の維持・継続にとって重要な地域営農組織の法人化を図るとともに、経営基盤強化や人材育成に取り組みます。

2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

農業所得の確保・増大に向けた取組みを進めるためには、基礎となる生産環境の整備が不可欠であることから、地形条件や地元農家のニーズに応じたきめ細かな基盤整備を進めていくとともに、農地の集積が遅れている樹園地を含む中山間地域において、生産性向上のための基盤整備と連携した農地集積を促進します。

また、棚田地域等の生産条件が厳しい地域においても、地下水涵養や自然環境の保全、文化の伝承など農業・農村の持つ多面的機能を将来にわたり多くの県民が享受できるように、広い世代での理解促進を図りつつ、集落の共同活動を活発化させ、農業・農村における多面的機能の維持・発揮を図ります。

3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興

中山間地域等の農山漁村には、豊かな自然や食文化、景観など多数存在する地域資源を再認識し、最大限に活かすことによる中山間地域の活性化が期待されます。

このため、多彩な地域資源を最大限に活かす「知恵」を導き出し、農業や雇用、生

活等の拠点となる「スーパー中山間地域」の創出を目指すことにより、地域住民の誇りの醸成と他地域からの「あこがれ」を創出し、本県の中山間地域全体の地位及び活力向上を図ります。

また、世界に認められた世界農業遺産やかんがい施設遺産など、これらの資源を有効に活用し、地域の人々や関係団体が連携して地域資源を保全する取組みを推進します。

4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

依然として高い水準にある野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を実践・けん引する人材の確保・育成を図ります。

加えて、有害捕獲されたイノシシやシカなどのジビエを地域資源として活用する「くまもとジビエ」の取組みや「くまもとジビエ」のブランド化を推進します。

■農業・農村施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関連性

施策	17の目標								
	1 人や国々の平和と正義	2 気候変動に脅かされる持続可能な開発のためのエネルギー	3 健康と福祉	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 きれいな水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいも経済成長も	9 産業と雇用イノベーション
1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立									
(1) 生産力・商品力・産地力の強化		○						○	○
(2) 担い手の確保・育成及び多様な人材の総結集		○	○	○	○			○	○
(3) 経営力を高める農業生産基盤の強靱化		○						○	○
(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化		○		○				○	○
(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化		○						○	○
2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり									
(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり		○		○				○	○
(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農村の多面的機能の維持・発揮		○						○	○
(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興		○	○			○		○	○
(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進		○		○				○	○

施策	17の目標						
	10 人や国々の平和と正義	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つくばないでつかう	13 気候変動に脅かされる持続可能な開発のためのエネルギー	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう
1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立							
(1) 生産力・商品力・産地力の強化		○	○	○	○	○	○
(2) 担い手の確保・育成及び多様な人材の総結集		○	○	○	○	○	○
(3) 経営力を高める農業生産基盤の強靱化		○	○	○	○	○	○
(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化		○	○	○	○	○	○
(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化			○	○	○	○	○
2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり							
(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり		○	○	○	○	○	○
(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農村の多面的機能の維持・発揮		○	○	○	○	○	○
(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興		○	○	○	○	○	○
(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進		○	○	○	○	○	○

第 1 章 喫緊の課題への対応

1 令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興

(1) 令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン

県では、令和 2 年（2020 年）8 月 21 日、知事を本部長とする「令和 2 年 7 月豪雨復旧・復興本部」を設置し、これからの復旧・復興への取組みを、迅速かつ強力に進めていくため、復旧・復興の段階に応じて変化する課題や業務等を全庁的に統括する「球磨川流域復興局」を設置しました。

また、流域住民等の意見やくまもと復旧・復興有識者会議による提言等を踏まえ、未曾有の災害により、危機的な状況にある球磨川流域をはじめとした被災地域の一日も早い復旧・復興に向けた喫緊の取組みと将来のビジョンを描いた「令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン」（以下「復旧・復興プラン」という。）を同年 11 月 24 日に策定しました。

令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興にあたっては、「①被災された方々の痛みを最小化すること」、「②単に元に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「③復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を基本とし、「生命と財産を守り安全・安心を確保する」と「球磨川流域の豊かな恵みを楽しむ」を基本理念と位置づけ、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」を目指し、復旧・復興の取組みを進めていきます。

なお、「復旧・復興プラン」については、復旧・復興の進捗状況やその時々地域の実情を踏まえ、適宜、プランの取組みの見直しを行います。

(2) 農業の復旧・復興に向けた取組み

「復旧・復興プラン」における、直ちに実施する喫緊の取組みと、中長期的な視点で推進する主な取組みは以下のとおりです。

直ちに実施する喫緊の取組み

新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策

○地域と連携した水田貯留機能のフル活用による「田んぼダム※」の推進

- ・球磨川流域において、地域の関係する農家の協力を得て、「田んぼダム」に実験的に取り組み、その結果を踏まえ、球磨管内の水田へ広く普及させ営農継続と水田

の貯留機能のフル活用を推進します。

〔※田んぼダムとは、田んぼに設置している排水柵の堰板を加工することで、水田に降った雨水を一時的に貯留し、排水路や河川への流出を遅らせ、ピーク流量を低減させることにより、下流域の浸水被害を抑制するもの〕

被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み

○被災した農業者への営農再開等の支援

- ・農業者に対する緊急支援として、いち早く金融支援制度を創設するとともに、ニーズに応じて順次拡充します。
- ・被災農業者の営農継続・再開に向け、機械やハウス等の再建、緊急的な畜舎消毒や家畜の再導入、一時的な借地等を支援します。
- ・農業者が共同で行う被災農地等の応急復旧のために多面的機能支払制度の活用を推進します。

○農地・農業用施設の早期復旧

- ・被災した農地や、農道・水路等の農業用施設について、早期復旧に向け、国庫補助事業等を活用し、速やかに復旧工事を実施します。

中長期的な視点での取組み

今後、5年、10年先の将来を見据えて、「この地域に住み続けたい、移り住みたい」と思える、持続可能な地域に向けた取組みの方向性を示し、取組みを進めます。

持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョン（目指すべき取組みの方向性）

（農地の大区画化による生産性の向上など稼げる農業の実現）

○崩落土等の活用による大区画化の実現と「スマート農業」の推進

- ・災害復旧を行う農地については、山地・河川の復旧等との調整を図りながら、復旧工事に着手します。
- ・また、復旧と合わせて地域の意向を踏まえ、山地崩落土等を活用した農地のかさ上げや大区画を推進します。
- ・地域に応じたスマート農業技術の導入成功モデルの創出に向けて、スマート農業への取組みの推進や、農業者の合意形成による農地集積を図り、スマート農業モデル地区での実証に取り組みます。

○くまもとグリーン農業推進

- ・環境直接支払交付金事業の推進等を通じた取組み生産者の掘り起こしや、焼酎かす由来の堆肥の施用をはじめとした地域資源利活用促進等を支援し、グリーン農業の面的拡大と地域資源の活用促進を図ります。
- ・グリーン農業生産技術の導入・普及支援等を通じてグリーン農業のネットワーク

を構築し、グリーン農業の高度化と販売力の向上を図ります。

- ・大都市を含めた販促活動やマッチング会の開催など、所得確保に向けたグリーン農業農産物の販路開拓を支援します。

○新規作物導入や産地拡大による新たな担い手の確保・育成

- ・農地の復旧後を見据え、地元農業者等の意向を把握しながら、有望と考えられるズッキーニやニンニク、薬草等の新規作物の導入や新たなデコポン団地の創出、「くまさんの輝き」作付け推進等による産地拡大を支援し、担い手の育成につなげます。
- ・経営資産の出し手と受け手の情報をデータベースとして構築し、マッチングや施設整備等への支援により、新規就農者など新たな担い手の確保を図ります。

○地域農産物等の販路拡大

- ・球磨川流域における農産物対策として、県内の大学等と連携し、球磨川流域における農産物の流通及び地産地消の状況を調査します。また、産地と実需者のマッチングを図ります。
- ・核となる直売所で構成する連絡会等を設置し、直売所実態調査や研修会等の実施により直売所を結ぶ農産物の物流ルート構築等を支援します。また、地域内の余剰農産物について、県外量販店等への販売を検討します。
- ・農産物等の物流ルートの構築や販路拡大のため、商談会への出展機会の創出と出展者への営業戦略等を支援します。
- ・農業参入に意欲のある企業に対し、初期投資や規模拡大、6次産業化等に係る取組みを支援します。

○県南フードバレー構想の推進

- ・県南地域の農産物の付加価値を高める「売れるモノづくり」や「新たな販路獲得」を支援し、県南地域の復興と県南地域を支える農業の持続的な発展を目指します。

2 新型コロナウイルス感染症など社会情勢の変化に対応した持続可能な農業・農村の実現

新型コロナウイルス感染症等による本県農業・農村への影響を最小化しつつ、新型コロナウイルス感染症を踏まえた農業生産活動等により、持続可能な農業・農村の実現に向けて、以下の取組みを進めていきます。

- ・「新しい生活様式」等の社会情勢の変化に対応しつつ、農産物の需要を回復させ、農業者が安心して生産できるよう、生産力・商品力・産地力を強化し、基幹産業である農業の持続的発展を図ります。
- ・新たな品種の開発や生産技術の向上、農地等の基盤整備等によりPQCの最適化を更に進めるとともに、生産量日本一のトマトや熊本デコポン、地理的表示（GI）に登録された「くまもとあか牛」等の「くまもとの赤」、統一ブランド「くまもと黒毛和牛」など、県産農産物の需要拡大を図ります。
- ・地方回帰と一次産業に対する関心が高まる中、あらゆる多様な人材を地域の農業を支える宝と捉え、担い手の確保・育成を図ります。また、ICTやAI、ロボット技術等を活用した作業の効率化・省力化や栽培管理の自動化等により、人手不足解消や生産性向上を推進するとともに、農業者の経験や知識、匠の技の「見える化」による収益性の高い次世代型農業を展開します。
- ・ポストコロナを見据え、外国人材が地域農業のパートナーとして活躍できるよう、外国人材の受入れ・育成を促進し、外国人材に選ばれる「くまもと農業」を目指します。
- ・地域の特色ある豊かな自然や景観、食文化、歴史等を活かして、農業・雇用・生活の拠点となり、国内外の人たちが憧れ、住んでみたいと思うようなシンボリックな中山間地域となる「スーパー中山間地域[※]」を創生するとともに、新型コロナウイルス感染症を契機に機運が高まる田園回帰の受け皿として、多様な形で中山間地域等の農山漁村が関わるための環境整備を推進します。
- ・中山間地域等直接支払等の日本型直接支払制度を活用した地域活動や、所得向上を目指した高収益作物の導入、6次産業化、農観連携等の地域独自の取組みを支援します。
- ・市町村等と連携し、地域資源の磨き上げや地域の魅力アップ等に取り組むとともに、情報発信を強化し、都市と農山漁村との交流を促進するなど、熊本と多様な形で関わる関係人口の創出に向けて取り組めます。

〔※県内の中山間地域の情報発信基地（広告塔）となるような地域。国内外から本県への交流人口増加に貢献するとともに、地域の看板商品の認知度が向上することで、他の中山間地域の農産物や加工品等の売上げ増加等の波及効果が期待される。〕

第2章 目指すべき姿の実現に向けた取組み

総論で示したくまもと農業・農村の将来の方向等を見据え、農業を産業として強くしていく産業施策と持続可能な農村を目指す地域施策それぞれについて、取組方針を明らかにしつつ具体的方策に沿って取り組んでいきます。

なお、本章の取組みは、第1章の令和2年7月豪雨からの復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、随時見直しを図りつつ、柔軟に対応していくこととします。

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

- ① スマート農業の導入による省力化・生産性の向上
- ② スケールメリットを活かした大規模法人の新たな経営展開
- ③ 生産・集出荷施設の再編
- ④ 安全・安心で信頼・魅力のある商品づくり
- ⑤ 現場・消費ニーズに対応した新品種、新技術の開発・普及
- ⑥ 地域全体で取り組む畜産の収益性向上

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

- ① 円滑な経営継承による担い手の確保
- ② 多様な就農形態に対応した新規就農者の確保・育成
- ③ 戦略的な農業経営に取り組む担い手の育成
- ④ 地域営農組織の育成
- ⑤ 企業などの農業参入の促進
- ⑥ 外国人材等の確保・活躍
- ⑦ 農福連携による活躍の場の拡大

(3) 経営力を高める農業生産基盤の強化

- ① 担い手への農地集積の更なる加速化
- ② 生産性向上に向けた基盤・施設の整備
- ③ 農業団体の経営基盤・活動の充実強化

(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化

- ① 国土強靱化に向けた防災・減災対策の加速化

- ② 自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進
- ③ 家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化

(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

- ① 県産農産物の販売力強化
- ② 6次産業化等の推進
- ③ 地産地消、食文化の継承
- ④ 県産農産物の輸出推進

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり

- ① 中山間地域における柱となる所得の確保対策と先進事例の波及
- ② 中山間地域を支える多彩な担い手の確保・育成

(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

- ① 中山間地域の実態に応じた基盤整備と農地集積の推進
- ② 地域活動を柱とした多面的機能の維持・発揮
- ③ 地下水と土を育む農業の推進

(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興

- ① 地域資源を活かした農村の活性化とスーパー中山間地域の創生
- ② 交流や他分野との融合による地域活力の向上

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

- ① 地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策の推進
- ② 「くまもとジビエ」利活用の推進

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

① スマート農業の導入による省力化・生産性の向上

取組方針（目指す姿）

人口減少社会にあって、誰もが農業に取り組みやすくなるロボット技術やICT（Information and Communication Technology）技術に加え、栽培環境や農作物の生育状況など多種多様なデータが見える化し、スマート農業技術をフル活用することで、大幅な省力化や生産性の飛躍的向上、高品質な農産物の安定生産を実現します。

併せて、農業大学校や県内農業関係高校、メーカー等とも連携し、若い世代に向けて技術を研鑽する機会を設けることにより、将来の担い手が農業の明るい未来を描けるよう、スマート農業技術の理解を促進する取組みを実施します。

コロナ禍における生産体制の安定化に資する技術の実装を加速化させ、次世代型農業先進県を目指します。

具体的な方策

1 スマート農業機器を活用した研究・開発

<土地利用>

- ・リモートセンシングデータと生育調査データの関連性を解明し、画像解析技術を活用した水稲や麦の生育診断による収量及び品質の向上技術を開発します。
- ・今後、導入と普及が期待されるドローンやアシストスーツ等について、中山間地域等での立地条件下における導入効果や性能を明確にし、生産現場への導入を加速化させる指標を作成します。

<園芸>

- ・センシング技術を活用し、最適な栽培環境を判断する技術を開発します。
- ・促成トマトの収量及び出荷予測の精度を向上させるため、ICT技術等を活用した技術を開発します。

<畜産>

- ・搾乳ロボットや各種センサー等を活用した酪農体系やドローンを活用した省力的な草地管理技術を確立します。
- ・畜産分野の各種センサーやICT技術等の導入効果の実証と、その最大化を図る生産技術を開発し、マニュアルを作成します。

2 生産性の飛躍的向上や高品質農産物の安定生産のための実証と普及

- ・生産者がスマート農業機械・機器を導入しやすい栽培環境の整備を進めるとともに、国の事業等を活用した導入を推進します。

<土地利用>

- ・大区画圃場における生産コスト削減等の効果を検証するため、一貫したスマート農業技術の実証を行い、その技術に対応した圃場整備を推進します。
- ・省力化や労働力不足解消に向け、自動給水栓の導入や、ドローン等による効率的な防除技術の普及に取り組みます。

- ・営農管理システムや自動給水栓を活用し、複数の圃場を一括して管理を行うことで、作業の効率化や生産性の向上を図り、大規模経営を推進します。

<野菜>

- ・施設野菜では、ハウス内環境と匠の技の「見える化」によって栽培環境と技術の最適化を図る高度な環境制御を推進します。
- ・露地野菜では、スマート農業技術を検証しつつ、機械化一貫体系の導入により労働負荷軽減、効率的な栽培技術の普及に取り組みます。
- ・収穫作業や選果場等の軽労化のためアシストスーツの導入を推進します。

<果樹>

- ・ドローン等の機械導入による防除や除草作業等の省力化・軽労化のため、樹園地の基盤整備や機械の性能を発揮できる栽培様式の普及に取り組みます。
- ・収穫作業等の軽労化のためアシストスーツの導入を推進します。

<花き>

- ・計画的な出荷による出荷作業の効率化や栽培管理の省力化のため、切り花低温貯蔵技術や自動環境制御システム等の導入を推進します。

<畜産>

- ・スマート農業機械の導入効果を最大化するため、飼育環境や技術の改善を図ります。また、農業研究センターで開発した技術やマニュアルの実証を進めるとともに、更なるスマート農業機械の導入を進めます。

3 農業担い手へのスマート農業の理解促進

- ・スマート農業に関する経営指標の作成により、規模拡大や生産性向上に向けた技術導入の費用対効果を明確にし、生産者がスマート農業を導入する際に判断が可能となる環境づくりを進めます。
- ・県内外の先進的な取り組みを紹介するセミナーや最先端のスマート農業機器・技術フォーラムを通じて、スマート農業の理解促進を図ります。
- ・県内農業関係高校において、将来の担い手である高校生に対し、スマート農業に関する授業の開催を支援します。
- ・農業大学校と農業関係高校とが連携し、スマート農業技術を実習の中で体験することで、技術習得及び就農意欲向上に繋がります。
- ・労働力の補完のため農業機械が大型化・複雑化する中、農作業安全の意識啓発や研修会の開催により農作業事故防止を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
スマート農業関連研究成果累積数(件)	—	7	—
ドローンを活用した土地利用型農業防除面積の割合(%)	5	13	25
スマート農業技術取組広域農場割合(%)※	54	100	100
トマトの10a当たり生産量(t/10a)	16.6	17.4	—

※「スマート農業技術取組広域農場割合」の基準年はH30年

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

② スケールメリットを活かした大規模法人の新たな経営展開

取組方針（目指す姿）

これまで広域農場が行ってきた生産体制に加え、「高密度播種」苗栽培などの低コスト技術の導入を促進するとともに、少人数でも効率的に作業ができるICT技術やスマート農業機械導入による生産コスト削減、省力化効果検証を実施し、スケールメリットを最大限に活かした経営展開に寄与する新たな取組みを実施します。

さらには、実需者から要望の高い多収性品種の導入による経営の安定などを図るとともに、露地野菜等高収益作物等の導入により収益性を高め、法人それぞれの特性に応じた新たな経営展開を推進します。

そして、これまで培われてきた広域農場の経営理念と今後の新たな経営展開を県内全域に波及させる「熊本広域農場構想」を推進します。

具体的な方策

1 徹底したコスト削減・省力化の推進

- ・実践的情報が不足しているスマート農業機械について、大区画圃場における生産コスト削減、省力化、収量・品質向上などの効果を検証し、県内で導入を進めるべきスマート農業技術の検討を行います。また、その中で活用できるスマート農業技術や、その技術に対応した圃場の整備及び農地集積・集約化、さらには水管理の省力化、高度化を図る水利施設の整備等への支援を行います。
- ・新たな高品質多収生産技術としてドローンなどによるセンシング技術を活用した生育診断技術を開発し、収量と食味を両立できる栽培技術を確立します。
- ・「高密度播種」苗栽培や畝立乾田直播栽培などの技術を確立し更なる低コスト・省力化への支援や、栽培技術の指導などを行います。
- ・作業の効率的な進捗管理やデータ蓄積による収量性の低い圃場の底上げなど、作業・管理体系や圃場状態を「見える化」できる総合営農管理システムや農地情報図（GIS）の活用を推進します。

2 新品目導入等による新たな経営展開

- ・多収量品種米など実需者から要望の高い品種の導入支援を行い、業務用米や輸出用米等への安定供給を推進し、法人所得の安定化に向けた取組みを支援します。
- ・露地野菜や施設園芸など収益性の高い作物の導入や、飼料用米を利用した粳米サイレージ・TMR（完全混合飼料）の製造など経営の多角化による経営力の強化に向けた取組みを支援します。また、露地野菜等では生産性の向上と高品質化を目指し、排水性の悪い圃場への暗渠排水の整備も行います。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
広域農場における水稻生産費（円/60kg）	9,005	7,500	7,500
スマート農業技術取組広域農場割合（%）【再掲】	54	100	100
業務用米や高収益作物等への取組広域農場割合（%）	38	100	100

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

③ 生産・集出荷施設の再編

取組方針（目指す姿）

資材や施工費の高騰により建設コストが上昇していることから、農業用ハウスについては、経営収支等を踏まえた導入と長期利用を推進します。また、集出荷施設・選果施設については、JAの枠組みを超えた広域利用を進めるとともに、出荷ピーク時における労働力と施設のフル活用、長期活用を図ります。

穀類共同乾燥調製施設及び茶工場については、コスト削減を図りながら需要の多様化に対応できるよう、集荷・加工体制の再編・強化を進めます。

畜産においては、家畜・畜産物の生産・流通体制の再編等による産地力の強化を図ります。

具体的な方策

1 生産施設や集出荷施設の長寿命化・フル活用

- ・農業用ハウス施設については、品目や作型に応じた、防災にもつながるハウスを、農業者の資金力を含め収支試算に基づいて導入を推進するとともに、ハウス補強等による長寿命化を推進します。
- ・大規模な共同利用施設については、施設・機械の有効利用、コスト低減につながるような機能向上・長寿命化整備を推進します。
- ・コスト低減を図るために、産地における出荷規格や資材の統一への取組みを推進します。

2 集出荷施設の再編・広域利用

- ・穀類共同乾燥調製施設及び茶工場等については、産地が主体となった需要に応じた生産による、品目・品種の変化に対応した施設の機能強化・再編整備を推進します。
- ・園芸品目については、選果施設等の機能強化や自動化による安定した選果体制の構築とともに、JAの枠組みを超えた広域集荷体制・他品目利用による施設の広域利用を推進します。
- ・平坦部と高冷地等農繁期の異なる産地が連携し、余力がある選果場にモノを移送し選果を行う、モノのマッチングを推進します。
- ・地域の実情を配慮しつつ、家畜・畜産物流通体制の再編・整備等を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
共同利用施設の長寿命化（箇所）	0	3	4
集出荷施設等の再編・広域利用（箇所）	13	15	15

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

④安全・安心で信頼・魅力のある商品づくり

取組方針（目指す姿）

くまもとの農産物の競争力を強めるため、安全・安心で信頼・魅力のある商品づくりに取り組めます。

そのため、GAPやHACCPの導入を推進し、食の安全を「見える化」すること、及び主要農作物の種子を安定的に生産・供給し品質を維持すること、さらに、環境負荷の軽減に取り組むことで、県産農産物に対する消費者や実需者の信頼度を高めます。

また、需要に即した品種の導入・普及、栽培技術・飼養管理技術の改善・向上、出荷基準の統一、品質管理の徹底により、魅力ある商品づくりを進めるとともに、実需者の販売計画に対応できる生産・出荷体制を構築します。

具体的な方策

- 1 食の安全確保や品質維持、環境負荷軽減の取組みによる信頼される商品づくり
 - ・異物混入の防止、農薬の適正使用・保管、使用する水の安全性の確認など、食の安全を確保するためにGAPの取組みや認証取得を推進します。
 - ・海洋プラスチックごみ削減にもつながるよう、農業用廃プラスチックの回収・リサイクルを進めます。
 - ・消費者に生産履歴情報を提供するため、畳表のQRコードなどトレーサビリティシステムの導入、普及促進を図ります。
 - ・畜産物については、GAPやHACCPの導入等により抗菌性物質の適正使用を図り、安全な畜産物を供給するとともに、獣医師や農家に対して抗菌性物質慎重使用の啓発・指導を行い、薬剤耐性菌対策を推進します。
 - ・稲、麦、大豆の品質を維持するため、『熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例』（令和元年(2019年)12月公布)に基づき、将来にわたり優良種子の安定的な生産及び供給を確保します。
 - ・県育成品種については、育成者権満了後も、県内での生産・販売に影響を与えないよう、農業団体や生産者と共に種苗の流通・管理を推進します。
- 2 高品質でこだわりを持った商品づくり
 - ・食味、外観、耐病性、高温耐性などの優れた品種・系統の導入や、品質、日持ち性、栽培方法などにこだわった商品づくりのための栽培技術の普及を行います。
 - ・土づくり及び化学肥料・農薬の削減によって、特別栽培以上の取組みを拡大し、くまもとグリーン農業の高度化を図ります。
 - ・水稻品種「くまさんの輝き」では、高品質・良食味という品種特性をもとに、更なる作付け面積の拡大を図るとともに、県のリーディング品種としての確立・定着を図り

ます。

- ・ いぐさ・畳表では、県育成優良品種の組み合わせによる銘柄品の更なる高品質化、茶では全体の品質の底上げとともに、抹茶等の新規茶種や機能性に着目した商品づくりを進めます。
- ・ 誕生 30 周年を迎えた「熊本デコポン」（不知火類）では、加温から露地栽培までの合格率の向上を図り、12 月から 6 月までの長期間の計画出荷とこだわり商材（加温・無加温プレミアム、こだわり葉付き、こだわり後期鮮度保持資材個装）の安定出荷と拡大を推進します。
- ・ 花きでは、品質向上を図るとともに、消費者へ品質の良さを PR するため、日持ち性向上対策品質管理認証制度への取組みを推進します。

3 実需者の販売計画に対応できる生産・出荷体制づくり

- ・ トマトや露地野菜では、販売計画に活かせる 2 週間前の正確な情報提供を行うためスマート農業の技術を活用し出荷予測の精度向上を図ります。またトマトでは、市場流通量を調整するための業務仕向けの検討や、新たな作型の検討などにより出荷の安定・平準化を図ります。
- ・ いちごでは、年内から春先まで安定出荷できる生産体制を確立するために、「ゆうべに」の面積拡大と生産技術の向上を図ります。
- ・ 温州みかんでは、将来にわたって国内需要に対応できる生産量を確保するとともに最大需要期である 12 月出荷量の拡大を図ります。
- ・ 花きでは、需要期の計画出荷とロット確保を図るため、反収の増加と出荷期間の延長や地域リレー出荷が可能となる生産・出荷体制の構築を推進します。
- ・ 畳表、茶、葉たばこ、薬用作物などの特産農産物については、実需者の求める品質、規格、機能性、加工方法などに対応できる生産・加工・出荷体制の整備を支援します。
- ・ 県産農産物として品質や規格が一定したものを供給するため、選果場間の規格や選果基準の統一、糖度センサーを活用した区分出荷などを進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R 元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
国際水準 G A P 認証数（経営体）	149	580	1,000
農場 H A C C P 認証農場数（戸）	8	10	15
畜産 G A P 取組農場数（戸）	1	5	10
「くまさんの輝き」栽培面積（ha）	227	1,000	2,000
こだわり商材デコポンの出荷量（t）	181	250	300
花き日持ち性向上対策品質管理取組農家数（戸）	314	360	380
トマトの 10a 当たり販売額（万円/10a）※	446	500	500

※「トマトの 10a 当たり販売額」の基準年は H30

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

⑤ 現場・消費ニーズに対応した新品種、新技術の開発・普及

取組方針（目指す姿）

消費者から信頼され、全国に誇れる農畜産品づくりと「稼げる農業」の確立を図るうえで、農業技術の開発は、大きな役割を担っています。このため、生産者や実需者及び消費者の多様なニーズを踏まえながら、農家の所得向上と消費者への安全・安心で魅力ある農畜産品の提供を念頭に、新品種や革新的な生産技術の開発、環境にやさしい農業を支える技術の開発を行います。その際には研究課題を重点化し、複数の部門による横断的な取組みや大学・民間等関係機関との連携により着実に開発を進めます。また、開発した技術の速やかな普及定着を進めます。

具体的な方策

- 1 くまもとの魅力を発信できる新品種の開発・選定
 - ・本県の競争力を高め、生産者の所得増大につながる品種の開発・選定を進めます。
 - ・美味しさや健康志向など実需者や消費者視点に立脚した品種の開発・選定を進めます。
- 2 稼げる農業を目指した革新的な生産技術の開発
 - ・本県の競争力・生産力を高める技術の開発を進め、併せて食の安全を支える技術や食品規格に対応した技術を開発します。
 - ・急速に進展するICT等の新技術を活用し、低コスト生産技術や生産者の省力・軽作業化などを進めるスマート農業につながる技術を開発します。
 - ・地球温暖化などの気候変動や新たに発生する病害虫等に対応した安定生産技術を開発します。
 - ・農産物の鮮度保持や計画出荷など、産地の信頼を高める技術の開発を進めます。
- 3 環境にやさしい農業を推進する技術の開発
 - ・地下水と土を育む農業を支えるため、環境負荷軽減と高い生産性を両立する土壌管理法や地域未利用資源等の利用を促進する技術を開発します。
 - ・天敵や物理的・耕種的防除などを組み合わせた総合的病害虫管理（IPM）技術を開発します。
- 4 開発技術の速やかな普及
 - ・実用性の高い技術開発を行うため、モニター農家を活用した研究を進めます。
 - ・県普及組織とJA営農指導が技術情報の共有等により連携を強化し、開発技術の普及を加速化します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
品種の開発・選定数（累計）（件）※ ¹	—	5	12
革新的な生産技術の開発及び環境にやさしい 農業を進める技術の開発数（件）※ ²	30	30	30

※¹ 4か年における合計の目標数（品種の開発・選定件数／4か年）

※² 各年毎の目標数（技術開発数／年）

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(1) 生産力・商品力・産地力の強化

⑥ 地域全体で取り組む畜産の収益性向上

取組方針（目指す姿）

畜産農家戸数が減少傾向にある中、生産量を維持・拡大するために、地域一体となった畜産振興の取組みへの支援をはじめ、家畜改良、家畜導入などの生産基盤強化対策、飼料増産対策等の収益向上に向けた取組みを推進します。また、担い手育成に向けた支援、スマート農業推進等による新たな担い手に魅力的な職場づくり等を推進することで、生産基盤の強化を図ります。

具体的な方策

1 地域一体となった畜産振興への支援

- ・生産コスト低減や高付加価値化による収益性向上等の観点から、特に地域への波及効果が高いと認められる中心的な経営体について、家畜飼養管理施設や自給飼料生産施設等の整備及び機械導入を支援するとともに、地域一体となって搾乳牛や繁殖雌牛の増頭に取り組む者に対して支援します。
- ・肉用牛の生産頭数減少によって子牛価格が高止まりしている状況に対応するため、増頭支援等を行います。加えて、小規模の繁殖農家等が傷病時においても営農を継続できるように、地域ぐるみでサポートする体制を構築する取組みを支援し、本県の肉用牛生産基盤の維持・拡大を図ります。
- ・県産牛肉のブランド力を向上するため、統一ブランド「くまもと黒毛和牛」の認知度向上の取組みを進めるとともに、G I登録された「くまもとあか牛」との2ブランドを核として、関東や関西などの大都市圏でのPR強化と取扱指定店の新規開拓に取り組む、県産牛肉の販路・消費拡大を進めます。

2 自給飼料増産に向けた取組みへの支援

- ・自給飼料を基盤とする生産性の高い畜産業を推進するために、飼料生産受託組織等の作業の効率化やTMRの普及等を支援することで、畜産農家における飼料の生産・調製に関する労力を軽減し、飼料自給率の向上を図ります。
- ・水田等を活用して、飼料用米、WCS用稲等の飼料作物を生産する農業者を支援することで、生産コストの低減を図ります。
- ・飼料用米や稲WCS及びエコフィード等の自給飼料を主体とするTMRを活用した特色ある畜産物生産の取組みを支援します。

3 担い手の育成と働きやすい環境づくりの支援

- ・地域畜産（肉用牛、酪農）の生産規模を維持・拡大するため、農業団体が「経営感覚に優れた人材（地域リーダー）」を主体的に確保・育成するための仕組みづくりを推進

します。

- ・畜産農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等のスマート農業技術を活用した畜産経営を支援することで、生産コストの低減を図ります。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
生乳生産量(t)	252,941	255,000	258,000
肉専用種繁殖雌牛頭数(頭)	39,600	41,000	45,700
肉用牛向けTMR供給量(t)	1,100	2,100	6,000
県産牛肉取扱指定店数(店)	160	310	370

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

① 円滑な経営継承による担い手の確保

取組方針（目指す姿）

本県農業を将来にわたって持続的に発展させていくため、地域の農地や営農施設などの有形資産と優れた農業技術や販路などの無形資産を含めて、次世代の担い手へ安定して継承していくことが必要です。

そのため、地域や品目を超えた県内全域を網羅する離農・継承希望データの一元化や地域ぐるみで経営継承を支援する体制を構築し、地域の担い手や新規就農者など第三者への継承を推進していきます。

一方、親族間継承については、親子間で経営等に対する考え方の違いや経営移譲のノウハウが不足していることから、今後は、積極的に親族間継承の機運醸成や啓発に取り組みます。

具体的な方策

1 経営継承支援機構による第三者継承の推進

- ・ 県、市町村、農業会議、農業団体等の幅広い関係機関で構成する「くまもと農業経営継承支援機構（仮称）」を新たに設置し、農業関係機関が一体となって経営継承を進める機運の醸成とともに支援体制を構築します。
- ・ 移譲希望者の経営資産情報と継承希望者の営農希望情報をデータベース化し、マッチングを実施します。
- ・ 併せて、マッチング成立後の移譲希望者と継承希望者の信頼関係構築のための相互交流促進や農業経営相談所による移譲手続き等の支援を行います。

2 親族間継承の機運醸成と啓発

- ・ 経営継承に対する親子間での考え方、経営継承の優良事例、継承時に活用できるノウハウや支援策等をまとめた手引きを作成します。
- ・ 認定農業者等の担い手を対象にセミナー等を開催し、親族間継承を推進する機運を醸成し、経営継承が円滑に行われる環境を作ります。
- ・ 経営継承や事業継承に係る法手続きや制度活用については、農業経営相談所に新たに継承支援チームを設置し、実情に合ったきめ細かな支援を行います。

3 生産施設や樹園地等の生産基盤の継承推進

- ・ 生産基盤の円滑な継承を推進するため、ハウス等の生産施設や農業機械などの改修・再整備、樹園地の中間管理、新たに農地を借り受ける際の農地の賃借料などを支援します。
- ・ 牛舎の補改修及び機材等の整備を支援し、畜産分野における新規就農者等への経営継

承を促進します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
認定農業者数（経営体）	10,971	10,000	9,000
継承支援機構設置数（箇所）	—	1	1
経営継承マッチング締結のべ件数（組）	0	70	190

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

② 多様な就農形態に対応した新規就農者の確保・育成

取組方針（目指す姿）

農業者の減少・高齢化が進む中、本県農業を維持、発展させていくためには、将来の担い手となる新規就農者の安定的な確保・育成が重要です。

このため、中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを実施します。

また、新規就農者の就農形態が多様化している中、新規学卒やUターンの親元就農、新規参入、雇用就農など、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図っていきます。

これら新規就農者が定着し、その後、地域を担う若手農業者となるよう、経営力や生産技術等を高める研修会の実施や組織活動の支援を行います。

具体的な方策

- 1 就農へ導くための教育・啓発活動及び就農相談機能の充実
 - ・若い世代に対する就農促進の取組みとして、中学生には農業を職業選択の一つとして認識するよう農業の魅力や現状等を伝える体験学習等を、高校生には先進農家や農業大学校との連携による就農意欲を高める実践教育等を進めます。
 - ・農業大学校においては、スマート農業等の先端技術や大規模農業法人の経営を学ぶカリキュラムを導入するとともに、先進的施設や機械の導入等、教育・研修の環境整備を行うなど時代の変化に応じた教育内容を提供します。
 - ・U I Jターンの就農意欲の喚起や県内外からの就農希望者のニーズに応じた的確なサポートを行うため、県、新規就農支援センターを中心に就農情報の発信や就農相談機能を強化します。
- 2 研修体制の強化及び確実な就農定着への支援
 - ・Uターンや新規参入者等の社会人を対象に、就農後即戦力となる人材を育成するため、農業大学校において実践的な就農研修を実施します。
 - ・就農希望者が短期間で経営管理能力や生産技術を習得できるよう、認定研修機関や受入農家の指導能力向上を図り、研修内容を充実・強化します。
 - ・初期投資が必要な部門への就農にあたっては、リタイアする農業者の資産や遊休施設等の有効活用や、永年作である果樹や茶では、離農者等の樹園地（樹体を含む）を健全な状態で引き継ぐための中間管理組織づくり等、就農者の負担軽減のための支援を行い、就農しやすい環境整備を行います。
 - ・就農希望者の呼び込み、相談対応の段階から研修、就農、定着まで全てのステージで、市町村、JA、生産部会等の関係機関が情報共有を図りながら一体となり、地域で支

援する体制を県内全域に波及させます。

3 若手農業者へのスキルアップ支援

- ・就農後間もない青年農業者に対して、経営・技術研修会の実施や課題解決活動を充実させるとともに、組織活動を支援します。
- ・若手農業者を対象に経営発展のための講座等を開催し、将来の本県農業を担うリーダーを育成します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
新規就農者数 (人/年)	428	550	600
新規就農者の定着率 (%) ※	94	95	95

※定着率は新規就農者が就農5年目に定着している割合

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

③ 戦略的な農業経営に取り組む担い手の育成

取組方針（目指す姿）

産地の農業生産力や農村社会を維持していくためには、安定的かつ継続的な担い手の確保と経営マネジメントに長けた戦略的な農業経営に取り組む担い手の育成が重要です。

全国3位の認定数を誇る認定農業者については、本県農業の重要な担い手として位置付けており、経営改善計画の目標達成に向け、経営診断や農地集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化などを総合的に支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

また、女性農業者については、経営主として活躍される女性農業者の経営発展を支援するとともに、家族経営のパートナーとして能力を発揮できるよう、経営管理能力のスキルアップを支援します。併せて、農業関係団体等の方針策定への参画拡大を進めます。

具体的な方策

- 1 認定農業者や農業法人等の経営発展を支援
 - ・ 本県農業の担い手を育成するため、経営改善に意欲の高い主業経営体や認定新規就農者等を認定農業者へ誘導します。認定農業者に対しては経営改善のため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇成型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。
 - ・ 農業経営相談所をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成します。
 - ・ 意欲ある農業者を対象に自らの経営発展や農村振興等に関する講座を開催し、将来の本県農業を担うリーダー、さらには、農業のステータスを高め、若者に夢と希望を与え日本農業をけん引する人材を育成します。
 - ・ 市町村や農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、各種制度を活用しながら生産合理化のための担い手への農地集積や経営高度化を目指した資本装備の充実を支援します。
- 2 女性農業者の育成及び社会参画拡大
 - ・ 女性が農業経営において更に能力を発揮できるよう、女性農業者への経営セミナー等を充実し、経営管理能力のスキルアップを図ります。併せて、家族経営の中での女性の役割を明確化するため家族経営協定の締結を進め、農業経営改善計画の共同申請を推進します。

- ・ 農業委員会や農協など農業関係団体等への役員登用などを働きかけ、女性農業者の社会参画促進を引き続き推進します。
- ・ 女性農業者や新規就農者等が働きやすい環境づくりのため、ほ場近隣地への休憩施設やトイレなど環境衛生施設の設置を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
認定農業者数(経営体)【再掲】	10,971	10,000	9,000
認定農業者のうち法人数(法人)	935	1,300	1,700
女性認定農業者数(経営体)※	1,435	1,860	2,300

※女性認定農業者数は、女性単独と共同申請(夫婦)の合計

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

④ 地域営農組織の育成

取組方針（目指す姿）

地域営農組織は、認定農業者などと同様に本県農業の重要な担い手として位置付けており、農地を守り地域の農業を支えるため、特に担い手の少ない地域を中心に引き続き組織設立を支援します。

また、地域営農組織が、農地の受け手として継続的かつ安定的な担い手となるよう法人化を進めていきます。

さらに、これまでに設立した地域営農組織は、集落や地域農業の実情に応じて設立され、経営規模や経営体制も様々であり、財務体質が脆弱な組織が見られることから、経営基盤強化を目指した組織の再編・統合及び収益性向上のため、規模拡大や新規作物の導入等を支援するとともに、持続的な経営を支えるため、次世代の経営者などの人材育成を後押しします。

具体的な方策

1 地域営農組織の設立と法人化支援

- ・担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、地域営農組織の設立に必要な地域の営農ビジョンづくりと地区内での合意形成を支援します。
- ・組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、農業経営相談所から専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営診断や定款作成、労務管理などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

2 地域営農組織の経営基盤の強化

- ・地域営農組織の経営改善を図り、経営基盤を強化するため、組織の再編や統合により、スケールメリットを活かせる経営規模への拡大を支援します。
- ・年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。

3 リーダー育成

- ・地域営農組織の設立に向けた地域での話合いや合意形成の取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等を開催します。
- ・地域営農組織の持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務、財務管理などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材を育成します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
地域営農組織への水田集積率(%)	15	25	35
経営規模 30ha 以上の地域営農法人割合(%)	20	46	62

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

⑤ 企業などの農業参入の促進

取組方針（目指す姿）

本県の農業を支える担い手が減少する中、企業等の農業参入には、新たな担い手として耕作放棄地の解消、地元雇用等による地域全体への波及効果等が期待されています。このため、市町村や関係機関等と連携を図りながら、参入する地域の農業者や団体の営農状況を尊重し共存できるよう、相談から参入、定着までの総合的な支援を行います。

具体的な方策

1 企業の農業参入支援

- ・本庁及び出先機関の相談窓口を活用し、ワンストップで対応します。
- ・市町村及び農業委員会、農地中間管理機構、JA等との連携を図りながら、農地や栽培方法などの情報を提供します。
- ・セミナーの開催やパンフレットなどにより、企業参入の制度や支援策を県内外に広く周知します。
- ・参入する企業の初期投資の軽減を図るための支援を実施します。

2 参入企業の定着支援

- ・参入した企業が安定的に営農を継続できるよう、関係部局と連携しながら状況に応じ栽培技術指導などのアフターフォローを行います。
- ・参入企業の規模拡大による営農面積や雇用増大の取組みを支援します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
企業参入件数（件）	189	240	310

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

⑥ 外国人材等の確保・活躍

取組方針（目指す姿）

外国人材の適正な受入れや潜在的な人材の掘り起こし・マッチングなどにより、農業生産現場や集出荷施設、食肉処理施設等で必要な雇用人材を安定的に確保し、多様な人材が農業現場で活躍できる仕組みを構築します。

また、雇用者の労務管理能力の向上や快適な就労環境づくりを進め、雇用の定着につなげるとともに、外国人材から選ばれるための受入れ・育成体制を整備します。

具体的な方策

- 1 外国人材の適正な受入れ推進
 - ・「特定技能」外国人材の受入れ拡大に向けて、外国人材の支援を担う人材育成や農繁期の異なる産地間の連携など県域での受入れ体制構築への支援や、地域一体となった生活環境づくりや交流活動などを進めます。
 - ・熊本で働く外国人材をパートナーとして捉え、将来にわたって熊本が選ばれる就業先となるよう、農業の技術と知識向上のための学びの場を提供します。
- 2 多様な人材を県域でコーディネートする新たな仕組みの構築
 - ・民間事業者のノウハウ等も活用し、コロナ禍による解雇者、主婦、高齢者、ミッシングワーカー（諸事情により求職活動をしていない人）、障がい者など幅広い雇用人材への働きかけを進めます。
 - ・労働者・雇用者双方のニーズ（労働時間や労働強度など）に応じたマッチングや、農繁期の異なる産地間の調整など、熊本ならではの多様な人材が活躍できる仕組みづくりを支援します。
- 3 雇用のための就労環境整備
 - ・雇用者向けの労務管理研修会の開催や中山間地域でのトイレ設置などを推進し、雇用者のスキルアップと就労環境の向上を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
外国人材の受入れ人数（技能実習生、特定技能外国人材の合計）（人）	3,425	4,000	4,000
特定技能外国人材を受け入れた農業団体数（JA）	2	7	11

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(2) 担い手の確保・育成及び多様な“人財”の総結集

⑦ 農福連携による活躍の場の拡大

取組方針（目指す姿）

障がい者等の農業分野における様々な形での活躍を通じて農業経営が発展することで、農業と福祉の双方に「WIN-WIN」の関係を構築できるよう、農業・福祉双方の理解醸成と農福連携の考え方の周知に努めます。

また、農業と福祉が連携し、障がい者や高齢者が農業の現場で活躍する機会を増すことで、農業分野で喫緊の課題である労働力不足の解消や労働環境の改善を推進し、本県農業の生産力の維持・拡大を図ります。

こうした取組みにより、地域に暮らす障がい者等が多様な形で経済活動に参画する、地域共生社会の実現を目指します。

具体的な方策

- 1 農福連携への理解醸成と普及
 - ・福祉事業所等を対象とした農業体験の場づくりを支援し、障がい者や高齢者が農業に関わる機会を拡大します。
 - ・県庁内に設置している「農福連携推進会議」において、関係部局が協力して、障がい者等の農業現場への就業促進に向けた検討や情報収集・共有を図るとともに、農福連携が生み出す副次的な効果の定量化や、事例集の作成・配布等による農福連携のメリットの発信と普及に努めます。
 - ・ノウフクJAS商品等、農福連携により生産・製造された商品を通じた農福連携のPRに取り組みます。
- 2 効果的なマッチングによる農福連携の定着促進
 - ・実習や現地研修等を通じて、福祉関係者への農業の知識と技術の習得を図るとともに、農業に参入している福祉施設への技術指導を行い、福祉関係者の就労先としての農業に対する理解醸成を図ります。
 - ・障がい者等が農業現場で継続的に活躍できる場を生み出すためには、個々の障がい者の適性や従事する農作業等の特性を理解したマッチングが行われる必要があります。効果的なマッチングを推進するため、農福連携コーディネーター^(※1)の設置や、農福ジョブトレーナー^(※2)として活躍できる人材の育成、農業経営体、農業団体及び障がい者就労施設等、関係者の連携体制整備に取り組みます。

(※1) 農福連携コーディネーターは、福祉事務所からの施設外就労についての相談対応や農業団体等への福祉事業所の紹介などを行います。

(※2) 農福ジョブトレーナーは、農業現場の作業を工程ごとに切り分けてわかりやすく伝えることで、障がい者の施設外就労を支援します。

3 働きやすい環境づくり

- ・ 従事者の就労環境の向上のために、休憩所やトイレ等の施設整備を推進します。
- ・ 障がい者や高齢者が円滑に作業できるよう、従事可能な作業の切り出し・分業化の取組みを支援するとともに、作業負担を軽減するための補助具の設置等を推進します。
また、安全な農作業の留意事項等をまとめたマニュアルやQ & Aを作成、配布します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
農福連携のマッチング機能をもつ組織 (組織)	—	1	1
農業現場で働いている障がい者数(臨時 雇用含む)(人)※	107	210	350

※「農業現場で働いている障がい者数(臨時雇用含む)」の基準年はH30年度

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(3) 経営力を高める農業生産基盤の強化

① 担い手への農地集積の更なる加速化

取組方針（目指す姿）

「稼げる農業」に向け、コスト削減の大きな手段の一つであり、生産性を飛躍的に向上させる農地集積に関係機関と一体となって取り組めます。

認定農業者や基本構想水準到達者、地域営農組織（法人）等の担い手に農地を集積し、規模拡大や省力化につなげます。

さらに、生産の効率化等に向け、集積の推進とともに、農地の団地化を図る集約化の取組みを進めていきます。

また、中山間地域等の耕作条件の厳しい地域においては、生産の効率化を図るとともに、残されている美しい農村景観や豊かな水、生物多様性、伝統ある農村文化を守るため、担い手への集積を進め、地域の宝である農地を次世代に確実に引き継ぎます。

具体的な方策

1 関係機関との連携による集積の加速化

- ・市町村毎に設置された農地集積推進チーム（市町村、農業委員会、J A、土地改良区、農地中間管理機構、県等）を核に、農地集積の推進目標や推進方法、役割分担を明確化し、推進体制の強化を図ります。
- ・農地集積加速化事業の重点地区等では、指定期間終了後においても、集積8割超に向けて市町村や農地中間管理機構等と連携し、更なる集積率の向上に取り組めます。
- ・機構集積協力金（地域集積協力金等）を最大限活用し、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を進めます。
- ・農地の集約化については、地域の実態を把握するとともに、法人組織等を対象に機運の醸成を図り、地域における取組みを支援します。

2 実質化された「人・農地プラン」の策定と実現

- ・「人・農地プラン」の実質化に向け、農地情報図（GIS）で農地情報を「見える化」した地図の作成や話合いのノウハウの提供を行い、地域の話合い活動を支援します。
- ・農地情報を「見える化」した地図を、農地中間管理機構や農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に積極的に活用し、農地利用の最適化を推進します。
- ・農地集積推進チームにおいて取組状況の確認や情報共有を図るとともに、具体的な取組みをサポートしながら農地集積の進行管理を行い、実質化された「人・農地プラン」の実現を支援します。

3 農業生産基盤整備との連携推進

- ・地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施する基盤整

備事業を契機として、農地集積に取り組みます。

- ・新規地区では換地原案作成時に地区全体を一括で契約するなど、農地中間管理機構との更なる連携を図り集積を確実に実施します。
- ・農業生産基盤整備の継続地区では、工事竣工後、速やかに担い手に利用権を設定し、確実かつ円滑に集積につなげます。

4 地域特性に合わせた集積推進

- ・中山間地域や樹園地等の集積の困難な地域について、地域内の話し合いを踏まえ、まとまりのある基盤整備・農地集積を加速化するとともに、小規模な基盤整備と併せて園地集積の支援を推進するなど、個別経営体等の担い手に集積を図ります。
- ・農地集積推進チームを核に地域ぐるみの話し合い活動に基づき、農地の受け皿となる地域営農組織の設立や法人化を推進し、集積拡大を図ります。
- ・中山間地域において、交付要件の緩和された機構集積協力金を活用し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化に結びつけます。

[目標]

指標名	基準年 (R元まで)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
担い手への集積面積（累計）(ha)	79,296	86,800	全農地の
（担い手への年間集積面積）(ha)	(1,967)	(2,100)	8割集積

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(3) 経営力を高める農業生産基盤の強化

② 生産性向上に向けた基盤・施設の整備

取組方針（目指す姿）

今後、農業者が一層減少する中で、農業生産基盤の整備は、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化にとって不可欠です。

令和元年度(2019年度)までの整備率は水田で65.8%、畑地で25.2%であり、更なる整備が必要となっています。

このため、農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化に資する水田の大区画化、汎用化、畑地化及び畑地におけるかんがい施設等の整備を推進します。

また、農業水利施設は、重要な社会資本ストックですが、その多くが戦後の高度経済成長期に整備され、老朽化対策が課題となっています。中でも排水機場は、経年劣化による突発的な事故も増加傾向にあります。

このため、農業水利施設の更新整備を加速化するとともに、施設機能の監視・診断・補修・更新等の長寿命化を図る戦略的な保全管理を推進します。

具体的な方策

1 農業生産性の向上に向けた基盤整備

- ・地域の営農に則した基盤整備（区画整理）を実施し区画拡大を推進します。
- ・暗渠排水や客土等による水田の汎用化・畑地化を推進します。
- ・畑地において、地域の実情に応じたかんがい施設等の整備を推進します。
- ・スマート農業の導入に対応した基盤の整備を推進します。

2 農業水利施設の適切かつ戦略的な保全管理

- ・排水機場をはじめ頭首工、農業用排水路などの更新整備を計画的に推進します。
- ・施設の点検・診断結果等のデータを農地情報図（GIS）で管理する体制を確立し、リスク管理やライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントに取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
基盤整備実施面積(ha)	47,430	47,770	48,710
更新整備又は長寿命化対策に着手した排水機場の受益面積(ha)	9,798	12,558	16,178

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(3) 経営力を高める農業生産基盤の強化

③ 農業団体の経営基盤・活動の充実強化

取組方針（目指す姿）

農業協同組合の経営管理体制及び事業実施体制の整備や財務の健全性の維持・向上を図るための助言・指導を行うことにより、組合が農業者の協同組織として「組合員への最大奉仕」という目的の達成に向けた事業運営を促進します。

また、農業共済組合の業務内容や運営体制について助言・指導を行うことにより、農業保険が農家意向に沿いつつ、それぞれの経営に応じた推進が図られ、自然災害や価格下落等に見舞われた際のセーフティネットとして、経営の安定や拡大に十分な役割を果たせる適正な制度運用が図られるような組織運営を促進します。

さらに、土地改良区の現状等を分析し、土地改良区の施設・財務管理の強化などの業務内容や運営体制の合理化・効率化につながる助言・指導を行うことにより、改正土地改良法に沿った活動を促進します。

具体的な方策

- 1 農協の経営基盤・活動の充実強化
 - ・ 定期的な検査や経営分析等により、安定した経営基盤の確立と法令等遵守態勢の整備について助言・指導します。
 - ・ 県下11JAの実現に向けた合併を支援するとともに、更に県域JA構想の実現に向けた取組みをサポートします。
 - ・ 組合等の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化確保に向けた自主的な取組みを促進します。
- 2 農業共済組合の業務内容・運営体制の強化
 - ・ 定期的な検査やヒアリングにより、執行管理体制、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等業務運営全般について、適正かつ効率的で健全な運営が行われているかを把握するとともに、問題がある場合にはその是正に向けて助言・指導を行います。
 - ・ 各種価格安定制度等に未加入の農家を中心に、農業保険（収入保険・農業共済）の加入推進を図るため、農業共済組合の取組みを関係機関と連携しながら支援するとともに、国に対して必要な制度の改善や充実を要望します。
- 3 土地改良区の組織運営基盤の強化
 - ・ 組織運営基盤強化のため専任職員不在の土地改良区の解消などを目指し、熊本県土地改良区統合整備計画に基づき合併を推進します。
 - ・ 改正土地改良法に基づく利水調整規程の作成、員外監事の導入、貸借対照表の作成等を支援します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
自己資本比率 ^{※1} ・自己資本基準 ^{※2} を満たしている総合農協数(団体)	13 ^{※4}	13 ^{※5}	13 ^{※5}
専任職員所在の土地改良区の率(%) ^{※3}	82	85	90

※1：自己資本比率：農協が抱えるリスク量に対する、自己資本の比率（パーゼル規制：8%以上）

※2：自己資本基準：農協の固定資産と外部出資の合計額に対する、自己資本の比率（基準：100%以上）

※3：専任職員不在の土地改良区の解消としての指標

※4：基準年の総合農協数は、令和2年(2020年)4月時点の総合農協数を記載

※5：目標年、参考年の総合農協数は、農協合併により減少することがあり得る

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化

① 国土強靱化に向けた防災・減災対策の加速化

取組方針（目指す姿）

地震、豪雨、台風、噴火等による自然災害から、農業経営や農村のくらしを守るため、国土強靱化に向けた防災・減災対策を推進するとともに、ハード、ソフト両面のあらゆる対策により災害と向き合う体制を構築します。また、被害が発生した場合も、迅速なサポートや復旧により、農家の痛みを最小化します。

さらに、災害が発生した場合は、単なる原形復旧にとどまらず、本県農業の発展を見据えた創造的復興に取り組みます。

具体的な方策

- 1 災害に強い農業・農村の防災・減災対策
 - ・排水機場や海岸保全施設など防災・減災インフラの保全管理と整備を計画的に進めます。
 - ・農業用ため池については、関係する法律に基づき、市町村等と相互に連携を図りながら適正な管理及び保全に努めます。また、決壊による人的被害等が発生するおそれのある防災重点農業用ため池のハザードマップ作成や防災工事等を計画的に進めます。
 - ・気象、災害対策など防災に関する情報の積極的な収集・発信・共有に取り組みます。また、農業用ため池や排水機場などの施設に関する基礎情報を整理し、農地情報図（GIS）により管理する体制を確立します。
 - ・耐候性強化のための施設や降灰対策機械等の導入及び既存施設の補強など生産体制の強化を図ります。
- 2 災害発生後の迅速な対応
 - ・応急対応を含む災害復旧事業等による生産基盤の速やかな機能回復を図ります。
 - ・冠水や土砂流入、塩害、降灰等が発生した後、速やかに病虫害防除や土壌改良、除塩・降灰対策等を実施するため、速やかな技術情報の提供や必要な資材や設備、機械の導入等に取り組みます。
 - ・人的支援や生産指導、金融支援など、経営の継続や早期再建に向けたきめ細かいサポート体制を構築します。
- 3 災害発生後の中・長期的な対応
 - ・農地の大区画化や、農地中間管理機構等を活用した個別経営体又は地域営農組織等への農地集積、農地の汎用化などの創造的復興に取り組みます。
 - ・経営転換や作物のゾーニングなど災害と向き合う生産体制を構築します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
海岸整備（高潮対策）による防護面積（ha）※	18,978	20,444	23,153
更新整備又は長寿命化対策に着手した排水機場の受益面積（ha）【再掲】	9,798	12,558	16,178
防災重点農業用ため池のハザードマップ作成数（箇所）	111	873	873

※海岸整備（高潮対策）による防護面積の基準年はH30年

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化

② 自然災害・価格低迷等に対応したリスク軽減対策の推進

取組方針（目指す姿）

近年、これまでにない長雨、豪雨、干ばつ、異常高温、勢力の強い台風、暖冬、積雪など極端な気象により農業被害や出荷時期の集中が発生しており、収量や販売価格に影響を及ぼしています。さらに、コロナ禍における新たな生活様式の実践に伴い、消費動向の変化が販売価格へ影響を及ぼすなど、新たな脅威も発生しています。

このため、気象に左右されない生産体制を構築し、生産者の安定した所得確保のための取組みを推進するとともに、価格低迷の影響を小さくするため、農業経営の規模拡大や農地集積など生産基盤の強化による生産コストの低減や、需要に応じた生産・販売等ができる体制を整えるとともに、減収や価格低迷等が発生した場合でも、農業保険制度や各種経営安定制度、価格安定制度の活用等により、生産者が安心して経営に取り組める環境の整備を進めます。

具体的な方策

- 未然の対策としての災害防止施設等生産体制の強化
 - ・土地利用型作物については、品種の組み合わせや作期分散によるリスク軽減や適期防除等による被害軽減など栽培面での対策を支援します。
 - ・施設園芸では、資本力、技術力のある生産者には、品目・作型に応じて耐候性強化ハウスの導入を進め、強風からのリスク回避による生産安定を図ります。また、耐風性が低い既存ハウスにおいても、耐風性の強化を図るため防風ネット設置や補強等を推進します。
 - ・気象条件の影響を受けやすい永年性作物については、果樹では温暖化対応品種への転換や、暴風・干ばつ・長雨、豪雨等に対応するための防風施設や果樹棚強化、灌水排水施設等気象災害に対応できる園地、施設整備を支援します。茶では晩霜被害等に対応するための防霜ファン等の整備を支援します。
 - ・畜産については、畜舎内への細霧装置や換気設備等の整備、畜舎屋根への遮熱塗料塗布や散水器の設置など畜舎環境の改善を支援します。また、家畜への十分な給水や良質粗飼料の供給など飼養管理面での対策を支援します。
 - ・施設園芸及び畜産等の生産施設や集出荷施設においては、農林水産省の新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドラインに基づく感染症予防対策を推進します。
 - ・病害虫については、発生予察事業及び多発に備えた対策を強化するとともに、海外からの侵入防止対策の充実や、新規発生時の迅速な対応を進めます。

2 需要拡大・コスト低下等、価格低迷に備えた対応力強化

- ・米については、熊本県推奨うまい米基準など客観的評価により品質・適正価格の確保を推進するとともに、業務用向けの多収低コスト米を安定的に生産するための契約栽培や広域農場等スケールメリットを活かした規模拡大によるコスト低減の取組みなどを推進します。
- ・野菜では、加工・業務向け契約栽培の割合拡大等需要に応じた販売体制への転換を推進します。また、出荷量を平準化するための栽培技術普及や市場への正確な出荷情報が提供できる体制整備を支援するなど、価格安定に向けた取組みを推進します。
- ・果樹では、コスト低減にもつなげる生産基盤の強化や需給調整を推進します。

3 災害や収入減少等が発生した際に活用できるセーフティーネットの加入促進

- ・様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険（収入保険、農業共済）における国の運用改善等の情報を確実に生産現場に周知啓発するとともに、更なる加入促進に向けた青色申告者の増加や掛金負担の軽減につながる取組みを熊本県農業共済組合等の関係団体と一体となって、農家の経営状況や生産作目に応じながら推進します。
- ・また、品目別の収入や価格の低下対策としての米等のナラシ対策、野菜、畳表や畜産の価格安定制度等、同じく国費が投入されている農業保険との重複を避ける必要がある制度については、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティーネットを選択し利用できるような取組みを進めます。
- ・燃油価格高騰に対しては、国のセーフティーネット（野菜、果樹、花き、茶等の燃油価格高騰対策）への加入を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
耐風性のあるハウス整備率 (%) ※ ¹	63	69	80
気象災害に強い果樹品種の栽培面積 (ha) ※ ²	234※ ³	306	387
認定農業者のセーフティーネット加入率 (%)	66	80	100

※¹：耐風性のあるハウス（耐候性強化型ハウス＋耐風性ハウス）／耐風性が必要な作物の面積

※²：気候変動に強く、生理障害等が発生しにくい品種（させぼ温州、熊本 EC12、坂村1号、シャインマスカット、秋麗、あきづき）

※³：「気象災害に強い果樹品種の栽培面積」の基準年は H30 年度

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(4) 国土強靱化の推進とリスク対応力の強化

③ 家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化

取組方針（目指す姿）

家畜防疫は畜産振興の基礎となるものであり、その体制を強化することは、畜産物に対する消費者の信頼を得るためにも不可欠です。そのため、家畜保健衛生所を中心とした関係機関が一体となって、飼養衛生管理基準に基づいた農家指導に取り組み、伝染病の発生及びまん延を防ぐ体制を強化することにより、畜産農家が安心して家畜を飼養できる環境を整えるとともに、県民に対し永続的に安全・安心な畜産物を供給できる体制の構築が必要です。

このため、悪性家畜伝染病対策として、飼養衛生管理基準の遵守率を向上させることにより、侵入防止対策の高位平準化及び万一発生した場合に備えた体制整備に取り組みます。さらには、これらを担う産業動物獣医師及び公務員獣医師の継続的な確保にも、取り組みます。

具体的な方策

1 防疫体制の整備

- ・悪性家畜伝染病侵入防止対策の高位平準化のため、地域一体となって飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制強化を行う関係団体等への指導と必要な支援に取り組みます。
- ・県の悪性家畜伝染病防疫対策マニュアルについて、国の防疫指針や発生状況等に応じて随時見直し、侵入防止及びまん延防止対策に取り組みます。
- ・家畜保健衛生所が関係市町村及び団体と連携して行う臨床立入検査において、畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守項目の指導に取り組みます。
- ・家畜保健衛生所が行う病性鑑定において、畜産農家の生産性を阻害する慢性疾病等の診断を行い、産業動物獣医師がその結果に基づく適切な治療及び再発防止対策を行うことにより、畜産農家の生産性の向上を促します。
- ・家畜保健衛生所整備基本計画に基づき、バイオセキュリティが確保された5つの家畜保健衛生所を令和4年度（2022年度）までに整備するとともに、伝染病の診断に万全を期するため、検査手技及び検査機器の精度管理に取り組みます。

2 獣医師の確保及び育成

- ・大学卒業後に熊本県内で産業動物獣医師又は公務員獣医師として働くことを希望する獣医学生を対象として、一定期間本県職員等として勤務した場合に返済が免除される「獣医師確保修学資金」により支援するとともに、獣医師育成のための研修の充実等に取り組みます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
産業動物又は公務員獣医師の確保人数 (人)※	3	9	40

※獣医師確保修学資金（産業動物獣医師確保修学資金貸与事業）を貸与した学生が、県内の産業動物獣医師か県の公務員獣医師（農林水産部）として修業した累計の人数

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

① 県産農産物の販売力強化

取組方針（目指す姿）

農産物流通の主力となる市場流通については、産地と連携し卸売市場や量販店等に対し、更なる取引拡大や有利販売に向けた働きかけを行うとともに、安定供給のための輸送体系の構築に向けた取組みを支援します。

また、県産農産物の認知度向上のため、引き続き「くまもとの赤」の農産物等を中心としたPR等に取り組むとともに、各農産物等の特長や魅力などを積極的に情報発信します。

さらに、特色ある県産農産物やそれらを活かした加工品については、商品力の向上や販路拡大に向けた支援を行います。

具体的な方策

1 県産農産物の販売チャンネルに対応した販売支援と情報発信

- ・大都市圏の卸売市場に対しては、県産農産物等の信用力の向上とシェアの拡大を図るために、トップセールス等により販売を強化します。
- ・量販店等に対しては、相互の情報交流やフェアを通じた販売支援等により連携を強め、主力品目を中心に売り場確保を図るなど、実需者のニーズや特性に応じた働きかけを行うことにより、県産農産物の販路拡大や取引量の増加を図ります。
- ・有望な新品種等については、その特長や魅力の紹介、食べ方の提案等、販売実証を通じて、PRや売り込みを図ります。
- ・引き続き「くまもとの赤」の農産物等を中心としたPRとブランディング等を展開するとともに、飲食店や流通業界等で発信力の高い「くまもと『食』の大地親善大使」や「くまもと逸品大使」等を活用し、大消費地等における県産農産物の認知度向上を図ります。

併せて、安全・安心なくまもとグリーン農業農産物やGAP農産物等の情報発信を行います。

2 特色のある農産物等の販路拡大

- ・特色のある県産農産物等については、こだわりの産品を求める大都市圏の百貨店や飲食店、食品事業者等への情報発信を強化するとともに、新しい生活様式に対応した商談機会の創出やECサイトの活用などによる、販路の拡大につなげます。
- ・特色のある県産農産物等の更なる商品性の向上のため、生産者や販売者に対し、マーケティング能力向上のための研修会や実践の場としての商談会への参加の機会を提供し、人材育成や新たな販路の創出を支援します。
- ・特色のある県産農産物等のブランド保護や他産地との差別化を図るため、地理的表示（GI）保護制度等の活用を支援します。

3 県産農産物等の安定供給

- ・ 県産農産物等の安定供給を推進し市場等の信頼を堅持するため、トラック輸送を中心とした輸送体系を維持しつつ、農産物等の一時保管施設や中継基地の活用など、効率的で安定した輸送方法の検討を進めます。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
首都圏主要市場における県産青果物主要5品目 [※] のシェア率（取扱額ベース）（%）	12.6	12.9	13.6
新たな販路開拓件数（件）	0	10	20

※産出額上位5品目（トマト、みかん、いちご、スイカ、ナス）

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

② 6次産業化等の推進

取組方針（目指す姿）

農業における所得の確保を図るため、マーケットインの視点で農産物加工品の開発や販路開拓など6次産業化の取組みを推進します。

特に、農業者が異業種と連携することで、売れる商品づくりや新たな販路の拡大を図ります。

また、業務用一次加工品など、新たな可能性も含め、これまで活用されなかった農産物の発掘や商品開発の取組みも進めます。

具体的な方策

- 1 マーケットインの視点による新商品の開発及びブラッシュアップ支援
 - ・「くまもと「食」・「農」アドバイザー」や各分野の専門家を招聘して「売れる商品」を目指したブラッシュアップを進めます。
 - ・「熊本6次産業化サポートセンター」や「産業技術センター」、また、「フードバレーアグリビジネスセンター」と連携し、商品開発を支援します。
 - ・HACCP等に対応するため、加工所の衛生環境を高度化する加工機械の整備を支援します。
- 2 マーケットニーズに対応した販路拡大支援
 - ・商品の新たな取扱店を開拓するため、商談会等への参加を支援します。また、年々拡大するウェブ市場等での調査販売により、消費者の嗜好や行動を把握し、商品毎に最適な販路開拓を推進します。
 - ・「くまもと県南フードバレー推進協議会」を中心に、関係者のネットワーク形成や販路拡大等の取組みを推進します。
- 3 地域資源の活用と産地での一次加工の推進
 - ・産地と企業のマッチング等を推進し、これまで活用されていない農産物の発掘や活用による高付加価値商品の開発、販路開拓を支援します。
 - ・業務用をはじめとする一次加工品等の需要に対応するため、市場ニーズの把握や生産供給体制の整備を推進します。
- 4 異業種と連携した商品開発等の支援とサポート体制の構築
 - ・生産、加工、流通・販売からデザインなど部門を越えた異業種の連携により、それぞれの発想力や情報を活用しながら、「ものづくり」と「ひとづくり」に向けた支援を展開します。
 - ・事業者の発展段階に応じて国や県等の補助事業等の活用を図るなど、関係機関と一体

となったサポート体制を構築します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
異業種連携による商品化数 ^{※1} (品)	105	116	164
くまもと県南フードバレー推進協議会等の支援による商談成約件数 ^{※2} (件)	62	198	438

※1：食農アドバイザーの助言や異業種との連携等で商品の磨き上げや開発を行い販売した商品数及びウェブ市場等の調査結果を商品に反映し、販売した商品数

※2：協議会が支援等を行う展示商談会及び個別商談会へ出展した事業者の商談が成約した件数及びフードバレーアグリビジネスセンターのマッチングによる商談成約件数

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

③ 地産地消、食文化の継承

取組方針（目指す姿）

地産地消の推進は、県内農産物等に対する県民の理解促進や消費拡大を図ります。

また、地域の伝統的な食文化の継承に資するとともに、地域の活性化につながる取組みを推進します。

具体的な方策

- 1 情報発信による地産地消への理解促進と県産農産物の消費拡大
 - ・ 県産品の購入、利用促進に協力してもらう「地産地消協力店」を募集します。
 - ・ 「地産地消サイト」や「くまもとグリーン農業ホームページ」等を通じて、県産農産物や加工品等の情報発信を推進します。
 - ・ 県民の地産地消への関心を喚起し、地産地消行動につなげるため、メディア等を活用した情報発信を推進します。
 - ・ 地域内の直売所、物産館、地産地消協力店等を核として、県民に対する県産農産物及び加工品等の理解促進と消費拡大を推進します。
 - ・ 生産者と消費者との交流の場である「くまもと食・農ネットワーク」の活動を支援し、地産地消に関する理解促進と情報発信を推進します。
 - ・ 県内の保育園や小学校等を対象に、県産の温州みかんや緑茶等、地域の特産である農作物や文化に対する理解を深める取組みを推進するとともに、式典等で県産の生花を活用する取組みを推進します。
 - ・ 各種イベント等を活用した地産地消の啓発及び情報発信を推進します。
- 2 県産農産物等の利用促進
 - ・ 地産地消協力店となっている飲食店を核として、県産農産物及び加工品等の利用を推進します。
 - ・ 学校給食をはじめとして、企業・大学・病院・福祉施設等の調理施設等での県産農産物等の利用を推進します。
 - ・ 卸売市場の機能を活用し、食品製造や外食・中食分野での県産業務用食材の利用拡大を推進します。
 - ・ 県産豊表の普及・消費拡大のため、住宅や公共施設等への導入を促進します。
- 3 食文化の継承
 - ・ コミュニティー活動等で、「くまもとふるさと食の名人」を活用した豊かな食生活の実現と食文化を継承します。
 - ・ 学校授業等において、郷土料理等の伝承活動を推進します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
地産地消協力店数 (店)	817※	890	950

※基準年はR2年(2020年)3月31日時点の協力店数

1 時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立

(5) 県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化

④ 県産農産物の輸出推進

取組方針（目指す姿）

本県の農産物の輸出額は、アジアを中心に、日本産農畜産物への高い関心と検疫条件緩和等による市場拡大により、主力品目の畜産物が順調に増加し、令和元年度(2019年度)の輸出額は14.8億円と、この5年間で3倍近い伸びとなっています。(平成27年度(2015年度)輸出額：5.5億円)

中でも、輸出額の6割強を占める牛肉は香港や台湾向けを中心として増加し、牛乳なども順調に伸びています。

引き続き、米や畜産物の輸出拡大のための新たなルートの開拓支援や販路拡大につながる支援等を行います。

併せて、輸出相手国の検疫条件に対応するため、産地の生産体制づくりを支援します。

また、県産農産物の海外展開に向けた環境整備として、本県が育成した優良品種が海外へ流出しないよう、海外における知的財産権保護に取り組みます。

具体的な方策

1 輸出に取り組む事業者等の支援

- ・ 農産物の販路拡大の一つの手段として、米の戦略的な輸出に取り組む農業団体等が実施する産地化への支援や、牛肉をはじめとして輸出に取り組む農業団体等が実施する海外での商談会やPRイベント等の開催を支援します。
- ・ 新規輸出国の開拓等に必要な衛生管理基準等に対応した施設の機能向上等を支援します。
- ・ 輸出相手国の検疫条件を満たす園地や施設の登録を進めるとともに、各国の残留農薬基準に対応する防除暦の策定等を支援します。
- ・ 優良な県育成品種の海外流出や無断増殖防止のため、海外での品種登録に取り組みます。

2. 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり

① 中山間地域における柱となる所得の確保対策と先進事例の波及

取組方針（目指す姿）

中山間地域の農業経営を継続し地域を維持していくためには、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得を確保することが重要です。

そのため、豪雨災害の被災地においては地域の再生を図るためにも、栽培方法や生産環境等の改善・整備を行い、経営の柱となる作物の生産力強化を図るとともに収益が見込める新たな作物の導入や地域の資源を活かした高付加価値化を推進し、所得の確保を図ります。

また、中山間農業モデル地区支援事業等で得られた地域資源を活かした多様な所得の確保に関する成功事例を、他の中山間地域に波及させます。

具体的な方策

- 1 野菜や果樹、畜産など経営の柱となる作物の生産強化
 - ・大規模栽培が難しい中山間地域において、限られた面積でも高い収量が得られるよう、環境制御機能を備えた高度な施設の導入等により施設園芸の生産性を向上させます。
 - ・果樹の有望品種への改植による収益性を高める取組みや排水対策の徹底など、品質を高める技術の導入及び樹園地の整備・集積による作業効率化を進めます。
 - ・老朽化が進んでいる茶園の更新や機械の導入・機能強化等により生産・加工体制を強化し、多様な茶需要に対応した売れる茶づくりを進めます。
 - ・熊本型放牧など肉用牛の低コスト生産や自給飼料増産による飼料自給率向上などの取組みによる経営強化を推進します。
- 2 経営の柱が少ない地域での新たな柱となる取組み・作物の導入
 - ・地域内の担い手等に対して、新たな柱となり得る施設園芸等の品目例を示すとともに、その導入を支援します。
 - ・気候や土質など中山間地域独自の環境で生じた栽培面での特徴や品質・機能性の面での優位性、自然豊かな生産環境等による価値を加えた農産物の生産を支援します。
 - ・新たな作物を導入した経営が早期に安定するよう、技術面・経営面においても重点的に支援します。
 - ・新たな産地を育成するため、農地の集約化や基盤整備、小規模でも収量の確保が可能となるハウス等の施設整備、流通ルートの整備を進めます。
- 3 地域の特色を活かした魅力ある特産品づくりの促進
 - ・中山間地域の気象条件を活かしたくまもとグリーン農業の推進等による栽培面での特徴、品質・機能性の面での優位性、自然豊かな生産環境などの価値を加えた農産物や

6次産業化商品の販路拡大など、中山間地域ならではの付加価値化の取組みを支援します。

- ・中山間地域に適した食味などに特徴のある米や野菜、果樹等の有望な品目・品種の選定ならびに栽培技術の開発などの試験研究を加速化します。

4 先進事例の県内への波及

- ・県内に設定している中山間地域農業のモデル地区に対して、基盤整備や施設整備、機械導入等の支援を行い、本庁と各広域本部・地域振興局とが連携してサポートし、多様な取組みの事例を蓄積します。
- ・モデル地区間における交流研修会を実施し、多様な所得の確保に向けた各地区の取組みをお互い学び合い、取組みの高度化を図ります。
- ・モデル地区で得られた成功事例を、市町村を始め県内の中山間地域集落と共有するとともに、各地域での研修会や座談会等により他の中山間地域にも波及させ、高齢化が急速に進んでいる中山間地域において、持続可能な農業・農村の拡大を図ります。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
中山間農業モデル地区における目標達成率 (%)	—	50	100
中山間農業モデル地区における取組みの情報発信を行った回数 (回)	12	160	—

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(1) 中山間地域の特色を活かした多様な収入の確保と担い手づくり

② 中山間地域を支える多彩な担い手の確保・育成

取組方針（目指す姿）

平坦地域に比べて高齢化率が高い中山間地域においては、農地を守る担い手と農業経営の継続が困難な農家を明確化し、農地やハウスなど地域の経営資産を認定農業者や地域営農組織など中心的な担い手に集積し、地域農業や農村を維持していく必要があります。

このため、中山間地域の活力の維持に必要な認定農業者をはじめ多様な担い手を確保していきます。さらに、就農準備研修の充実・強化を図り、新規参入者等の円滑な就農を支援するとともに、農業参入企業など新たな担い手の定着を支援します。

また、中山間地域では、農業・農村社会の維持にとって地域営農組織の重要度が更に増しているため、地域営農組織については、引き続き組織化・法人化を図るとともに、経営基盤強化や人材育成を支援します。

加えて、高齢化による担い手不足に対応するため、親族のみならず新規就農者や第三者等への円滑な経営継承を進めます。

一方、中山間地域の活力を維持し、住民の誇りを醸成するため、地域に内在する豊かな資源を活用した“むらづくり活動”を支援します。

また、農村には国土保全、豊かな環境や文化等の多面的機能が存在しており、地域外住民の農村応援に対する機運を醸成するため、県内外へ向けた農村が持つ価値の発信を支援します。

具体的な方策

1 多様な担い手の確保と育成

- ・人・農地プランの実質化に向けた地域の徹底した話し合いにより担い手を明確化します。
- ・地域農業の核となる認定農業者や認定新規就農者に対しては、農業経営相談所による経営診断を計画的に行い、経営改善と再認定を促進します。
- ・地域外からの新規参入や事業拡大を図る企業等を新たな担い手として位置付け、参入から定着まで総合的に支援します。
- ・地域の農業生産力や活力を維持するため、高齢化等でリタイアする農家の経営資産を認定農業者や農業法人、新規就農者などに継承する仕組みを構築します。
- ・複合経営による担い手を育成するため、中山間地域特有の美しい景観や豊かな水などを活かしながら、茶や薬用作物などの特産物生産の取組みを支援します。
- ・新規参入が少ない果樹や茶については、就農に必要な技術習得、専用機械・施設等の整備及び樹園地継承のための中間管理組織づくりなど、新規参入を可能とする仕組みづくりを支援します。

2 地域営農組織の育成

- ・担い手が不足している地域において地域営農組織の設立や法人化を促進するため、地域内での話し合いを進め合意形成を支援します。
- ・小規模な地域営農組織については、経営基盤を強化するため、6次産業化や農泊などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援します。

3 むらづくりの核となる人材の育成

- ・多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するための研修会等を開催するとともに、各地域に存在する人材の交流促進や連携強化により、県内各地域における“むらづくり活動”の活性化を図ります。

4 地域外住民による農村振興応援活動の推進

- ・農村を応援したい個人・団体や、応援活動を受け入れたい地域等のマッチングを継続的に推進するため、ホームページ等を活用した情報交換の場を設定します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
中山間地域における実質化された人・農地プランが策定された市町村の割合 (%)	0	100	100
中山間地域における地域営農組織への水田集積率 (%)	18	29	42
むらづくりへの主体的な取組みを志す人材の数 (人)	31	187	421
中山間地域の農業参入企業の雇用者数 (人)	415	565	670

2. 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

① 中山間地域の実態に応じた基盤整備と農地集積の推進

取組方針（目指す姿）

生産性の効率化と農業所得の向上に向けて収入の柱となる作物の導入等を進めるためには、基礎となる基盤整備が不可欠であり、農業者が継続的に営農を行っていくことができるよう、地形条件や地元農家のニーズに応じたきめ細かな基盤整備を進めていきます。

また、中山間地域においては、基盤整備を契機に農地中間管理事業の活用などを進めながら、中山間地域での農地集積の促進を図ります。

加えて、中山間地域に多く存在する樹園地では、営農環境を改善し作業効率を高めるため基盤整備を推進するとともに、担い手への集積を図り、産地維持の取組みを推進します。

具体的な方策

- 1 地形条件に応じたきめ細かな基盤整備の推進
 - ・地形条件に応じた区画形状、用排兼用水路、耕作道の整備などを進めるとともに、生産性と自然環境、景観など多面的機能維持の双方に配慮した基盤整備を推進します。
 - ・地域に適した作物への転換、施設園芸の導入や、法人経営・地域営農など地域の特性に応じた営農が展開できるよう、営農ニーズに応じたきめ細かな暗渠排水等の基盤整備を推進します。
 - ・鳥獣害対策に対応した基盤の整備を推進します。
 - ・農業者の自力施工も活用することで、農家の経済的負担を軽減できる小規模な基盤整備を支援します。
- 2 基盤整備を契機とした農地集積の推進・支援
 - ・基盤整備を計画する際には、農地情報図（GIS）を活用して高齢化による担い手不足等の現状を把握し、農地中間管理事業の活用や地域外からの担い手確保も見据えた地域での話し合いを行い、農地集積を推進します。
 - ・また、農地集積に応じた促進費交付等の農家負担軽減策や作業効率化・低コスト化に対応した機械整備事業等を活用し、基盤整備を契機とした農地集積と担い手の確保・育成を一体的に推進します。
- 3 樹園地の基盤整備等の推進
 - ・畑地において、地域の実情に応じたかんがい施設等の整備を推進します。
 - ・また、樹園地における農作業の効率化を図るため、地域での話し合いを進め、基盤整備を契機とした農地集積を推進します。
 - ・産地維持に向けて、離農者の園地を新規参入者等に引き継ぐために一時的に管理する中間管理組織づくりを支援します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
県営中山間地域総合整備事業における 基盤整備実施面積 (ha)	—	150	460

2. 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

② 地域活動を柱とした多面的機能の維持・発揮

取組方針（目指す姿）

農業・農村の持つ多面的機能は、県民に多くの恵みをもたらしています。その恵みを将来にわたって県民が享受することができるよう、集落の共同活動を活発化させ、農村における多面的機能の維持・発揮を図ります。

そのために、美しい景観の保全・創造や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援することで、環境、景観や文化を将来にわたって継承します。

また、生産条件の厳しい中山間地域の農業生産活動が継続されるよう掛かり増し経費の支援等によるリスク軽減や地域活動の支援を行い、引き続き農用地や水路・農道等の土地改良施設が保全されるよう取組みを進めます。

具体的な方策

1 農業・農村の多面的機能を維持する取組みの推進

- ・ 多面的機能支払交付金を活用し集落（活動組織）が行う農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組みを支援するとともに、農地情報図（GIS）を活用し取組面積を見える化した上で、市町村、土地改良区、JA、あるいは農業者以外の団体などの関係機関と連携し、豪雨災害の復旧支援や活動組織の広域化を進めながら取組みの拡大を後押しします。
- ・ 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの多面的機能を最大限発揮する取組みとして、地域住民の主体的な地域ぐるみの連帯感の醸成、コミュニティ機能の強化、集落同士の助け合いなど地域を超えた連携を図るための地域住民の主体的な“むらづくり活動”を支援します。
- ・ 長年に亘る農業の営みにより守られてきた農村の美しい景観を保全・継承するための景観農業振興地域整備計画づくりや石積み補修などの農村景観整備の取組みを支援します。
- ・ 環境に配慮し、それを守り育てる観点から、環境に関する情報収集と意見交換を行い、生態系や景観等の調和に配慮した工法など、創意工夫のもとで農業農村整備を進めます。
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、より良好な農村環境の形成に向けて、農業生産に由来する環境負荷の軽減や地球温暖化防止、生物多様性保全等にも効果の高い取組みを推進します。
- ・ また、阿蘇の草原再生に向けて、市町村や関係団体と連携を進めます。

2 農業生産活動等の支援による農地・集落の維持

- ・ 中山間地域等において、耕作放棄を防止し、生産条件が不利な農地・集落を維持する

ため、農業生産活動の継続に向けた前向きな取組みを支援する中山間地域等直接支払交付金を活用します。

3 棚田地域の振興

- ・ 条件不利地の象徴である棚田とその周辺地域において一体的な維持・保全を進めるため、棚田を保全すべき意義や資源としての価値等を広く県民へ啓発をするとともに、市町村と連携し棚田地域振興法に基づく支援策を活用した地域活動等を支援します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
多面的機能支払交付金の取組面積 (ha)	69,400	75,300	78,200
指定棚田地域の振興に取り組む市町村数 (市町村)	0	12	15

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(2) 次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業・農村の多面的機能の維持・発揮

③ 地下水と土を育む農業の推進

取組方針（目指す姿）

本県の地下水と土が熊本の宝として50年先、100年先にわたって良好な状態に保全されながら次世代に引き継がれていくよう、地下水と土を育む農業推進条例に沿った取組みを進めます。

その中で、農業者が安心して持続的な農業を営めるよう土づくりを基本とした環境にやさしい農業を進めるとともに、こうした農家を県民が支えていけるように、県民の理解と協力が得られるような取組みを進めます。

具体的な方策

1 県民運動の展開

- ・ 農業者や企業等による地下水かん養を始めとした環境に配慮した農業の取組み等に対し、県民全体の理解を進め協力が得られるよう、地下水と土を育む農畜産物の購入機会拡大や制度の周知を進めます。
- ・ 地下水保全活動を行う行政や農業関係者、企業、団体、市民グループ及び学校教育等との連携を強固にし、県内全地域へ地下水と土を育む農業についての啓発を行うなど必要な情報発信と啓発活動を行うことで、県民全体による行動を目指します。
- ・ 次世代を担う子供達が、熊本の地下水と土に誇りを持てるよう地下水と土を育む農業を学び・触れ合い・身近に感じられる機会を増やします。

2 くまもとグリーン農業の推進

- ・ 土づくり、化学肥料・農薬削減の取組みであるくまもとグリーン農業を推進します。特に、有機農業をくまもとグリーン農業の最終到達点と位置付けながら、農業者が現状より化学肥料・農薬を削減できる多様な技術を導入できるように支援を行います。
- ・ 生産振興対策、新規就農支援、環境保全型農業直接支払等を活用しながら、農業者がくまもとグリーン農業に取り組みやすく、高度化しやすい環境を整えるとともに、土づくり、土壌分析や化学肥料・農薬削減につながる資材導入や栽培技術の支援を行います。

3 良質な堆肥生産と流通

- ・ 堆肥の保管施設や運搬に必要な車両の整備への支援を通じた耕畜連携による広域流通の更なる促進と、良質な堆肥づくりを進めるための研修会開催などによって、グリー

ン農業に取り組む農業者のニーズに合った良質な堆肥づくりを進めます。

4 水田湛水の推進

- ・ 農業団体等と連携しながら、主食用、WCS、飼料用米など多様なニーズに対応した水稲の生産を推進することで水稲全体としての作付面積を拡大し、水田における湛水を推進し地下水のかん養につなげていきます。
- ・ 地下水のかん養効果が非常に大きい白川中流域の水田湛水について、関係企業、団体、市町村等と連携しながら、取組みを広げます。
- ・ 白川中流域の水田湛水に加えて、他の地域についても水田活用を広げていくため、かん養効果の高い台地部等に対して、水田の積極的な湛水を進めていきます。

5 試験研究及び技術の普及

- ・ 地下水と土を育む農業を着実に推進するために、試験研究や学術機関との連携を図りながら、基盤となる技術を確立し、この技術を農業現場へ普及します。
- ・ 開発された技術、得られた調査結果や情報については、県民全体へ広く周知することで、地下水と土を育む農業を支える基盤を強固なものにします。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
地下水と土を育む農業理解者数（人／年）※	26,500	35,000	35,000
販売農家のうち、くまもとグリーン農業宣言者数の割合（％）	53	66	70
水稲(主食用米、新規需要米等)作付面積（ha）※	42,300	42,600	42,600

※「地下水と土を育む農業理解者数」及び「水稲(主食用米、新規需要米等)作付面積」の基準年はH30

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興

① 地域資源を活かした農村の活性化とスーパー中山間地域の創生

取組方針（目指す姿）

中山間地域等の農山漁村には、豊かな自然、食文化、歴史、景観等の地域資源が多数存在します。この地域資源を地域住民が再認識し、最大限に活かす取組みを拡大することにより、中山間地域の活性化が期待されます。

このため、「美しい景観の保全・創造」や「文化・コミュニティの維持・創造」等を目的とした地域活動を支援するとともに、農山漁村に存在する地域資源の適切な保全や復元、交流拠点の整備等による磨き上げや次世代への継承を推進します。

また、これらの多彩な地域資源を最大限に活かす「知恵」を導き出し、農業や雇用、生活等の拠点となる「スーパー中山間地域」の創生を目指すことにより、住民の誇り（シビックプライド）の醸成と他地域からの「あこがれ」を創出し、豪雨災害からの復興に弾みをつけるとともに、中山間地域全体の地位及び活力向上を図ります。

さらには、本県には世界的に認められた農業管理システムである世界農業遺産や持続可能な農業を支えるかんがい施設、そして地域で育まれた清らかな地下水など、数多くの地域資源が存在します。これらの資源を取り巻く、様々な地域の人々や関係団体が連携して地域資源を保全し、活用する取組みを推進します。

具体的な方策

1 多彩な資源を活かした地域活動の推進

- ・ 人、自然、文化、歴史、産品などの地域の資源を活かして、地域住民による集落機能の維持、地域資源・環境の保全、産業・雇用の創出等の取組みを支援します。
- ・ 地域住民の主体的な“むらづくり活動”が県内各地で芽吹いていますが、それぞれの活動の持続的な展開を促し、地域の活性化や地域住民の誇りの醸成を図ります。
- ・ 農山漁村の価値の向上や次世代への継承を確実にするため、市町村等の支援体制の構築や、地域住民自らが行う地域資源の発掘・再評価や適切な保全活動等を支援します。
- ・ たけのこやしいたけ等の特産物の生産者の組織化や施設整備など、生産体制の整備を支援することにより、農林事業者の所得向上に努めます。

2 「スーパー中山間地域」の創生

- ・ 持続可能な農村づくりに積極的に取り組む地域において、取組みの深化や先鋭化、融合等、更なる高みを目指す取組みを支援し、住民が誇りをもって住み続けるとともに、他地域の「あこがれ」の対象となるシンボリックな「スーパー中山間地域^(※1)」を創生します。
- ・ スーパー中山間地域における進化した取組みやメッセージ性のある産品等を他県や都市部へ積極的に情報発信し、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、新たな雇用

の創出や住環境の整備等により移住・定住も含めた地域の担い手の確保を支援します。

- ・スーパー中山間地域の取組みを通じて、住民の誇り（シビックプライド^(※2)）の醸成を図るとともに、県内の他の中山間地域へ情報共有を行い、各地域での活性化に向けたモチベーションの向上を図ることで中山間地域全体の活性化を進めます。

（※1）県内の中山間地域の情報発信基地（広告塔）となるような地域。国内外から本県への交流人口増加に貢献するとともに、地域の看板商品の認知度が向上することで、他の中山間地域の農産物や加工品等の売上げ増加等の波及効果が期待される。

（※2）「わが町、わが都市に対する誇り」のこと。「まちを愛する心」や「住んでいる場所への愛着」という意味合いで使用されることもあるが、狭義では「自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心」を指す。

3 くまもとの農業遺産等の継承と活用

- ・世界農業遺産に認定された「阿蘇の草原の維持と持続的農業」について、地域のみならず県全体でその価値や魅力を理解し、その保全に取り組むとともに、野草堆肥の活用システムの構築や阿蘇の農畜産物の付加価値向上など草資源の効果的な利活用を推進します。また、観光や草原再生と一体的に取り組み、PRを行うことで、阿蘇への交流人口の拡大と雇用創出を図ります。
- ・阿蘇地域の草地や、水田・畑地、未利用地等の地域資源を活用した熊本型放牧を推進します。そのため中山間地域などの耕作に不向きな条件不利地も含めた肉用繁殖牛等の放牧利用を推進するための条件整備を進めます。
- ・県内各地に存在する農業の営みと景観、文化、生物多様性などが結び付いた貴重な「農と文化のシステム」や「歴史的なかんがい施設」などの現在も活躍する歴史的な遺産が数多く残されています。これらの保存・検証・評価（調査・研究）を通し、その価値を磨き上げるとともに、これらの農業遺産を将来に継承する取組みを支援します。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
世界農業遺産ブランドの農産品数（品）	41	45	55
広域放牧 ^{※1} 頭数（頭）	836 ^{※2}	1,000	1,200

※1：広域放牧とは、熊本型放牧の形態の一つ。菊池地域など平坦地域で飼養する肉用繁殖牛を阿蘇地域の草地へ放牧する取組み。

※2：広域放牧頭数の基準年は、H30年

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(3) 魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興

② 交流や他分野との融合による地域活力の向上

取組方針（目指す姿）

中山間地域等の農山漁村には、豊かな自然、食文化、歴史、景観等の地域資源が多数存在しており、その資源を活用した滞在型、体験型の交流参加者の受入れを促進するため、地域ぐるみのグリーンツーリズムの推進や農泊等に対する効果的な情報発信を支援します。

また、中山間地域の基幹産業である農業、林業や水産業の地域特性に応じた組み合わせや、食品加工、観光や教育などの他分野との連携を強化し、地域資源に新たな価値を付加することで、地域の安定的な所得や雇用の維持・確保を図ります。

さらに、新型コロナウイルスのまん延防止のため人の動きが制限される中、「新しい生活様式」の実践・定着を推進しつつ、他地域の方々が中山間地域の担い手として活躍するための環境整備や農業以外の人材・組織との連携強化など、移住・定住を踏まえた多彩な人的資源の流入・確保に向けた取組みを推進します。

具体的な方策

1 グリーンツーリズム、農泊の推進

- ・ 農業の重要性や食料生産上の意義のみならず、土とふれあう楽しさや地下水涵養、生物多様性等の環境学習など、次世代に向けた農業・農村の持つ機能への理解促進のため、子どもや都市住民を対象とした体験型の交流を支援します。
- ・ 農業・農村体験を通して農業の楽しさを広める活動や農山漁村に滞在して様々な活動を体験する農泊の取組みが継続的に行われるよう、地域ぐるみの取組みを推進するとともに地域交流等の拠点整備を促進します。
- ・ 農業・農村体験や農泊を通じた農山漁村の魅力について、ホームページ「くまもとふると応援ねっと」やSNS等を活用した効果的な情報発信を支援します。

2 観光・教育等他分野との連携推進

- ・ 特産林産物の消費拡大が森林の公益的機能の持続的発揮に貢献することについて、生産者等が県民への理解促進を図る取組みを推進します。
- ・ 農業遺産やかんがい遺産など、本県の自然条件における先人の知恵と工夫の結実である本県固有の資産を用いた観光商品の開発等を推進します。
- ・ 小中高校生や一般の県民等に向けて、農業が多面的な機能を有していることを伝えるため、農村の美しい自然景観や農耕祭事等の伝統文化・食文化等を活用した教育旅行や、大学・社会人等の体験型旅行等の取組みを推進します。
- ・ 農業と福祉の連携を推進し、農業分野における障がい者の活躍を実現するとともに、地域で暮らす全ての人々が生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に貢献します。

3 移住・定住の促進支援

- ・農山漁村の生活環境の整備を推進するとともに、地域住民自らによる景観保全や農村文化の伝承等を目指す活動を支援し、農山漁村地域の魅力や付加価値を高めることにより、移住・定住のきっかけづくりを促します。
- ・定年退職後の地元回帰者やJターン等での移住者が地域の担い手として、農山漁村の住民とともに活躍できる体制づくりや、地域内外の視点や知恵を導入・集積する受け皿としての組織づくりを推進するとともに、活発な地域活動の継続的な展開とその情報発信を支援します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
HP「くまもとふるさと応援ねっと」へのアクセス数（件）	42,856	43,000	45,000
主要な交流施設来場者数（万人）	692	667	690

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

① 地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策の推進

取組方針（目指す姿）

鳥獣被害防止対策は、地域の実情に合わせて、「生息しにくい環境整備と管理」「侵入・被害の防止」「有害鳥獣の捕獲」を総合的に組み合わせ、地域住民が主体となって取り組むことが重要です。

このため、鳥獣被害防止対策を実践する農業者の育成に取り組むとともに、地域農業で鳥獣被害防止対策をけん引するリーダーの確保・育成に取り組めます。

併せて、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が行う被害防止の取組みを支援します。

具体的な方策

1 「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の推進

- ・「生息しにくい環境整備と管理」「侵入・被害の防止」については、鳥獣の習性等、被害防止に関する正しい知識を理解したうえで、鳥獣のひそみ場の除去や計画的・効果的な防護柵の設置等に取り組めます。また、これらの対策の効果が継続的に発揮されるよう、地域ぐるみの取組みを推進します。
- ・「有害鳥獣の捕獲」については、地域間連携による捕獲活動を推進するとともに、捕獲技術の向上と省力化を図るため、被害の詳細や捕獲の実態を調査・分析し、農地情報図（GIS）を活用した「見える化」に取り組めます。
- ・また、効果的な対策を実施するため、ICT、IoT等新たな技術を活用したスマート捕獲を推進します。

2 鳥獣被害対策を担う人材確保・育成

- ・研修会等を通じて、集落等で無意識に行われてしまっている「えづけ」を「やめる」、「えづけSTOP！対策」を基本とした鳥獣被害対策の知識と技術の普及を図ります。
- ・地域の鳥獣被害対策に積極的に取り組む農業者グループ等との連携を進めるとともに、県立農業大学校での講義等各種講習会等を通じて、鳥獣被害対策に取り組む地域リーダー及び指導者の育成を図ります。

[目標]

指標名	基準年 (R元)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
野生鳥獣による農作物被害金額（百万円）	530	342	300

2 中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくり

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

② 「くまもとジビエ」利活用の推進

取組方針（目指す姿）

農作物への被害防止のために県内で捕獲されたイノシシやシカ等について地域資源として利活用を推進します。

また、くまもとジビエコンソーシアムの活動を通じて「くまもとジビエ」の利活用を推進するとともに、ジビエ処理加工施設の「国産ジビエ認証」取得を支援し、安定供給体制の構築やトレーサビリティの確立、「くまもとジビエ」のブランド化等に取り組みます。

さらには、新型コロナの影響によって、大きく落ち込んだジビエ消費の回復と新しい生活様式に即したジビエ利活用の推進を図ります。

具体的な方策

1 ジビエ利活用の推進

- ・有害捕獲された野生鳥獣を地域資源として利活用を進めるため、「熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドライン」に基づいた、捕獲から処理加工までの適切な管理の普及を図ります。
- ・県民に対するジビエの理解促進活動や教育機関との連携等を通じて、「ジビエ」をキーワードとする関係人口の増加を図ります。

2 「くまもとジビエ」のブランド化

- ・県内の捕獲者、処理加工施設、農業団体、市町村等で構成される「くまもとジビエコンソーシアム」への活動支援を通じて「くまもとジビエ」のブランド化を図ります。
- ・ジビエ処理加工施設の整備や機能強化に向けた支援を通じて、安定供給体制の構築や安全で安心なジビエの流通を促進します。

[目標]

指標名	基準年 (H30)	目標年 (R5)	参考年 (R11)
ジビエ処理加工施設※における捕獲獣の処理頭数（頭）	1,867	3,327	3,600

※くまもとジビエコンソーシアムに参加しているジビエ処理加工施設 13 施設

■参考資料

モデル経営類型

モデル経営類型

本県農業の現状を踏まえ、意欲ある農業者等が経営発展を目指す際の具体的な経営目標と、それを実現するために必要な経営の特徴や主要資本装備について、個別経営体（家族経営及び法人経営）及び協業経営体ごとに地域も含めた例示的に示しています。

- ① 目標所得 : 主たる従事者[※]一人当たり、概ね 400 万円程度
- ② 労働時間 : 主たる従事者一人当たり、年間 2,000 時間程度

※主たる従事者とは自営農業に主として従事した世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

1 個別経営体

(1) 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンを示しました。

- ① 自家労力 1 経営体当たり経営者を含めて従事者 2～3 人
- ② 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

(2) 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンを示しました。

2 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンを示しました。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

モデル経営類型について

今後の目標とすべき個別経営体及び協業経営体の代表的なパターンを示しており、農地の集積や多頭化飼育などによる低コスト・省力化経営や、先進的な施設や技術などにより、高い生産性や品質を求める集約経営を例示しています。

1 個別経営体

(1) 家族経営

経営類型	地域区分
水稻(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	全域
いぐさ+水稻	平坦地域
葉たばこ+水稻	全域
秋冬レタス+水稻	海岸島しょ地域
ブロッコリー+冬キャベツ+水稻	平坦地域
夏秋キャベツ+冬春キャベツ	高冷地域、平坦地域
ニンジン(冬・春)+水稻	全域
カンショ+水稻	全域
夏秋ダイコン	高冷地域
ショウガ	全域
ゴボウ+水稻	平坦地域
肉用牛繁殖	全域
冬春トマト+水稻	平坦地域
夏秋トマト+水稻	高冷地域
冬春ミニトマト+水稻	平坦地域
促成ナス+水稻	平坦地域
イチゴ	全域
春夏スイカ+秋冬メロン(アールス)+水稻	全域
春夏スイカ+ニガウリ、夏秋ナス+水稻	全域
春夏メロン(アールス)+冬トマト+水稻	平坦地域
春夏メロン(アンデス)+夏秋キュウリ+水稻	全域
冬春キュウリ+夏秋キュウリ+水稻	平坦地域、海岸島しょ地域
夏秋ホウレンソウ+水稻	高冷地域
アスパラガス+水稻	全域
うんしゅうみかん	海岸島しょ地域、平坦地域
不知火類+河内晩柑	海岸島しょ地域、平坦地域
うんしゅうみかん+不知火類	海岸島しょ地域、平坦地域
なし	全域
茶	全域
施設キク(電照)+水稻	全域
トルコギキョウ	平坦地域
宿根カスミソウ+水稻	全域

(2) 法人経営

経営類型	地域区分
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	全域
ニンジン+水稲	全域
酪農	全域
養豚	全域
肉用牛肥育	全域
肉用牛一貫	全域
冬春トマト	平坦地域
イチゴ	全域

2 協業経営体

ア 協業経営

経営類型	地域区分
茶	全域

イ 法人経営

経営類型	地域区分
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	全域

ウ 大規模法人経営(広域農場)

経営類型	地域区分
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託)	全域
経営類型	地域区分
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託) +高収益作物(たまねぎ)	全域

※地域区分について

地域区分は、作物の生育条件に影響のある気温に着目し、おおよそ標高400m以上の地域を「高冷地域」、温暖でほとんど霜の降りることのない海岸部を「海岸島しょ地域」とし、高冷地域、海岸島しょ地域には中山間地域を含みます。また、それ以外の地域を「平坦地域」としています。

1 個別経営体

(1) 家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
水稻(主食用米・飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受託)	経営面積 田 1,600a 水稻 麦 1,000a 大豆 1,200a 600a	<ul style="list-style-type: none"> 機械化一貫体系による作業の省力化 ほ場の汎用化と団地化 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 共同乾燥調製施設を利用 	田植機(5条:1台) 自脱型コンバイン(5条:1台) 麦・大豆播種機(1台) 兼用管理ビークル(1台) 動力噴霧機(1台) トラクター(2台) 堆肥散布機(1台) 大豆コンバイン(生産組織) 育苗ハウス(500㎡)	4,150	2	3,200	500
いぐさ+水稻	経営面積 田 200a いぐさ 200a 水稻 200a	<ul style="list-style-type: none"> 優良品種「ひのみどり」を始めとする優良品種導入 品種の組み合わせによる作型の分散 高い加工技術による付加価値の高い高級量産の生産 作業の共同化や機械施設の共同利用による省力・低コスト化 水稻の基幹作業は営農組織に委託 	掘り取り機(3戸共同1台) 移植機(3戸共同1台) ハーベスタ(1台) フォークリフト(1台) 一括泥染装置(3戸共同1台) システム乾燥機(1台) 高性能選別機(1台) 加湿器(1台) 高性能織機(3台) トラクター(1台)	3,200	3	6,600	0
平坦地域 葉たばこ+水稻	経営面積 田 340a 葉たばこ 240a 水稻 140a 飼料用米 200a	<ul style="list-style-type: none"> 機械化体系による大規模経営 高架型作業機による作業の効率化 わき芽抑制剤の適正使用 共同受委託乾燥施設利用 水稻の基幹作業は営農組織に委託 雇用労働力の活用(臨時雇用) 	堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設(共同) トラクター(1台)	3,200	2	3,500	640
秋冬レタス+水稻 海岸島しょ地域	経営面積 田 330a 秋冬レタス 250a 水稻 200a 繁殖牛 8頭	<ul style="list-style-type: none"> レタスと水稻の輪作体系 セル苗の機械移植 黄色防蛾灯利用による減農薬栽培 一部契約による販売(ノーラップ) 水稻の基幹作業は営農組織に委託 雇用労働力の活用(臨時雇用) 	トラクター(1台) セル苗移植機(1台) マルチヤー(1台) 黄色防蛾灯(350a) レタス包装機(1台) 育苗ハウス(200㎡)	3,300	2	2,600	2,700

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
ブロッコリー+冬キャベツ +水稲 平坦地域	経営面積 田 800a ブロッコリー 200a 秋冬キャベツ 300a 水稲 480a 飼料用米 320a	・ブロッコリー、キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・ネコブ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	トラクター(1台) セル苗移植機(1台) 動力噴霧機(1台) 運搬機(1台)	3,200	24,900	2	4,800	1,200
夏秋キャベツ+冬春キャベツ 高冷地域、平坦地域	経営面積 畑 800a 夏秋キャベツ 400a 冬春キャベツ 400a	・条施肥(減肥) ・セル苗の機械移植 ・ほ場排水対策(ネコブ病)の徹底 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用)	育苗ハウス 移植機(半自動1条植え、2台) トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)	3,200	28,400	3	7,000	900
ニンジン(冬・春)+水稲 全域	経営面積 畑 450a 田 150a 冬ニンジン 200a 春ニンジン 250a 水稲 150a	・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・農協共同選果場の利用	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 收穫機(1台) 洗浄機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)	3,850	19,900	2	2,800	850
カンショ+水稲 全域	経営面積 畑 350a 田 150a カンショ 350a 水稲 150a	・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天り返し ・ウィルスフリー苗 ・青果用中心の推進	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立マルチャー(1台) 動力噴霧機(1台) つる切り機(1台) 研磨洗浄機(1台) 選別機(1台)	3,500	19,300	2	2,500	0
夏秋ダイコン 高冷地域	経営面積 畑 800a 夏秋ダイコン 800a 繁殖牛 9頭	・マルチでの集約栽培と減肥の徹底 ・作型(作期)の分散と規模拡大による経営の安定 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) 真空播種機(1台) 動力噴霧機(1台) 洗浄機(1台) 葉切り機(1台) コンベアー(1台)	4,850	32,800	3	6,700	3,400

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
シヨウガ 全域	経営面積 田 90a シヨウガ 60a	根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒 や排水対策、客土、防除を徹底	貯蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)	5,650	17,600	2	2,700	0
	経営面積 田 400a ゴボウ 200a 水稲 200a	・作型の分散 ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	トラクター(1台) ゴボウハーベスタ(1台) ルートディガー(1台) トレンチャ(1台) 堆肥散布機(1台) 洗浄機(1台)	3,200	18,200	2	2,800	3,400
肉用牛繁殖 全域	肉用牛繁殖 80頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・広域放牧利用	畜舎(1,200㎡) たい肥舎(291㎡) ほ乳口ロボット 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	7,300	48,900	2	4,500	0

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間
冬春トマト+水稲 平坦地域	経営面積 田 260a 冬春トマト 80a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(常時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動閉閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	6,800	2	3,900	6,800
夏秋トマト+水稲 高冷地域	経営面積 田 150a 夏秋トマト 50a 水稲 100a	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗利用 ・共同選果場の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	強化型単棟ハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 防風ネット 灌水施設	3,700	2	3,000	580
冬春ミニトマト+水稲 平坦地域	経営面積 田 250a 冬春ミニト 40a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機(2台) ハウス自動閉閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	3,900	3	5,900	790
促成ナス+水稲 平坦地域	経営面積 田 260a 促成なす 50a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 暖房機(3台) ハウス自動閉閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	3,600	3	5,800	1,900
イチゴ 全域	経営面積 田 25a イチゴ 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ピニル張り) 	連棟ハウス 暖房機(1台) ハウス自動閉閉装置 育苗庫(1台) 育苗施設 灌水施設	4,100	2	4,000	1,600
春夏スイカ+ 秋冬メロン(アールスメロン)+水稲 全域	経営面積 田 250a 春夏スイカ 100a 秋冬メロン 50a 水稲 100a	<ul style="list-style-type: none"> ・連棟ハウスは年3作 (ス/カ春作+春作植替+メロン秋冬作) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	連棟ハウス 暖房機(4台) ハウス自動閉閉装置 灌水施設	4,000	2	3,200	540

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
春夏スイカ +ニガウリ、夏秋ナス+水稻 全域	経営面積 田 140a	<ul style="list-style-type: none"> ・植替えの場合はニガウリ ・植替えしない場合は夏秋なす ・施肥調整(カリウム減肥) ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機(4台) ハウス自動閉閉装置 灌水施設	4,600	25,000	2	4,300	600
	春夏スイカ ニガウリ 夏秋ナス 水稻 100a 20a 20a 100a							
春夏メロン(アールスメロン) +冬トマト+水稻 平坦地域	経営面積 田 250a	<ul style="list-style-type: none"> ・作期(秋冬)の分散 ・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・加温30a、無加温30a ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 単棟ハウス 暖房機(5台) ハウス自動閉閉装置 灌水施設	3,400	32,500	3	5,300	60
	春夏メロン 冬トマト 水稻 60a 60a 150a							
春夏メロン(アンデス) +夏秋キユウリ+水稻 全域	経営面積 田 250a	<ul style="list-style-type: none"> ・春夏メロン作期の分散 ・キユウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入苗(キユウリ)の利用 ・共同選果(キユウリ)の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	連棟強化型パイプハウス 単棟強化型ハウス 暖房機(5台) ハウス自動閉閉装置 灌水施設	3,800	20,900	2	4,400	600
	春夏メロン 夏秋キユウリ 水稻 80a 40a 160a							
冬春キユウリ+夏秋キユウリ +水稻 海岸島しょ地域、全域	経営面積 田 250a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(2台) 灌水施設	3,200	35,300	3	7,200	4,500
	冬春キユウリ 夏秋キユウリ 水稻 50a 50a 200a							
夏秋ホウレンソウ+水稻 高冷地域	経営面積 田 250a	<ul style="list-style-type: none"> ・作型(作期)の分散 ・播種機利用による省力化 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	単棟ハウス 真空播種機(1台) 灌水施設	3,200	13,000	2	3,400	0
	夏秋ホウレンソウ 水稻 50a 延べ250a 150a							
アスパラガス+水稻 全域	経営面積 田 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・フルオーブンハウス(高温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	単棟ハウス 動力噴霧機(1台) 灌水施設	3,950	17,900	2	4,300	1,100
アスパラガス 水稻 50a 120a								

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間
うんしゅうみかん 海岸島しょ地域 平坦地域	経営面積 340a 極早生 80a 早生 140a 普通 120a	・極早生、早生、普通温州の組合せ ・園内作業道整備及びスピードスプレー ヤ防除による省力化 ・シートマルチ及び点滴かん水による高 品質 ・果実の安定生産 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	防風ネット スピードスプレー(1台) 予措・貯蔵庫 園内作業道 貯水槽(75t) 灌水施設	3,200	2	4,300	1,100
不知火類+河内晩柑 海岸島しょ地域 平坦地域	経営面積 200a 不知火 30a 加温 50a 屋根掛け 70a 露地 50a 河内晩柑	・河内晩柑と不知火類の組合せによる経 営 の安定 ・露地は園内道整備による省力化 ・施設は動力噴霧機による防除体系 ・苗木は大苗育成(自家育成) ・施設化による収益性向上と労力分散	単棟・連棟ハウス(80a) 暖房機(2台) 予措・貯蔵庫 園内作業道 貯水槽(50t)	4,000	2	4,000	690
うんしゅうみかん+不知火類 海岸島しょ地域 平坦地域	経営面積 300a 極早生60a 早生80a 普通80a 不知火 屋根掛30a 露地50a	・うんしゅうみかんと不知火類の組合せに よる経営の安定 ・園内作業道整備及びスピードスプレー ヤ防除による省力化 ・施設化による収益性向上と労力分散	連棟もしくは単棟強化型パイプ ハウス 予措・貯蔵庫 貯水槽 灌水施設 動力噴霧機(1台) スピードスプレー(1台) 園内作業道	3,600	2	4,500	650
なし 全域	経営面積 140a トンネル幸水20a 幸水20a 秋麗10a 豊水20a あきづき 40a 新高30a	・早生種から晩成種の組合せによる労力 分散 ・散と気象災害リスクの軽減 ・防除はスピードスプレーを利用 ・ジョイント仕立て導入による省力化	ナシ棚(強化棚) 防風ネット 防蟻灯 スピードスプレー(1台) スプリングラー 灌水施設 動力噴霧機(1台)	3,400	2	3,800	0
茶 全域	経営面積 茶 600a	・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	荒茶加工施設 (120K型27台) 乗用型摘採機(1台) 乗用型防除機(1台) 乗用型中刈機(5戸共同1台) 防霜施設	3,200	2	2,300	170

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	
施設キク(電照)+水稻 全域	経営面積 田 キク 水稻 スイートコーン	180a 70a 年2作 120a 30a	強化型ハウス カーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 全自動重量選花機 管理機(1台)	3,200	24,100	2	2,700	2,300
	トルコギキョウ 平坦地域	60a 60a	強化型ハウス 育苗ハウス(冷暖房装置含む) ハウス暖房機(1台) ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)	4,400	25,700	2	2,700	2,900
宿根カスミソウ+水稻 全域	経営面積 田 宿根カスミソウ 水稻	210a 60a 延べ120a 120a	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベット 灌水施設 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)	3,200	35,700	3	5,900	980
			<ul style="list-style-type: none"> ・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働3名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベットの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 			

(2) 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			雇用労働 時間
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	
水稲(主食用米+飼料用米 等)+麦+大豆(+受託) 全域	経営面積 田 3, 200a 水稲 麦 2, 000a 大豆 2, 500a 1, 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・燻植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) 	田植機(6条:2台) 自脱型コンバイン(6条:2台) 麦・大豆播種機(2台) 兼用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(3台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(2台) 機械倉庫、農舎 育苗ハウス(1,500㎡)	5,300	52,400	3	5,000	2,100
ニンジン+水稲 全域	経営面積 畑 700a 700a 冬ニンジン 700a 春ニンジン 700a 水稲 700a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・燻植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・選果場整備 	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)	7,900	65,300	3	6,600	4,800
酪農 全域	酪農 200頭	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10,400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	フリーバーン牛舎(3,000㎡) ミルキングパーラー(250㎡) 自給飼料生産機械(一式) 堆肥舎(2,800㎡) 搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	13,400	263,600	3	5,900	3,900
養豚 全域	養豚 母豚 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・共用年雌3年(7産) 雄2年 ・雇用労働力の活用(常雇用) 	繁殖豚舎(1,600㎡) 肥育豚舎(2,100㎡) 堆肥舎(840㎡) 浄化処理施設(600立米) 作業機械一式	15,800	298,300	3	5,500	3,700

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間
肉用牛肥育 全域	肉用牛肥育 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・稲WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) ・A4級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	肥育牛舎(3,000㎡) 堆肥舎(1,400㎡) 作業機械一式	17,450	2	3,800	1,900
肉用牛一貫 全域	肉用牛一貫 繁殖 100頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS,稲わら収集コントラクター利用 ・広域放牧利用 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	繁殖牛舎(800㎡) 育成牛舎(124㎡) 肥育牛舎(1,200㎡) 堆肥舎(1,000㎡) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	13,400	2	3,900	3900

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
冬春トマト 平坦地域	経営面積 田 120a	<ul style="list-style-type: none"> ・訪花昆虫の利用 ・施設用地の集積 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・生産工程管理の徹底(GAP) 	ビニル(一部耐候性)ハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎(50㎡) トラクター(1台) 灌水施設	5,250	74,600	4	7,700	7,600
	冬春トマト 120a							
イチゴ 全域	経営面積 田 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労力4名 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) ・定植時期の分散 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 予冷库 育苗施設 灌水施設	3,800	33,700	4	8,300	1,600
	イチゴ 60a							

2 協業経営体

ア 協業経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者 人数	主たる従事者 の労働時間	雇用労働 時間
茶 全域	経営面積 茶 3,000a	<ul style="list-style-type: none"> 茶生産から荒茶加工まで、5戸の協業経営 高性能の荒茶加工施設の導入 乗用型茶園管理機を導入した省力化管理体系 法人経営体を志向 	荒茶加工施設 (120K型2ライン) 乗用型摘採機(5台) 乗用型防除機(5台) 乗用型中刈機(1台) 防霜施設	5,600	139,100	5	8,200	3600

※協業経営については、経営が成熟すれば法人化を目指します。

※目標所得とは、協業経営体を構成する複数世帯の経営類型に関する合計の所得です。

イ 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者 人数	主たる従事者 の労働時間	雇用労働 時間
水稻(主食用米、飼料用米 等)+麦+大豆(+受託) 全域	経営面積 水稲 麦 大豆 田 4,800a 3,000a 3,700a 1,800a	<ul style="list-style-type: none"> 機械化一貫体系による作業の省力・低コスト営農 品種の組合せによる作期調整 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 専任オペレーター体制 	田植機(6条:2台) 自脱型コンバイン(4条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(2台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(1台) 育苗ハウス(1,500㎡)	4,900	77,700	5	7,000	2,100

※協業経営体の集落ぐるみ土地利用の場合、法人になっても経営の特徴が同様となります。

※目標所得とは、構成員の給与、役員報酬、営業利益、従事分量配当等を含みます。

ウ 大規模法人経営(広域農場)

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者 一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					粗収入 (千円)	主たる従事者 人数	主たる従事者 の労働時間
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託) 全域	経営面積 田 100ha 水稲 60ha 麦 78ha 大豆 40ha	<ul style="list-style-type: none"> 品種の組み合わせによる作期分散 大型機械化体系による作業の効率化 ブロッコローテーションによる作業の効率化 水稲の一部直播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ 	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一式) 育苗ハウス(2,000㎡)	6,400	7	8,000	10,600

※目標所得とは、構成員の給与、役員報酬、営業利益、従事分量配当等を含みます。

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者 一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)		
					粗収入 (千円)	主たる従事者 人数	主たる従事者 の労働時間
水稲(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+受託) +高収益作物(たまねぎ) 全域	経営面積 田 100ha 水稲 60ha 麦 85ha 大豆 40ha たまねぎ 15ha	<ul style="list-style-type: none"> 品種の組み合わせによる作期分散 大型機械化体系による作業の効率化 ブロッコローテーションによる作業の効率化 水稲の一部直播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ 経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜)の導入 	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一式) 育苗ハウス(2,000㎡) 播種機(1台)、移植機(2台)、 掘取機(1台)、乾燥機(2台)、 低温庫(1台)、ハーベスター(2台)	7,900	7	13,000	35,500

※目標所得とは、構成員の給与、役員報酬、営業利益、従事分量配当等を含みます。

■参考資料

中山間地域における持続可能な農業・農村づくりに向けた取組み ～中山間農業モデル地区における取組み事例～

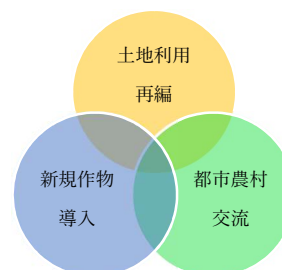
中山間地域の暮らしは多様な収入で成立しており、持続可能な農業・農村づくりのためには農業・農外の収入確保が担い手確保のカギとなります。

収入確保策の柱としては

- ・土地利用再編
- ・新規作物導入
- ・都市農村交流

この3つの手法を組み合わせ、所得向上につなげていくことが必要です。

本県では、中山間農業モデル地区支援事業を実施し、3つの手法を組み合わせた総合的な支援を行うモデル地区を設定しています。



中山間農業モデル地区での取組み（事例）

1 岳間地区（山鹿市鹿北町）

◆集落の課題

- 農業への魅力が感じられず、若者が地域から離れていく。
- 岳間の農産物の認知度が低い。
- 担い手を確保したいが、地区内では十分に確保できない。
- 農地や施設等の保全管理ができなくなるため、耕作放棄地が増加する。
- 集落機能が低下し、存続できなくなる。
- 鳥獣被害が深刻である。

◆具体的な取組み

- 所得の確保【土地利用再編、新規作物導入】
 - ・耐寒性早生品種への新植・改植や碾茶の生産
 - ・クリ老木の改植や観賞用ホオズキの導入
 - ・新たな加工品等の開発（クリの甘酒・茶の加工品等）
 - ・鳥獣被害防止対策を実施
- 担い手の育成【都市農村交流】
 - ・ワーキングホリデー等により担い手の確保
 - ・クリの剪定作業受託組織の育成
- 基盤整備の実施【土地利用再編】
 - ・棚田3、4枚を1枚にまとめる
 - ・耕作道の整備、用排水路の更新
 - ・茶園の新規造成、区画整理
 - ・乗用型摘採機の導入
- 岳間の認知度向上【都市農村交流】

◆集落の目指す将来像

- 新規茶種（碾茶・抹茶）による茶の活性化を図っている。
- 水田・茶園の整備により、現状より大型の機械を導入し、生産を効率化している。
- 耕作条件を改善した農地で、今まで導入できなかった施設園芸等が可能となり、高単価な作物を導入している。
- 営農組織等の安定経営（労働力確保を含む）を行っている。
- 認知度向上による交流人口の増加を図っている。

2 草部南部地区（高森町）

◆集落の課題

- 農業従事者の減少により、農地等の保全ができず、荒廃地及び鳥獣被害の拡大が予想される。
- 園芸施設が少なく、収入が安定しない。
- 農業・地域への魅力が感じられず、若者が地域から離れていく。また、住民の減少により集落機能が低下し、集落の存続が危ぶまれる。

◆具体的な取組み

- 持続つづける地域の輪
 - 【新規作物導入、都市農村交流】
 - ・地域環境整備（景観作物植付け、空き家の活用、GAP、炭焼き窯建設）
 - ・地産地消の取組み（農村交流、農家体験、日本蜜蜂、宣伝活動）
- 柱となる所得の確保
 - 【土地利用再編、新規作物導入】
 - ・長期栽培できる品目（ピーマン）の導入
 - ・自然災害に強い産地づくり
- 女性の能力を前面に（活動の機会を提供）
 - 【都市農村交流】
 - ・農家レストラン
 - ・加工農産物の検討
 - ・6次化産業育成

◆集落の目指す将来像

- 持続つづける地域の輪
 - ・地域環境の整備
 - ・地産地消の取組み
- 柱となる所得の確保
 - ・長期栽培できる品目の導入
 - ・自然災害に強い産地づくり
- 女性の能力を前面に
 - ・活動できる機会を提供

3 鶴喰地区（八代市坂本町）

◆集落の課題

- 農業の魅力が感じられず、若者が地域から離れていく。
- オペレーターや担い手を確保したい。
- 農地や施設などの保全管理ができなくなるため、耕作放棄地が増加する。
- 組合の農産物の販売力。
- 集落機能が低下し、集落が存続できなくなる。

◆具体的な取組み

- 基盤整備などの実施【土地利用再編】
 - ・農作業環境改善・生育環境整備に向けた暗渠排水の設置、土壌改良
- 高収益作物（アスパラガス）の導入
 - 【新規作物導入】
- 米のブランド化および加工品の商品化に向けた基盤整備【土地利用再編】
 - ・ライスセンター等の整備
- 環境保全型農業の取組み【土地利用再編】
 - ・化学肥料・化学合成農薬の低減
 - ・菜の花・れんげの作付けと景観保全
- 農福連携の実施【都市農村交流】
 - ・障がい者雇用による担い手不足の改善
- クラウドファンディングの活用
 - 【都市農村交流】
 - ・資金調達と情報発信による支援者の拡大

◆集落の目指す将来像

- 施設園芸、露地野菜などが可能となり、高収益作物を導入している。
- 農地を担い手に集積することで、農業機械の整理、合理化を行っている。
- コメの乾燥・調製の品質を向上させ、ブランド化を図っている。
- 特産品を新たに開発し、販路を開拓している。
- 農業所得が現在より向上している。
- 地区外から担い手を受け入れている。

■参考資料

専門用語集

あ行

○ アシストスーツ

収穫、運搬作業等の際、身体に装着することで動作を補助し、作業時に身体へかかる負担を軽減する機能をもつもの。

○ アフリカ豚熱

A S Fウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

○ あんきょはいすい 暗渠排水

農地の地下水位の低下を目的とし、地中に埋設した施設。使用する材料によって、無材暗渠、簡易暗渠（石礫、もみ殻）、本暗渠（土管やプラスチックの有孔管）がある。

○ 一次加工品

農林水産物を原料として、搾汁、ピューレ、ペースト、乾燥・粉末、カット・冷凍、塩漬けなどの加工処理を行った食品で、加工食品や料理等の材料、食材として活用されるもの。

○ 遺伝子組換え農産物

ある生物が持つ遺伝子（DNA）の一部を他の生物の細胞に導入して、その遺伝子を発現させる遺伝子組換え技術により、様々な性質を持つよう改良した農作物のこと。例えば、除草剤に耐性を持つセイヨウナタネ、害虫に抵抗性を持つトウモロコシ、有用成分を多く含むダイズの遺伝子組換え農作物が開発されている。

○ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う計画を策定し、「持続性の高い農業生産方式」として都道府県知事から計画の認定を受けた農業者の愛称。

○ 親元就農

親族が経営する農業経営体に就農すること。

か行

○ 海外駐在ビジネスアドバイザー

県内企業の海外展開支援のため、熊本県が、シンガポール、香港、台湾の3か所に配置しているアドバイザー。

○ 海岸保全施設

都道府県知事が指定した海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

- 価格安定制度
農畜産物の市場価格等の変動に伴い、生産者が負うリスクを軽減するためその価格が著しく低下した場合に補給金等を交付することにより、農家の経営安定と消費者への安定供給を図る制度。
- 花き日持ち性向上対策品質管理取組み
農林水産省が実施する日持ち性向上品質管理認証（通称：リレーフレッシュネス認証）に向けた取組み。花きに携わる個人や団体を対象に、作業場、バケツ等の清潔度、温度管理、鮮度保持剤の適正な使用など、約20項目の基準を基に審査が行われ、生産部門、流通部門、小売部門それぞれに認証が与えられる。
- 稼げる農業
本県の農業政策の目的のひとつである農家所得の向上に向けた取組みを表した言葉。品質や商品力向上による「P：価格の上昇」、ほ場整備やハウス等の生産基盤強化による「Q：安定した生産量の確保」、農地集積、農業施設の長寿命化等による「C：コスト削減」等により、「 $P \times Q - C$ 」の最適化を推進している。
- 家族農業
家族労働力を基幹として農業生産を営む農業経営。食料生産によって主要な農業形態となっており、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っている。
- 家畜伝染病（法定伝染病）
牛・馬・豚等の家畜がかかる感染症で、特に伝染力が強く被害が大きいため、家畜伝染病予防法で規定しているもの。口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザなど28種。同法施行規則で規定される牛流行熱・破傷風・馬鼻肺炎など71種の届出伝染病と合わせて監視伝染病とも言う。
- 環境にやさしい農業
土づくりを行い化学合成農薬や化学肥料の削減を行うなど環境にやさしい農業を行うこと。
- 環境保全型農業
農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。農業のもつ物質循環機能を活かし環境と調和した持続可能な農業生産のあり方。
- 基幹的農業従事者
自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）に従事していた者」のこと。
- 技能実習生
母国で修得が困難な技術や技能を日本の企業等で身につけるため、「技能実習」の在留資格で来日している外国人を技能実習生と言い、この技能実習生を受け入れる為の制度を外国人技能実習制度という。

- 基本構想水準到達者
 - ①年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体
 - ②農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体をいう。

- キャトル・ブリーディング・ステーション（CBS）

繁殖経営で多くの時間を費やす、繁殖雌牛の分娩・人工授精、子牛のほ育・育成を集約的に行う組織（施設）。また、キャトル・ステーション（CS）は、繁殖経営で生産された子牛のほ育・育成を集約的に行う組織（施設）で、繁殖雌牛の預託を行う場合もある。

- くまもと逸品大使

県外に店舗、事務所等を持つ料理人、流通関係者、マスコミ関係者等で、広く県外に本県の農林水産業や農林水産物など県産品の情報を発信、販路開拓をしていただくことが期待できるとして知事が委嘱している者。

- くまもとうまかもん輸出支援協議会

本県の農林水産物輸出促進を図るため、「オール熊本」の立場から、総合的に輸出支援を行うため、行政機関や輸出団体等をメンバーとして設置した組織。

- 熊本型特別栽培農産物（有作くん、有作くん100）

化学肥料や化学合成農薬の使用量や使用回数が県慣行レベルの5割以下等の生産基準に沿って生産ができたと認められる場合、県が認証する制度。有作くん100は、有作くんのうち栽培期間中に化学合成農薬及び化学肥料不使用のもの。

- 熊本型放牧

1年を通じて放牧を行う周年放牧、各地域の遊休水田等を活用した水田等での放牧及び複数の地域間の広域放牧など、県内の草資源を有効活用する放牧の総称。

- くまもとグリーン農業

熊本県が推進する「環境保全型農業」のこと。土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業と定義。

- くまもとグリーン農業生産宣言・応援宣言制度

生産宣言制度は、県内の農業者等が、くまもとグリーン農業に取り組むことを生産する農産物の品目ごとに宣言する制度。

応援宣言制度は、消費者等が、くまもとグリーン農業で生産された農産物を優先的に購入するなどの方法でグリーン農業を応援することを宣言する制度。

- 熊本県推奨うまい米基準

県産米ブランドを確立するため、一定水準以上の食味及び品質を確保するための目安として、本県独自のAランク基準と更に厳しいSランク基準を設定し推奨するもの。届出販売者等はうまい米基準に基づく商品であることを自己責任において表示、販売することができる。

○ 熊本県地下水と土を育む農業推進条例

本県の豊かな地下水と肥沃な土を本県の宝と位置づけ、地下水と土を育む農業が健全に営まれることにより守り育てていくことを目的として、平成 27 年(2015 年) 3 月に制定、4 月 1 日に施行された条例。

○ 熊本県地産地消サイト

多彩な農産物やその料理の情報、物産館・直売所、地産地消協力店、また地産地消関連イベントなど、くまもとの食と農に関する情報を発信するホームページ。

○ 熊本県土地改良区統合整備計画

県では、土地改良区の運営基盤強化や組合員負担金（賦課金）の二重賦課解消等に向け、土地改良区の統合整備を進めており、その具体的な推進方針や目標を「熊本県土地改良区統合整備計画」として定めている。

平成 6 年度(1994 年度)に第 1 次土地改良区統合整備計画を策定しており、現在、第 5 次計画。

○ 熊本広域農場構想

広域農場における農地・機械・労働力等を ICT 等を活用して最適化し、新たな営農方式の導入や農地の大区画化等によって、コメの生産コストの 5 割削減を実現し、広域農場のコスト削減の取組みや経営理念等のコンソーシアム化を県域で展開・波及する構想のこと。

○ くまもとジビエ

ジビエ（仏：gibier）とは、狩猟で捕獲された野生鳥獣の食肉のこと。熊本県では、県内で捕獲され、食品営業許可を得た県内施設で処理加工され、熊本県イノシシ肉・シカ肉衛生管理ガイドラインに沿って処理加工された野生イノシシ肉及びシカ肉のこと。

○ くまもと「食」・「農」アドバイザー

熊本の農林水産物を使った魅力ある商品の開発を進めるために、アドバイザーとして県が依頼している者。平成 23 年(2011 年) 8 月から東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏に依頼。

○ くまもと食・農ネットワーク

生産から消費までの様々な立場の会員が「地産地消」の取組みをとおして、消費者と生産者、都市と農村の共生関係づくりを進めるとともに、本県の美しい自然と豊かな食文化を守り、健康で安心して暮らせる社会づくりを進めることにより、熊本に住む豊かさを実感できるようにすることを目的とするネットワーク。

○ くまもと「食」の大地親善大使

県内に店舗、事務所等を持つ料理人（シェフ、パティシエ等）や流通関係者の中で広く県外に本県の農林水産業や農林水産物等県産品の情報を発信、販路開拓していただくことが期待できるとして知事が委嘱している者。

○ くまもと地産地消推進県民条例

地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、県の責務並びに市町村、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、本県における農林水産業の持

続的な発展及び豊かな県民生活の実現を図っていくことを目的として平成 21 年(2009 年)3 月に制定された県議会議員提案による条例。

○ くまもとの赤

本県は全国有数の食料生産県として多様な農林水産物が生産されており、トマト、あか牛、真鯛など「赤」をイメージさせる農林水産物が多数存在している。

このため、「赤」をイメージする本県農林水産物を対象に「くまもとの赤」ブランドとして全国に発信し、県内外で認知度を向上させる取組み。

○ くまもと農業アカデミー

意欲ある農業者の学び直しの場合(リカレント教育)として、県や大学、農業関連企業など様々な機関が農業技術等の幅広いテーマで開催する講座。

○ くまもと農業経営塾

県内の意欲ある農業者を対象に、経営者精神、リーダーシップ、マーケティング、マネジメントに関する能力を磨き、将来、県の農業を担うトップリーダーを育成するために開設した講座。

○ くまもと農業経営相談所

平成 30 年度(2018 年度)に開設(事務局:一般社団法人熊本県農業会議)。

法人化や規模拡大、6次産業化、経営継承など農業者の皆様の多様な経営相談の総合窓口。農業者個々の課題に応じて、税理士や中小企業診断士などの専門家を中心に普及組織や市町村等の関係機関からなる支援チームを派遣し、課題解決までを伴走型で支援を実施。

○ くまもとふるさと食の名人

郷土の料理などについて卓越した知識・経験・技術等を有するとして知事が認定し、その伝承活動や農林水産業の理解促進活動などに取り組んでいる者。

○ 熊本 6 次産業化サポートセンター

6次産業化の取組みにつながる案件の発掘から事業化まで、農林漁業者による6次産業化の取組みに対して総合的なサポートを行う機関。本県では、JA熊本中央会が実務を担っている。

○ グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○ 経営継承

移譲希望者の農地・施設・機械等の有形資産と技術・ノウハウ等の無形資産を継承希望者に、受け渡すことをとおして、経営を継承する手法です。資産の散逸を防ぎ、次世代に資産を引き継ぐことで農業経営が継続され、地域農業を守ることに大きく貢献することが期待されている。

○ 経営耕地面積

経営耕地 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地

及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

○ 経営資産

農業経営の基盤となる農地や機械、設備等の有形資産と技術・ノウハウ・人脈等の無形資産。

○ 県内総生産

年間に県内の各経済部門の生産活動によって新たに生じた付加価値を示したもので、産出総額から中間投入額を差し引いたもの。

なお、産出総額は「農業産出額」に「農業サービス業」及び「獣医業」の産出額を加えたもの。

○ 広域農場

経営面積が100haを超えるような組織であって、農地の集積・集約化や、省力・低コスト技術の導入等によって、生産コストの5割削減を目指す経営体のこと。

○ 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分。農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。

なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

○ 耕畜連携

耕種農家と畜産農家が連携して行う飼料の生産や堆肥の還元による資源循環型農業の取り組みのこと。耕種農家が生産する飼料用稲(稲WCS、飼料用米)や稲わらを畜産農家が飼料として利用したり、家畜排せつ物由来のたい肥を耕種農家が有機物資源として土づくりに有効利用している。

○ 耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地(けい畔を含む)面積のこと。

○ 降灰対策施設

降灰による農作物の被害を防除するために必要な施設。

(例:農作物への灰の付着を防止する被覆施設(ハウス等)、農作物や農業施設の洗浄機械や洗浄用水供給施設(井戸)、降灰前に飼料を迅速に収穫するための機械、等)

○ 高密度播種

苗箱あたりの乾籾を慣行の倍近い250~300gの高密度で播種する技術で、苗箱コストや育苗日数の削減、移植時労力の低減が期待できる。

○ 国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

さ行

- サプライチェーン
サプライは供給、チェーンは連鎖の意味。農産物が生産されてから消費者に届くまでの一連の工程。
- 指定棚田地域
自治体が作成する「棚田地域振興計画」に対し、国が指定する地域。指定棚田地域に対しては、国の補助事業などの優先採択や要件緩和等の優遇措置が講じられる。
- 収入保険制度
農業保険法に基づき、平成31年(2019年)1月から開始した国の公的保険制度で、農業経営の安定を図るため、品目にとらわれず、自然災害による収量減少による収入減少はもちろん、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入の減少を補てんするもの。
- 集落協定
傾斜などにより農業生産条件の不利な1ha以上の一団の農用地において農業生産活動など（耕作、農地管理等）を行う農業者などが締結するもの。
- 主業農家
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のこと。
- 食育
様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成17年(2005年)に施行された「食育基本法」に基づき、国が「食育推進基本計画」を策定し、推進している。
- 食料自給率
国内の食料消費について国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、その示し方として「カロリーベース総合食料自給率」、「生産額ベース総合食料自給率」の2通りが用いられる。
「カロリーベース総合食料自給率」・・・重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値。
「生産額ベース総合食料自給率」・・・カロリーの代わりに、価格を用いて計算した自給率の値。比較的低カロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜やくだものなどの生産等がよりの確に反映されるという特徴がある。
- 新規就農支援センター
就農を希望する人に対し、就農までの手順や研修、助成制度など、就農に関する情報の提供やアドバイスを行っている組織。熊本県農業公社内に設置。

- 森林インストラクター
森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者。
- 水田の汎用化
水田として利用してきた農地を水稻作及び畑作のいずれにも利用できるようにすること。
- スtockマネジメント
農業水利施設等について、管理段階から、施設の劣化状況等の調査・評価の結果を踏まえた対策・実施とその後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された様々なデータを活用しながら進めることにより、リスク管理を行いつつ施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための技術体系及び管理手法の総称。
- スマート農業
ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す新たな農業のこと。農業の現場における課題の一つである労働力不足が深刻化する中、スマート農業を活用することにより、農作業の省力・軽労化や、生産性の飛躍的向上、高品質な農産物の安定生産などが期待される。
- 生産組織
農作業受託や機械の共同利用など地域の実情に即した生産活動を行う組織のこと。
- 生産農業所得
農業生産によって社会経済的にみて、どれだけの価値が生み出されたかを示す指標で、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、補助金等を加味した農業純生産額（付加価値額）。
- 世界農業遺産
国連食糧農業機関が、次世代に継承すべき重要な農林水産業や生物多様性、農業景観を有する地域をシステムとして認定するもの。阿蘇地域は「阿蘇の草原の維持と持続的農業」として平成25年(2013年)5月に認定。世界で22ヶ国62地域、日本では11地域が認定（令和2年(2020年)6月現在）されている。
- センシング技術
センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術の総称。温度や明るさ、湿度といった要素を定量的データとして収集し、応用する技術全般が含まれる。
- 鮮度保持輸送技術
新たな輸送コンテナや包装資材等を活用することで、鮮度をなるべく保った状態で、より競争力の高い農林水産物等の輸送を行うための技術。
- 総合営農管理システム
圃場管理の効率化を目的として、ICT等を活用し農地情報や営農作業状況等を「見える化」するとともに、データをクラウド上に保管することで、複数名で共有することがで

きるシステム。

- 総合的病害虫管理（IPM：Integrated Pest Management）
病害虫の発生予察情報等に基づき、化学合成農薬だけに頼らず耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）の利用可能な全ての防除技術を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法のこと。
- 創造的復興
災害発生後、単に元あった姿に戻すだけでなく、地域の将来を見据え、更なる発展につながるような取組みを進めること。

た行

- 耐候性強化型ハウス
本計画においては、風速35m/s以上の強風に耐える構造計算がなされた低コスト耐候性ハウスと、過去に導入された角型鋼管ハウスを加えて、“耐候性強化型ハウス”と総称す。
- 耐風性ハウス
風速25m/s以上35m/s未満の強風に耐える構造を有するハウスのこと。
- 「たけモン」商品
「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト」商品の略。
くまもと「食」・「農」アドバイザーの小泉氏が監修し、県が認定した商品。
- 多面的機能支払制度
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的に、農業者や地域住民等が行う法面の草刈り、水路の泥上げなどの農地・農業施設の管理活動、植栽による景観形成などの地域住民と連携した共同活動、水路、農道等の補修・更新を支援するための制度。
- 地域営農組織
生産組織のうち集落あるいは集落を超えた旧市町村など自然的、地縁的なまとまりのある範囲やライスセンター（米麦を収穫した後、乾燥する施設）などの農業生産を行う範囲を単位として、地域の土地利用調整を前提とし効率的かつ安定的な営農を行う組織。
- 地下水と土を育む農業
「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」第2条で定義する、土づくりを行うことにより化学肥料及び農薬の使用を減少させ又は原則として使用しない取組み、家畜排せつ物を使用した良質な堆肥を生産及び流通させる取組み、飼料用米等の生産とその飼料の利用による畜産物の生産等及び農作物を作付しない期間における湛水等水田を有効活用に寄与する取組みのいずれかの取組みを行う農業であって、地下水の水質、水量の保全又は地力の増進に資すると認められる農業。
- 畜産クラスター
畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、

行政等)がクラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組み。

- 地産地消
県内農林水産物等を、より身近な地域で優先して消費すること。
- 地産地消協力店
県民が県産品の購入・利活用をすすめていくために、店舗独自の自主的な取組みにより県産品の良さをPRする販売店、飲食店。
- 中山間地域
山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域のこと。なお、農林水産省では、統計上、「山間農業地域」と「中間農業地域」を「中山間地域」としている。また、法律上では、特定農山村法、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法、離島振興法の5法指定地域が対象となる。
- 中山間地域等直接支払制度
中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、農業・農村の多面的機能を確保するため、自然的・社会的・経済的条件の不利な地域で農業生産活動を行う農業者などに対し、直接支払交付金が交付される制度。
- 鳥獣被害防止特別措置法
鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、平成19年(2007年)12月に制定。正式名称は「鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための特別措置に関する法律」。現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組みを主体的に行うことを支援するため、被害防止計画を作成した市町村に対して、鳥獣保護の許可権限の委譲や、特別交付税や補助事業等による財政支援等の措置が講じられている。
- 地理的表示保護制度(GI)
農林水産物・食品等の名称であって、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として国が保護する制度(平成27年(2015年)6月施行)。
- 土づくり
たい肥その他の有機質資材を施用することにより、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進すること。
- 田園回帰
都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向などのこと。
- 特定技能外国人材
深刻な人材不足に対応するため、平成31年(2019年)4月に創設された新たな在留資格「特定技能」に基づき、就労する外国人材。技能実習生が技能実習2号を良好に修了して

いる場合には、特定技能へ移行することができ、最長5年間在留できる。

○ 特別栽培農産物

国のガイドラインに基づき生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物のこと。

○ 特用林産物

主として森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもののうち、一般用材を除く品目の総称。きのこ類をはじめ、わらび、わさび等の山菜類、たけのこ、竹、木炭、薪など多岐にわたり、その範囲は極めて幅広い。

○ 都市農村交流施設

都市住民と農業者・農村とのふれあいを目的とした、農産物直売所等の展示・販売機能や体験農業機能等を備えた施設のこと。

○ 土地改良区

土地改良法に基づき都道府県知事の認可を得て設立される公的団体で、土地改良事業の事業主体となるばかりでなく、できあがった施設の管理まで行うことができる。令和2年(2020年)6月1日現在、熊本県内には91の土地改良区がある。

○ 土地改良施設

農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設のこと。貯水池、頭首工、排水機場、水路等が該当する。

○ 土地持ち非農家

耕地、耕作放棄地を合わせて5a以上所有しているが、経営耕地面積が10a未満で、かつ農産物販売金額が15万円未満の農家。

○ 土地利用型農業

土地を広く利用して水稲、麦、大豆、飼料作物等を生産する農業のこと。

○ トレーサビリティシステム（生産流通履歴情報システム）

食品などの生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができるシステムのこと。

○ ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。

農業用ドローンは、農薬散布や作物の生育状況のセンシング等の幅広い分野で既に実装が開始されており、ほ場・園地管理の効率化や、肥料や農薬のピンポイント散布による生産性の向上といった効果が期待されている。

な行

○ 日EU・EPA

日本と欧州連合間における、貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的と

する経済連携協定。(2019年2月1日発効)

- 日米貿易協定
日本とアメリカ合衆国間の自由貿易協定。(2020年1月1日発効)
- 日本型直接支払制度
農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するため、平成26年度(2014年度)から実施された国の制度。「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」の3制度からなる。
- 認定研修機関
就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関のこと。
- 認定農業者
計画的に自らの農業経営の改善を図っていこうとする農業者が、おおむね5年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市町村長等の認定を受けた者。
- 農業委員会
「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会で、主に合議体としての意思決定を行う農業委員(推薦・公募の実施後、議会の同意を経て市町村長が任命)と、現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員(農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施後、農業委員会が委嘱)によって構成される組織。
農業委員会は、農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進の取組みを行う農地利用の最適化の推進・実施機関としての役割を担っている。
- 農業遺産
農業の営みと景観、文化、生物多様性などが結び付いた農と文化のシステムや歴史的なかんがい施設などの総称。
- 農業共済組合
農業保険法に基づき農業保険制度を運営する農業団体。
- 農業共済制度
農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害、病虫害、鳥獣害等によって、農業者が受ける収穫量の減少等の損失を国と農業者(加入者)の拠出に基づく保険の仕組みにより補てんする国の補てん制度。
- 農業経営改善計画
農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。
農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。

- 農業産出額
品目別生産数量に農家庭先販売価格（卸売価格から集出荷経費、卸売手数料を引いた金額）を乗じて算出した額のこと、平成12年(2000年)までは「農業粗生産額」として表していた。
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型、準備型）
就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して資金交付する制度。就農に向けて、農業大学校や研修機関等において研修を受ける者に対して給付金を給付する準備型と経営開始直後の青年就農者に対して給付金を給付する経営開始型がある。
- 農業就業人口
15歳以上で農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事の両方に従事したが農業従事日数の方が多い者。
- 農業水利施設
農業用水を水源から取水し、農地へ運び農地からの排水を河川や海まで運ぶための施設。
例：頭首工（取水堰）、揚水機場（揚水ポンプ）、用水路、排水路、排水機場（排水ポンプ）、樋門等
- 農業生産資材価格指数
農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したもの。
- 農業の持つ多面的機能
国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
- 農業法人
「法人形態」によって農業を営む法人の総称。この農業法人には、「農事組合法人」と「会社法人」の2つのタイプがある。農地や採草放牧地を利用して農業経営を行う場合は、農地所有適格法人であることが必要。
- 農業保険制度
農業保険法に基づき、農業経営の安定を図るため、収入保険制度と農業共済制度からなる国の公的保険制度。
- 農産物価格指数
農家が販売するそれぞれの農産物の価格を総合的に把握するため、基準年を基に算出した指数。
- 農地集積
農業経営規模を縮小する農家などの農地や相続したが使う予定のない農地を、売買や貸借によって、地域農業を支える担い手（認定農業者等）へ集めること。

- 農地情報図（GIS）
地図と農地や水路などの図形情報、農地の地番や作物名などの文字情報、航空写真などの画像情報を結び付けて、コンピュータ上に再現し、位置や文字情報からの検索・各種情報の重ね合わせ・分析・分かりやすい地図表現等を行うシステム。
- 農地所有適格法人
農業を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人。
- 農地中間管理機構
農業経営を縮小する農家や相続した農地の借り手を探している方などから農地を借り受けて、地域の担い手農家などに貸し出しを行い、担い手への農地の集積・集約化を進めていく機関。
本県では、公益財団法人熊本県農業公社が、平成26年(2014年)3月に県から「農地中間管理機構」として指定を受け、平成26年(2014年)4月1日から業務を開始。
- 農福連携
障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながることを期待されている。
- 農用地区域
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。

は行

- 排水機場
地域の排水をポンプによって強制排水するための施設。大雨等により地域の水位が上昇し、自然排水が困難となった場合、逆流を防ぐために水門を閉め、大型ポンプにより、海や河川へ強制排水して農地や宅地への浸水被害を軽減する。
- ハザードマップ
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。避難所の位置や防災マニュアル等も記載されている。
- 販売農家
経営耕地面積が30 a 以上、または農作物販売金額が50万円以上の農家。
- 非主食用米
飼料用米、米粉用米、加工用米など、主食用として利用しない米。
- 人・農地プラン
担い手が不足していることや担い手の農地が散らばっていることなどの「人と農地の問題」を解決するため、市町村が主体となって集落・地域で徹底的な話し合いを行い、今後の

地域の中心となる経営体や近い将来の農地の出し手の状況、将来の地域農業のあり方などについて定めるもの。

○ 普及指導員

従来の専門技術員と改良普及員とを一元化し、平成17年(2005年)4月から都道府県に設置された職員。高度で多様な技術・知識をよりの確に農業現場に普及していくために、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究と農業者への普及指導を併せて実施。

○ 豚熱

CSFウイルスの感染による豚とイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととされている。

○ フードバレーアグリビジネスセンター

6次産業化の支援や事業者と食品関連企業等との新たな結びつけを行うとともに高付加価値化に関する試験研究等を行うため、熊本県農業研究センター一業研究所内に整備し、平成27年度(2015年)から業務を開始した施設。

○ 防護延長

海岸保全施設等で自然災害を防いでいる延長。

ま行

○ マーケットイン

商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法。

○ むらづくり

農山漁村の”宝”を活かした、住民主体の地域が元気になる取組み。

○ モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること。

や行

○ 有害鳥獣

人や家畜及び農作物などに被害を与える鳥獣のことで、クマ、シカ、イノシシ、サル、カラスなどが農地や集落等に入り込み、何らかの害を及ぼす場合にいう。

○ 有機農業

「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)の第二条において、有機農業は次のように定義される。「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」。有機農法、有機栽培、オーガニック農法などとも呼ばれる。

○ 輸出促進アドバイザー

輸出に意欲や関心、可能性を持つ農林水産生産者等に対し、輸出に向けたアドバイスや海外事情の情報提供、商談支援等総合的な支援を行う専門家。

ら行

○ ライフサイクルコスト

農業水利施設等について、その建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

○ 6次産業化

農業者が生産（第1次産業）、加工（第2次産業）、販売・流通（第3次産業）の一体化により付加価値を増大させる経営の多角化の取組みのこと。

英字

○ AI (Artificial Intelligence)

人工知能(AI)とは、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。

○ GAP (Good Agricultural Practice)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

○ GIS (Geographic Information System)

地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

○ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等事業者自らが原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析(HA)した上で、危害の防止につながる特に重要な行程(CCP)を継続的に監視・記録する工程管理システム。

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。ICTは各種産業への普及が期待できるが、農業では農業機械のGPSナビゲーションシステムや施設園芸における複合環境制御などへの導入が期待される。

○ IoT (Internet of Things)

様々な「モノ(物)」が自律的にインターネットに接続され(単に繋がるだけでなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

○ JAS有機農産物

JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)に基づき、規格化されており、堆肥等で土

づくりを行い、播種又は植え付け前2年以上（多年生作物の場合、最初の収穫前3年以上）の間、禁止された農薬や化学肥料を使用しない田畑で有機栽培された有機農産物のこと。農林水産省の登録を受けた第三者機関（登録認証機関）の認証による有機JASの格付け審査に合格することが必要である。

○ NPO (Non-Profit Organization、Not-for-Profit Organization)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を配分することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うことそのものは認められているが、事業収益は、社会貢献活動に充てることとなる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人「NPO法人」という。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待される。

○ QRコード

マトリックス型二次元コード。バーコードよりも大容量の情報を記録することができる。

○ RTF (Ready To Flower) 苗

花芽分化の準備ができていることを意味するの略。定義は、花芽を持つ茎が伸びているが、花芽分化は始まっていない状態の活力ある苗のこと。RTF苗は、熊本県農業研究センターで開発された技術で、トルコギキョウ切り花の抑制栽培において計画的な生産が可能となる。

○ TMR (Total Mixed Ration)

粗飼料、濃厚(配合)飼料、ミネラル、ビタミン等を家畜が要求する栄養成分を満たすよう適正に配合し、選び食いが出来ないように混合した飼料のこと。

○ TPP11 (Trans-Pacific Partnership 11)

米国を除く環太平洋連携協定(TPP)参加11カ国(メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ペルー、チリ)による新協定。域内の農畜産物、工業製品の関税撤廃や削減に加え、投資、知的財産権保護、電子商取引など広範な分野のルールが定められている。(2018年12月30日発効)CPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)とも称される。

○ UIJターン

Uターン：地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることを指す。

Iターン：都市部から出身地とは違う地方に移住して働くことを指す。

Jターン：生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後、故郷に近い地方都市に移住することを指す。

○ WCS用稲 (Whole Crop Silage)

とうもろこしや稲のように、従来は子実をとることを目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を一緒に収穫してサイレージに調整したもの。こうして利用することにより、乳用牛や、肉用牛にとってバランスがとれた栄養収量の高い飼料生産が可能となる。

熊本県食料・農業・農村基本計画

令和3年(2021年)2月策定

発行 熊本県農林水産部農林水産政策課

〒862-8570

電話 096-383-1111 (代表)

096-333-2364 (直通)

FAX 096-383-3270



©2010 熊本県 くまモン

発行者：熊本県
所 属：農林水産政策課
発行年度：令和2年度(2020年度)